

座間市高齢者保健福祉計画

第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

座間市

はじめに

本計画は、3年ごとの見直しを行い、平成12年の第1期計画から7度目の改訂を迎えることとなりました。我が国は既に超高齢社会を迎え、令和2年には65歳以上の人口が28.5%となりました。比較的若い世代の多い本市においても、令和2年には65歳以上の人口が25.7%となり、約4人に1人が高齢者となっています。また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には、介護を必要とする高齢者が急増すると予測されます。

このように、社会状況が大きく変化していく中で、本市は、平成27年度の介護保険制度改正から、令和7年度を目処に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするための地域包括ケアシステムを推進していくこととし、限りある資源を効率的かつ効果的に活用しながら、自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制づくりを進めてきました。また、令和3年度の介護保険制度改正における国の基本指針では、更にその先の社会として、「団塊ジュニアの世代」が全て65歳以上となり、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれる令和22年を見据えながら、地域包括ケアシステムを発展させることで、「支える側」「支えられる側」という従来の概念を超えてお互いを支え合う地域共生社会の実現を目指すことや、自立支援、介護予防・重度化防止の推進や認知症施策の総合的な推進、災害や感染症対策に関わる体制の整備などに努めることとされています。

本計画においては、こうした基本指針の趣旨を盛り込み、前回計画の基本理念である「支え合い、健やかで、安らぎに満ちた長寿社会を目指して」を受け継ぎつつ、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据え、「地域包括ケアシステムの推進」及び「介護保険制度の持続可能性の確保」の二つの目標を掲げて取り組んでまいります。

地域で支える高齢者福祉には、今後ますます市民の皆様のご協力が不可欠なものとなってまいります。一人ひとりが地域の一員としてお互いを支え合うことができるよう、皆様とともにこの計画を着実に実行し、この座間を笑顔あふれる、思いやりに満ちたまちにしてまいりたいと存じます。

最後に、本計画の策定に当たり、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただいた皆様、慎重なご審議をいただきました座間市地域保健福祉サービス推進委員会の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

座間市長 佐藤 弥斗

目次

| | |
|------------------------------|------------|
| 総論 | 1 |
| 第1章 計画の概要 | 3 |
| 1 計画策定の背景 | 3 |
| 2 計画の位置付け | 4 |
| 3 計画の期間 | 5 |
| 第2章 高齢者の状況と計画課題 | 6 |
| 1 高齢者人口の推移と今後の見込み | 6 |
| 2 要介護等認定者数の推移と今後の見込み | 8 |
| 3 高齢化・認定率の現状（国・県・他自治体との比較） | 11 |
| 4 認知症高齢者数の推移と今後の見込み | 13 |
| 5 計画の課題 | 15 |
| 第3章 計画の基本理念と目標 | 23 |
| 1 目指すべき将来像（基本理念） | 23 |
| 2 計画目標 | 25 |
| 3 日常生活圏域の設定 | 27 |
| 4 施策の体系 | 28 |
| 各論 | 31 |
| 第4章 地域包括ケアシステムの推進 | 33 |
| 1 健康寿命の延伸に向けた支援 | 33 |
| 2 社会参加・生きがいのづくりの推進 | 41 |
| 3 認知症施策の推進 | 46 |
| 4 住み慣れた地域で自立して暮らせる連携・支援体制づくり | 49 |
| 5 安心して暮らせるまちづくり | 61 |
| 第5章 介護保険制度の持続可能性の確保 | 75 |
| 1 介護サービスの現状 | 75 |
| 2 介護保険制度の持続可能性の確保に向けた取組 | 77 |
| 3 介護サービスの充実 | 85 |
| 第6章 計画の推進体制 | 122 |
| 1 計画の推進体制と進行管理 | 122 |
| 資料編 | 123 |
| 1 アンケート調査結果の概要 | 125 |
| 2 用語解説 | 147 |
| 3 計画策定過程 | 150 |

総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

総務省統計局によると、令和2年1月1日現在、我が国の総人口は約1億2,598万8千人、65歳以上の人口は3,592万人、高齢化率は28.5%で、4人に1人以上が高齢者です。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年1月推計)」によれば、日本の将来人口は、今後とも減少する見通しで、令和7(2025)年に1億2,254万4千人(高齢化率30.0%)、令和35(2053)年には1億人を割って9,924万人(高齢化率38.0%)と推計されています(出生中位(死亡中位)推計による。)

本市におきましても、65歳以上人口は令和2年10月1日で33,823人(高齢化率25.7%)となっており、平成29年の32,254人(高齢化率24.8%)より高齢化率が0.9ポイント増加しています。

今後、絶対数の多い「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年には、介護の必要な高齢者数が急速に増加することが考えられます。このため高齢者の一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるための様々な施策の展開が求められます。更にその先を展望すると、令和22(2040)年には、「団塊ジュニアの世代」が全て高齢者となることから、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上の人口の急速な増加が見込まれます。

全国的にも、第5期計画以降、地域包括ケアシステムの構築と推進に向けて、高齢者一人ひとりの尊厳が保たれ、有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つの要素を切れ目なく提供し、支援していく仕組みづくりが進められてきました。

また、福祉における総合的な流れとして、国は高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。

本市では、平成30年3月に「座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、高齢者の尊厳の保持や介護予防、地域密着型サービスに重点を置き、高齢者保健福祉施策を一層充実できるよう進めてきました。

本計画は、前回の計画の基本理念を受け継ぎながら、高齢者を巡る新たな社会動向を見極め、様々な課題を解決していくため、市、市民、事業者が協働して取り組む内容をまとめたものです。

2 計画の位置付け

(1) 法制度における位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「老人福祉計画」として、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき施策全般を定めるものです。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に基づく計画であり、要支援・要介護認定者や介護保険サービス量、介護保険事業費の見込み等について定めるものです。

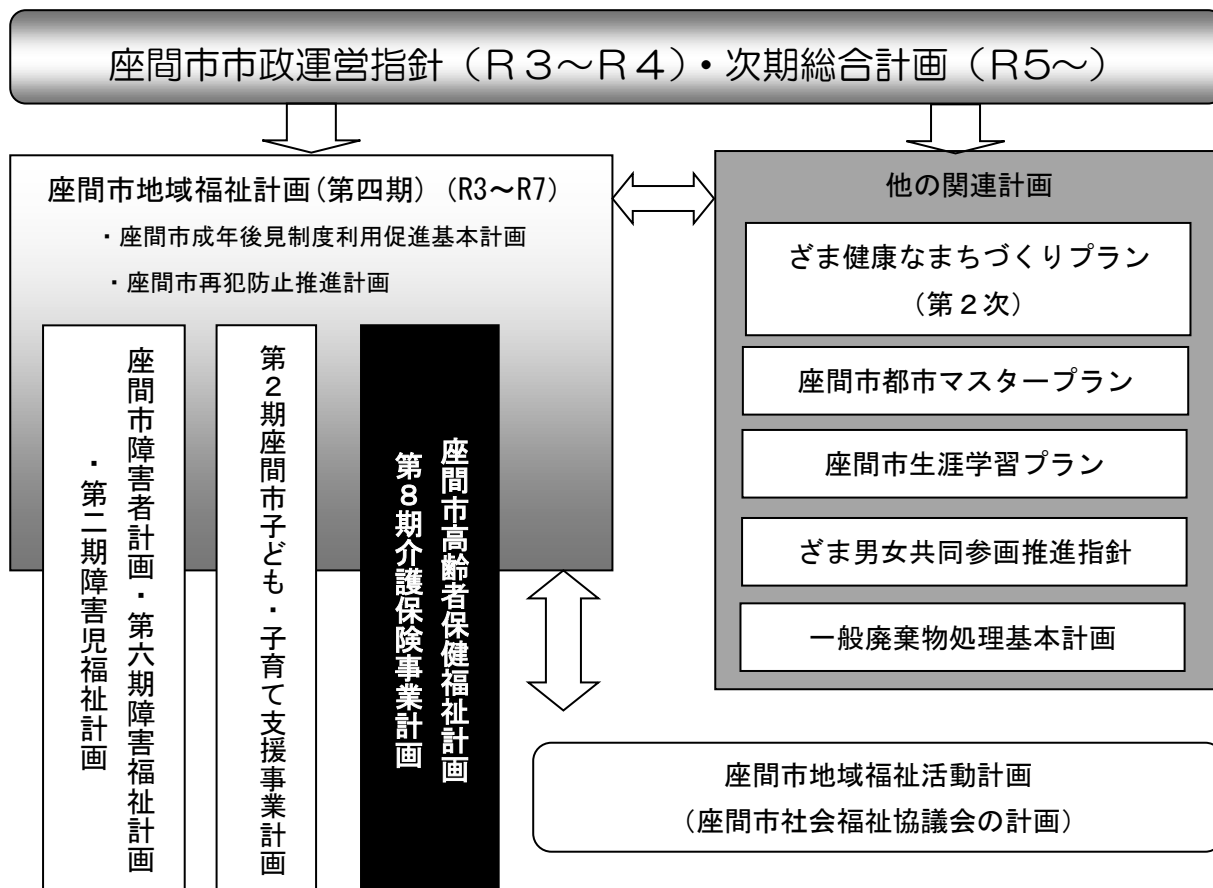
なお、前期計画に引き続き、健康づくりと介護予防を一体のものとして捉え、「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」を高齢者に対する総合的な計画として一体的に策定します。

(2) 本市の計画体系における位置付け

この計画は、第四次座間市総合計画を基本として策定した「座間市市政運営指針」を基本とし、市の関連個別計画との整合を取りながら策定しています。

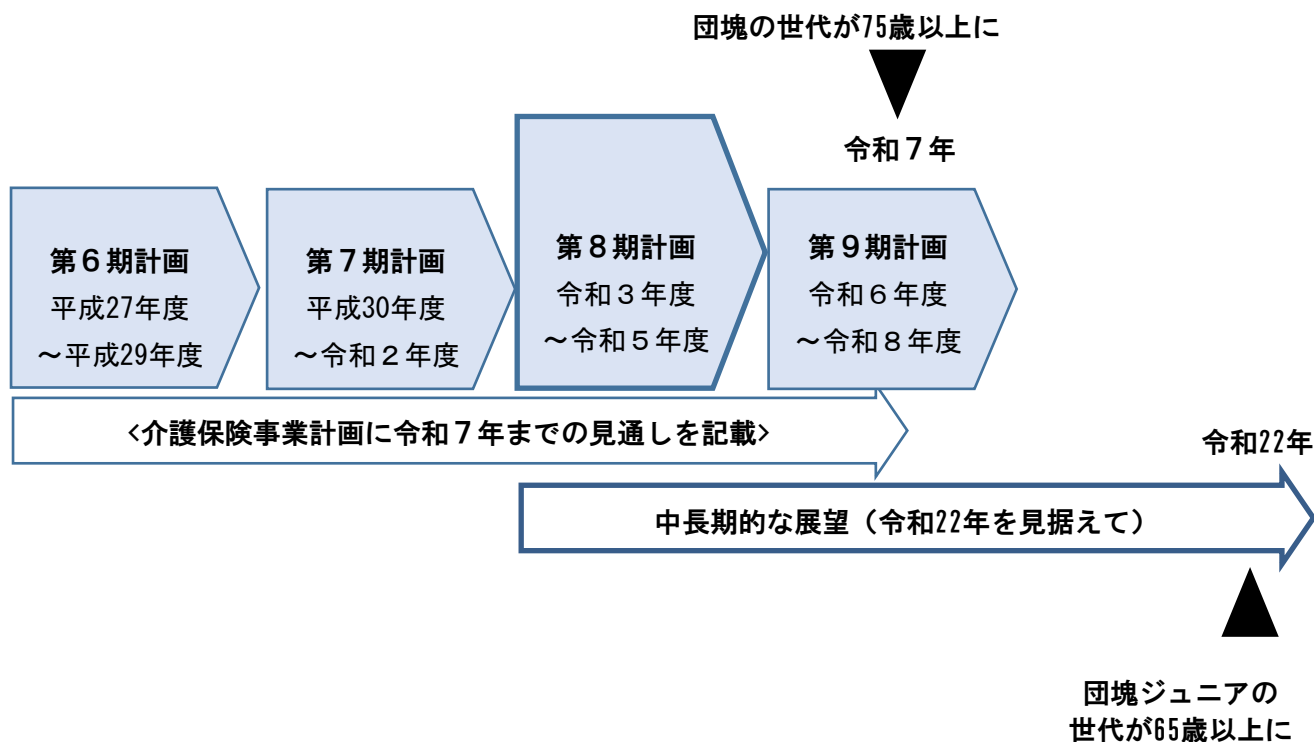
また、本計画は、地域全体で支える社会福祉の仕組みづくりを構築し、誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指す「座間市地域福祉計画(第四期)」を上位計画として推進していくものです。

◆位置付け(イメージ図)



3 計画の期間

この計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を最終年度とする3か年計画です。なお、第8期計画では、団塊の世代が75歳以上に達する令和7（2025）年度を見据えるとともに、団塊ジュニアの世代が65歳以上になり、現役世代が急減するとされる令和22（2040）年度も念頭に入れた中・長期的展望に立ち、計画を推進していきます。



第2章 高齢者の状況と計画課題

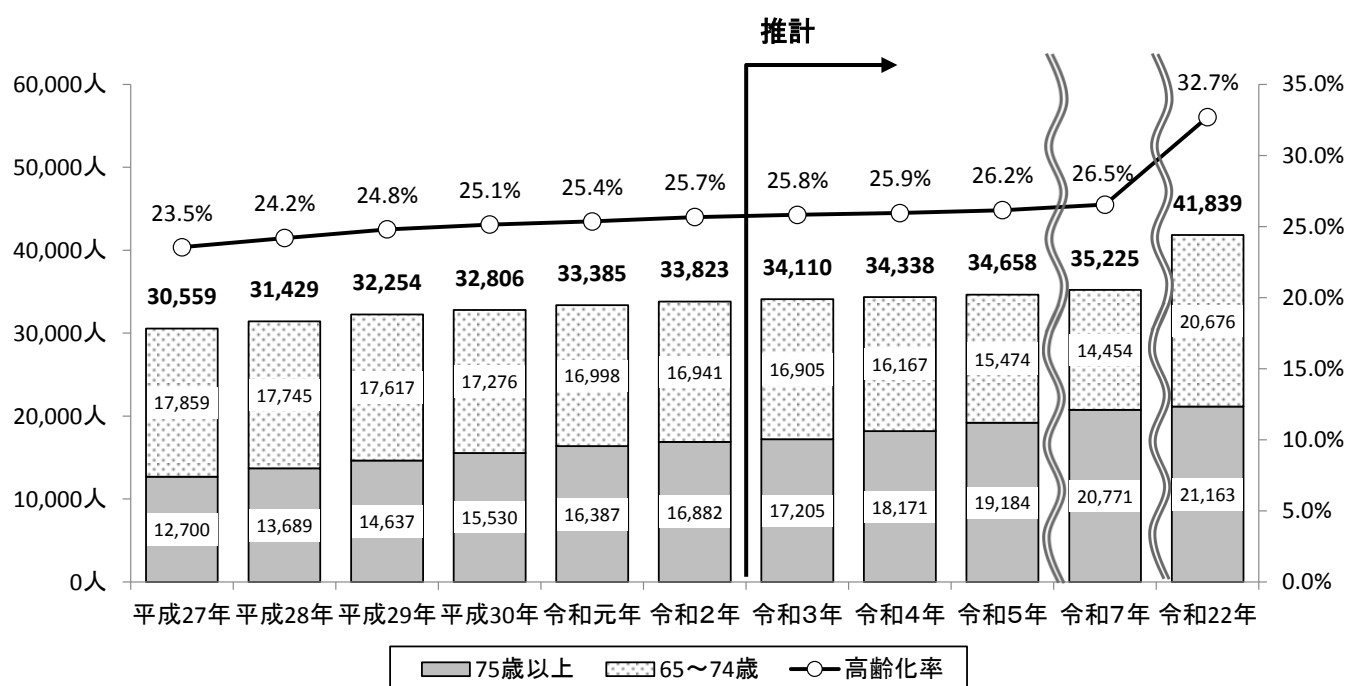
1 高齢者人口の推移と今後の見込み

本市の65歳以上人口は令和2年10月1日現在、33,823人で、65～74歳の前期高齢者が16,941人、75歳以上の後期高齢者が16,882人となっています。対総人口比で見ると、75歳以上の後期高齢者の割合が毎年増加しています。

【人口の推移と今後の見込み】単位：人

| 年度 | 実績 | | | | | | 推計 | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期 | | | | |
| | 平成27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 7年 | 22年 |
| 総人口 | 129,790 | 129,935 | 130,056 | 130,475 | 131,647 | 131,774 | 132,086 | 132,324 | 132,514 | 132,694 | 127,927 |
| 40～64歳 | 46,535 | 46,768 | 46,991 | 47,137 | 47,711 | 47,817 | 48,112 | 48,400 | 48,549 | 48,572 | 42,150 |
| 65歳以上人口 | 30,559 | 31,429 | 32,254 | 32,806 | 33,385 | 33,823 | 34,110 | 34,338 | 34,658 | 35,225 | 41,839 |
| 65～74歳 | 17,859 | 17,745 | 17,617 | 17,276 | 16,998 | 16,941 | 16,905 | 16,167 | 15,474 | 14,454 | 20,676 |
| 75歳以上 | 12,700 | 13,689 | 14,637 | 15,530 | 16,387 | 16,882 | 17,205 | 18,171 | 19,184 | 20,771 | 21,163 |
| 高齢化率 | 23.5% | 24.2% | 24.8% | 25.1% | 25.4% | 25.7% | 25.8% | 25.9% | 26.2% | 26.5% | 32.7% |
| 65～74歳 | 13.8% | 13.7% | 13.5% | 13.2% | 12.9% | 12.9% | 12.8% | 12.2% | 11.7% | 10.9% | 16.2% |
| 75歳以上 | 9.8% | 10.5% | 11.3% | 11.9% | 12.4% | 12.8% | 13.0% | 13.7% | 14.5% | 15.7% | 16.5% |

※H27～R2は住民基本台帳人口。R3以降はコーホート変化率法による推計値(各年10月1日現在)



※日常生活圏域ごとの65歳以上人口の今後の見込み（単位：人）

| 日常生活圏域 | | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和22年 |
|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第1圏域 (相模が丘) | 65歳以上 | 6,035 | 6,075 | 6,132 | 6,232 | 7,402 |
| | 65～74歳 | 2,991 | 2,860 | 2,738 | 2,557 | 3,658 |
| | 75歳以上 | 3,044 | 3,215 | 3,394 | 3,675 | 3,744 |
| 第2圏域 (小松原、ひばりが丘、東原) | 65歳以上 | 7,472 | 7,522 | 7,592 | 7,716 | 9,165 |
| | 65～74歳 | 3,703 | 3,542 | 3,390 | 3,166 | 4,529 |
| | 75歳以上 | 3,769 | 3,980 | 4,202 | 4,550 | 4,636 |
| 第3圏域 (さがみ野、栗原中央、南栗原、西栗原) | 65歳以上 | 4,915 | 4,948 | 4,994 | 5,076 | 6,029 |
| | 65～74歳 | 2,436 | 2,330 | 2,230 | 2,083 | 2,979 |
| | 75歳以上 | 2,479 | 2,618 | 2,764 | 2,993 | 3,050 |
| 第4圏域 (相武台、広野台、栗原、緑ヶ丘二～六丁目、明王) | 65歳以上 | 5,614 | 5,652 | 5,705 | 5,798 | 6,886 |
| | 65～74歳 | 2,782 | 2,661 | 2,547 | 2,379 | 3,403 |
| | 75歳以上 | 2,832 | 2,991 | 3,158 | 3,419 | 3,483 |
| 第5圏域 (緑ヶ丘一丁目、立野台、入谷東) | 65歳以上 | 4,182 | 4,210 | 4,249 | 4,319 | 5,130 |
| | 65～74歳 | 2,073 | 1,982 | 1,897 | 1,772 | 2,535 |
| | 75歳以上 | 2,109 | 2,228 | 2,352 | 2,547 | 2,595 |
| 第6圏域 (入谷西、四ツ谷、新田宿、座間) | 65歳以上 | 5,892 | 5,931 | 5,986 | 6,084 | 7,227 |
| | 65～74歳 | 2,920 | 2,792 | 2,672 | 2,497 | 3,572 |
| | 75歳以上 | 2,972 | 3,139 | 3,314 | 3,587 | 3,655 |
| 市合計 | 65歳以上 | 34,110 | 34,338 | 34,658 | 35,225 | 41,839 |
| | 65～74歳 | 16,905 | 16,167 | 15,474 | 14,454 | 20,676 |
| | 75歳以上 | 17,205 | 18,171 | 19,184 | 20,771 | 21,163 |

※各圏域については、P27の日常生活圏域の地図を参照

2 要介護等認定者数の推移と今後の見込み

本市の要介護等認定者数は令和2年10月1日現在で5,515人となっており、内訳としては、65～74歳が731人（13.3%）、75歳以上が4,638人（84.1%）、第2号被保険者（40～64歳）が146人（2.6%）で、認定者の8割以上が75歳以上となっています。

要介護等認定者の出現率で見ると、65～74歳の前期高齢者が約4%に対して、75歳以上の後期高齢者は約27%前後となっています。

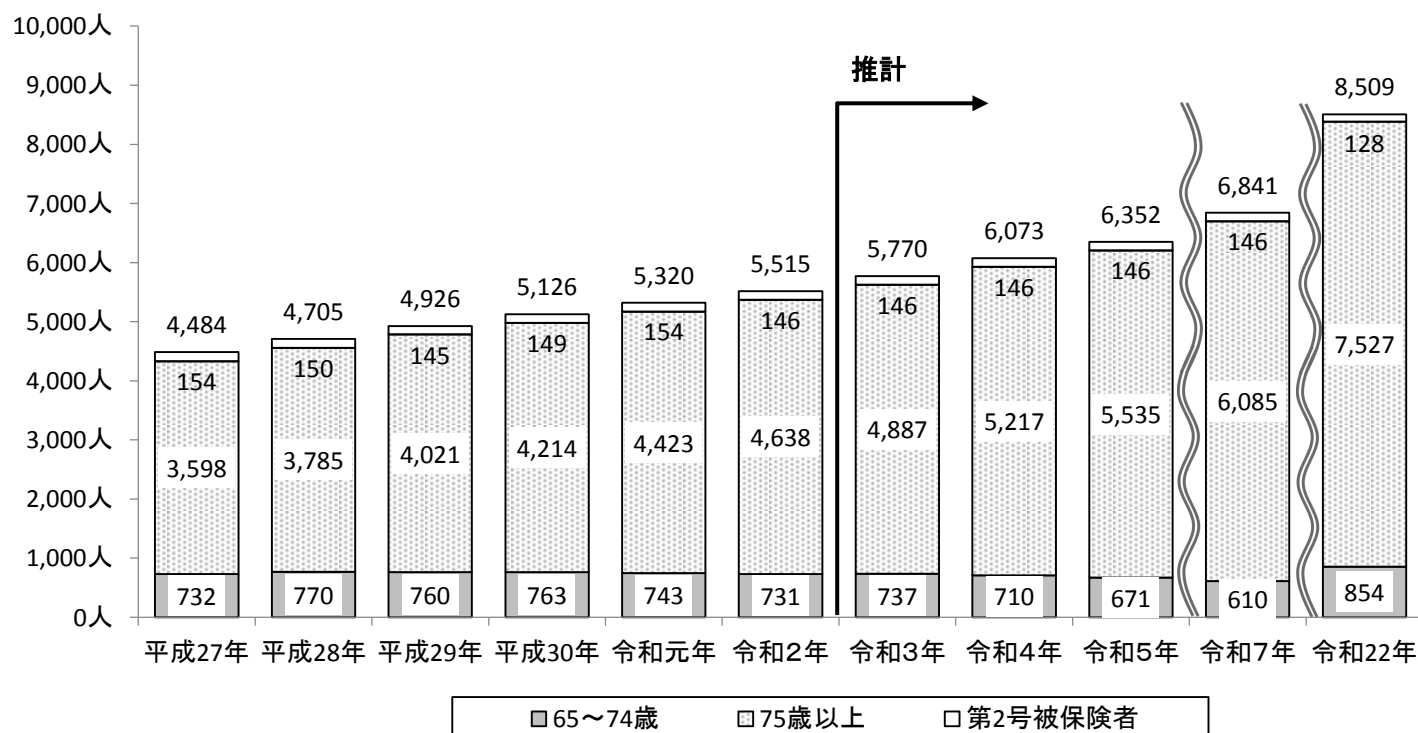
なお、座間市では平成29年度より「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が始まり、サービス及び給付の多様化とともに、「事業対象者」の区分が新設され個々の状態に即したサービス体制整備に努めてまいりました。

【要介護等認定者の推移と今後の見込み】 単位：人

| 年度 | 実績 | | | | | | 推計 | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期 | | | | |
| | 平成27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 7年 | 22年 |
| 認定者(計) | 4,484 | 4,705 | 4,926 | 5,126 | 5,320 | 5,515 | 5,770 | 6,073 | 6,352 | 6,841 | 8,509 |
| 第1号被保険者 | 4,330 | 4,555 | 4,781 | 4,977 | 5,166 | 5,369 | 5,624 | 5,927 | 6,206 | 6,695 | 8,381 |
| 65～74歳 | 732 | 770 | 760 | 763 | 743 | 731 | 737 | 710 | 671 | 610 | 854 |
| 75歳以上 | 3,598 | 3,785 | 4,021 | 4,214 | 4,423 | 4,638 | 4,887 | 5,217 | 5,535 | 6,085 | 7,527 |
| 第2号被保険者 | 154 | 150 | 145 | 149 | 154 | 146 | 146 | 146 | 146 | 146 | 128 |

※介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

※推計値は、要介護等認定者の出現率を推計し、被保険者数の推計値（人口推計により算出）に乗じて算出しています。



【第1号・第2号被保険者数の推移と今後の見込み】 単位：人

| 年度 | 実績 | | | | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期 | | | | |
| | 平成 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和 元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 7年 | 22年 |
| 第1号被保険者 | 30,595 | 31,410 | 32,220 | 32,806 | 33,385 | 33,806 | 34,110 | 34,338 | 34,658 | 35,225 | 41,839 |
| 65～74歳 | 17,863 | 17,721 | 17,579 | 17,276 | 16,998 | 16,914 | 16,905 | 16,167 | 15,474 | 14,454 | 20,676 |
| 75歳以上 | 12,732 | 13,689 | 14,623 | 15,530 | 16,892 | 16,892 | 17,205 | 18,171 | 19,184 | 20,771 | 21,163 |
| 第2号被保険者 | 46,535 | 46,768 | 46,991 | 47,137 | 47,711 | 47,817 | 48,112 | 48,400 | 48,549 | 48,572 | 42,150 |

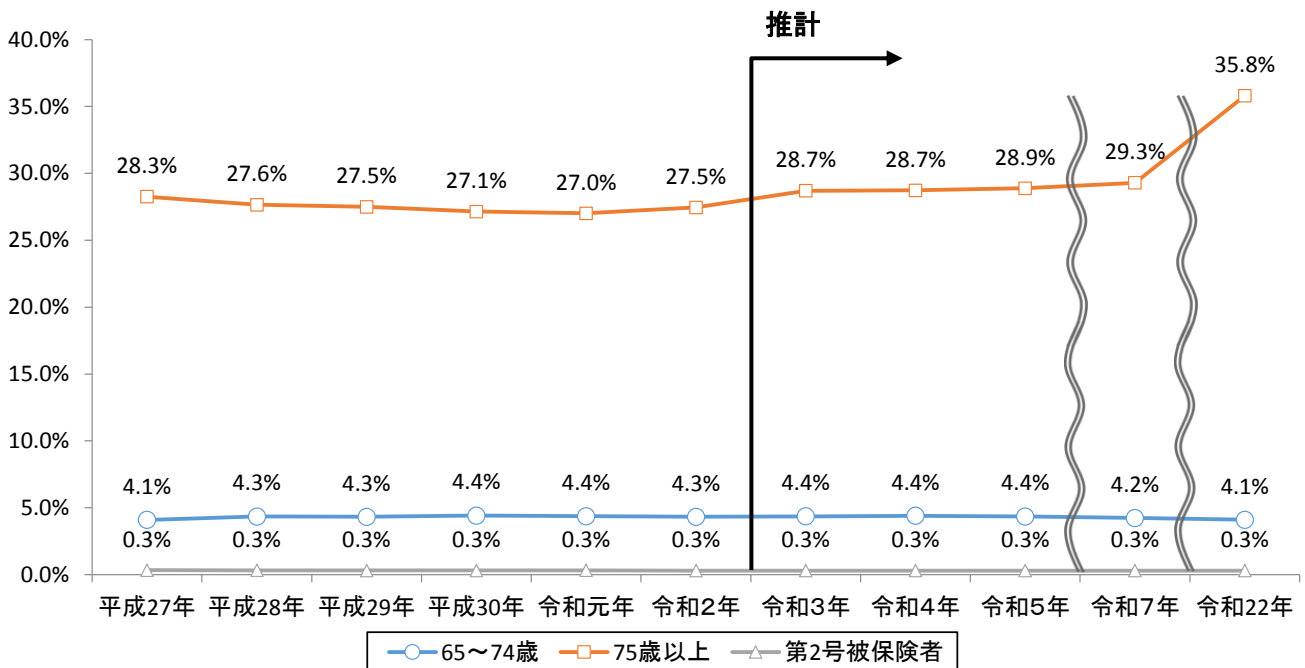
※介護保険事業状況報告（住所地特例者を含むため、R2年度までの実績は人口と一致しません。）（各年10月1日現在）

※第2号被保険者数は40～64歳人口を引用しています。

【要介護等認定者の出現率】 単位：%

| 年度 | 実績 | | | | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期 | | | | |
| | 平成 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和 元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 7年 | 22年 |
| 第1号被保険者 | 14.2% | 14.5% | 14.8% | 15.2% | 15.5% | 15.9% | 16.5% | 17.3% | 17.9% | 19.0% | 20.0% |
| 65～74歳 | 4.1% | 4.3% | 4.3% | 4.4% | 4.4% | 4.3% | 4.4% | 4.4% | 4.3% | 4.2% | 4.1% |
| 75歳以上 | 28.3% | 27.6% | 27.5% | 27.1% | 27.0% | 27.5% | 28.7% | 28.7% | 28.9% | 29.3% | 35.6% |
| 第2号被保険者 | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% |

※出現率＝要介護等認定者/第1号被保険者（各年10月1日現在）



【要介護等認定者の推移と今後の見込み】 単位：人

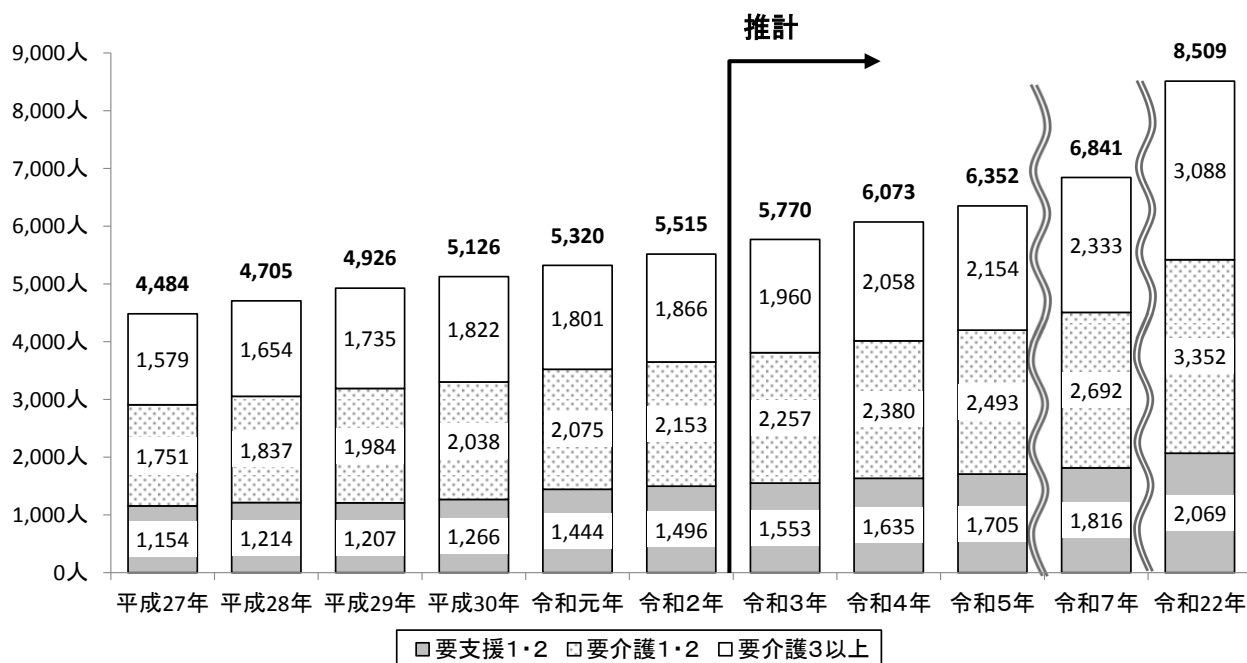
| 年度 | 実績 | | | | | | 推計 | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期 | | | | | |
| | 平成27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 7年 | 22年 | |
| 認定者(計) | 4,484 | 4,705 | 4,926 | 5,126 | 5,320 | 5,515 | 5,770 | 6,073 | 6,352 | 6,841 | 8,509 | |
| 要支援1 | 536 | 538 | 518 | 563 | 678 | 701 | 727 | 763 | 795 | 840 | 841 | |
| 要支援2 | 618 | 676 | 689 | 703 | 766 | 795 | 826 | 872 | 910 | 976 | 1,128 | |
| 要介護1 | 879 | 922 | 1,006 | 1,037 | 969 | 1,039 | 1,087 | 1,149 | 1,205 | 1,303 | 1,580 | |
| 要介護2 | 872 | 915 | 978 | 1,001 | 1,106 | 1,114 | 1,170 | 1,231 | 1,288 | 1,389 | 1,772 | |
| 要介護3 | 638 | 641 | 697 | 752 | 700 | 734 | 769 | 810 | 848 | 918 | 1,211 | |
| 要介護4 | 502 | 536 | 546 | 591 | 603 | 621 | 653 | 685 | 718 | 781 | 1,046 | |
| 要介護5 | 439 | 477 | 492 | 479 | 498 | 511 | 538 | 563 | 588 | 634 | 831 | |

| | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 要支援1・2 | 1,154 | 1,214 | 1,207 | 1,266 | 1,444 | 1,496 | 1,553 | 1,635 | 1,705 | 1,816 | 2,069 |
| 要介護1・2 | 1,751 | 1,837 | 1,984 | 2,038 | 2,075 | 2,153 | 2,257 | 2,380 | 2,493 | 2,692 | 3,352 |
| 要介護3以上 | 1,579 | 1,654 | 1,735 | 1,822 | 1,801 | 1,866 | 1,960 | 2,058 | 2,154 | 2,333 | 3,088 |

※介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

※推計値には第2号被保険者を含んでいます。

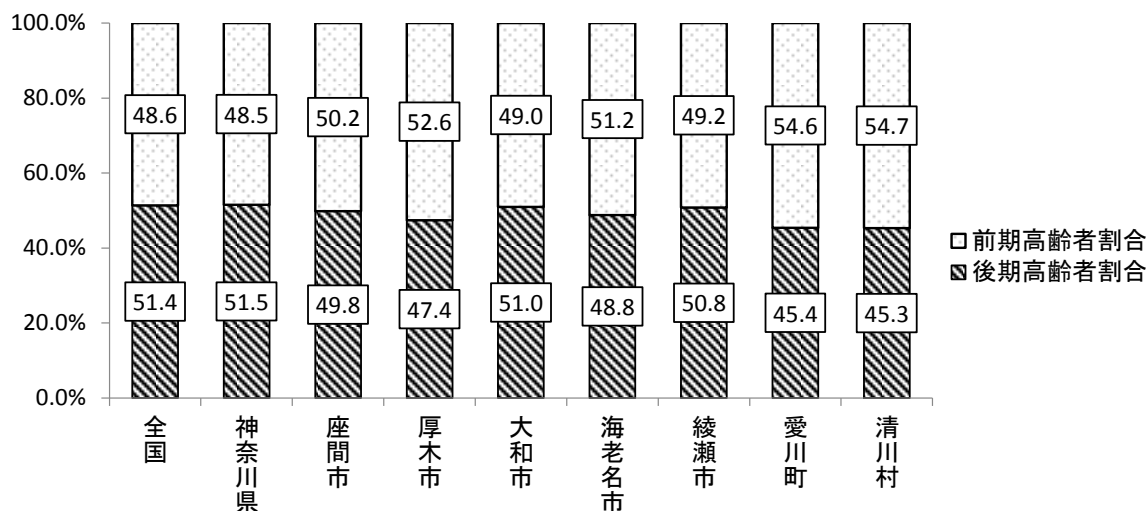
※推計値は、令和2年11月末時点で令和2年9月の認定率を用いて自然体推計しています。



3 高齢化・認定率の現状(国・県・他自治体との比較)

座間市の第1号被保険者に占める前期・後期高齢者の割合は前期高齢者が50.2%、後期高齢者が49.8%となっています。全国平均や県平均と比較すると、後期高齢者の割合は低ですが、近隣の市町村と比較すると、大和市・綾瀬市に次いで3番目に高くなっています。

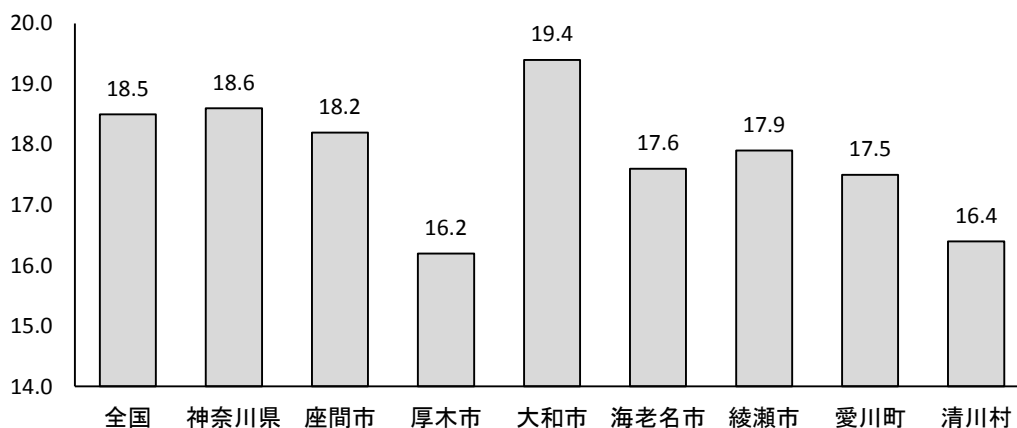
【第1号被保険者に占める前期・後期高齢者割合の国・県・他自治体との比較】



出典：介護保険事業報告書月報（令和元年時点）

座間市の認定率を見ると、18.2%であり、全国や県に比べるとやや低くなっています。しかし、近隣の市町村と比較すると、大和市に次いで2番目に高くなっています。

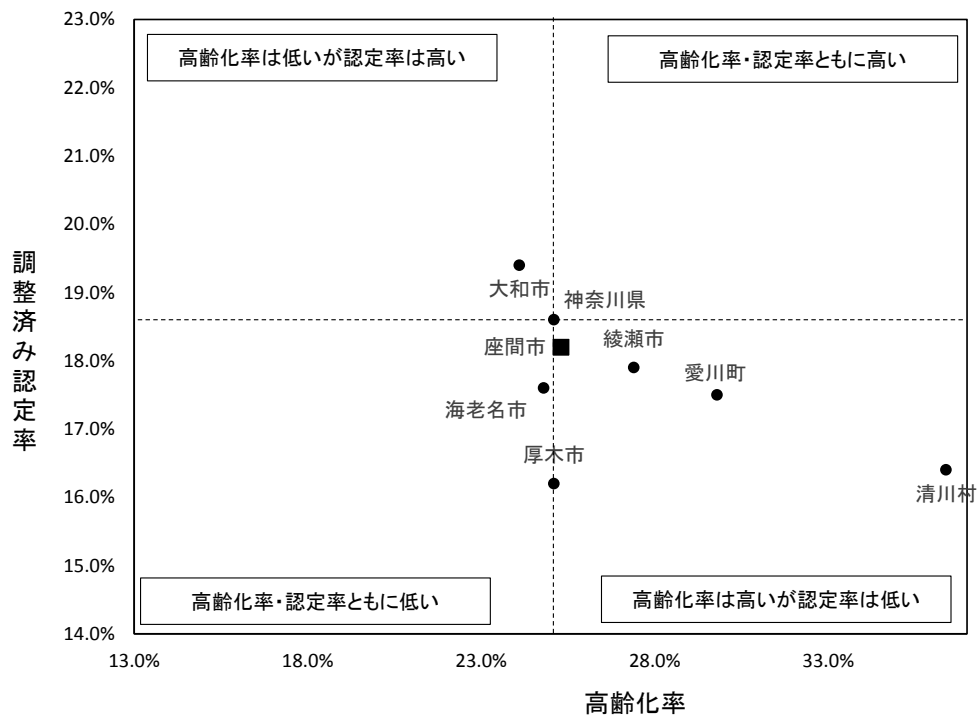
【調整済み認定率の国・県・他自治体との比較】



出典：介護保険事業報告書月報（令和元年時点）

高齢化率と調整済み認定率の分布について、神奈川県平均を中心にみると、座間市は「高齢化率は高いが、認定率は低い」傾向にあります。

【高齢化率と調整済み認定率の県・他自治体との分布比較】



出典（調整済み認定率）：介護保険事業報告書月報（令和元年時点）

出典（高齢化率）：神奈川県年齢別人口統計調査（令和元年時点1月1日時点）

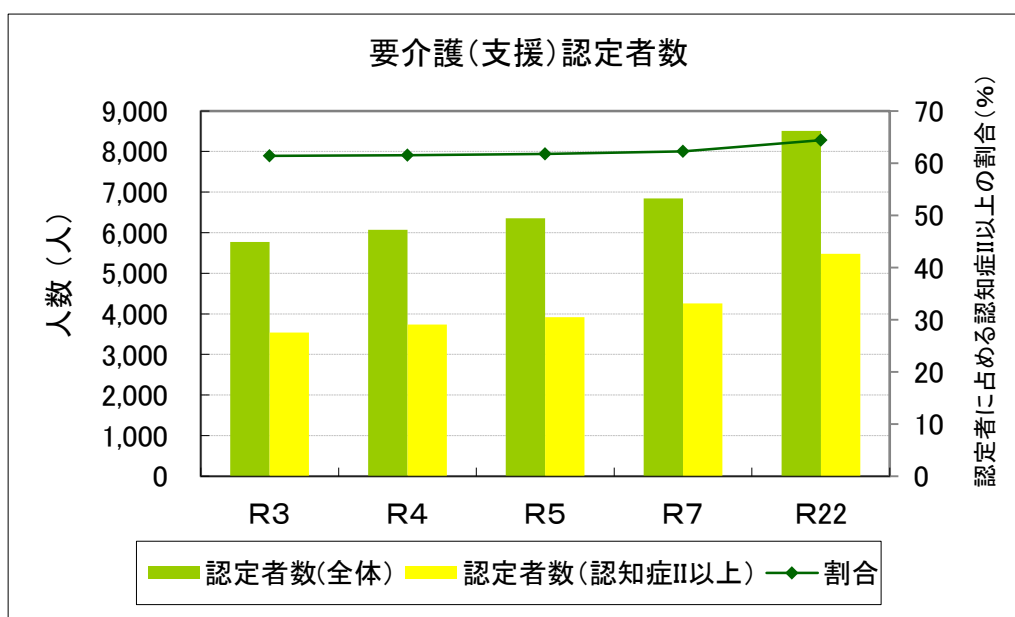
4 認知症高齢者数の推移と今後の見込み

本市において、要介護認定者数の推計結果に基づく試算によれば、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の方は、令和5年度で3,922人、要介護（要支援）認定者数に占める割合は61.7%、内訳としては、要介護1・2で7割、要介護3以上で8割を超えるものと見込まれます。

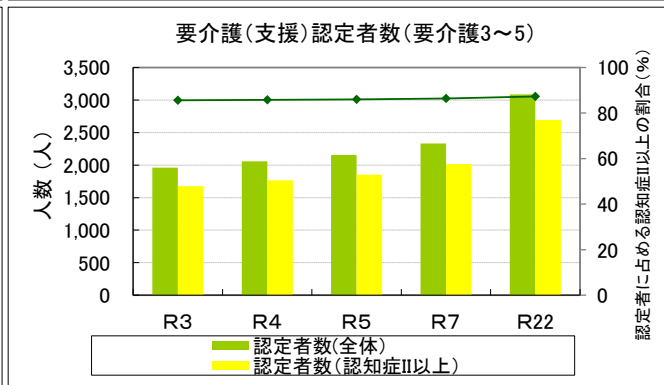
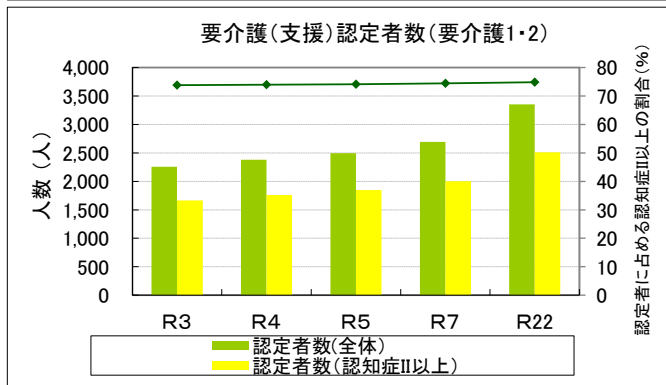
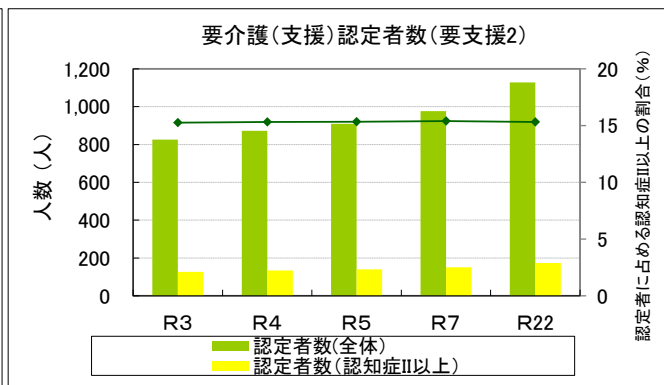
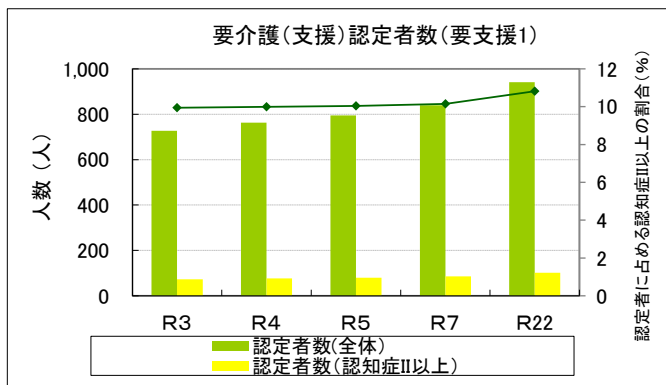
認知症日常生活自立度は、普段の本人の様子や症状を判断基準として、かかりつけ医が大きく分けて5段階に分類したものであり、疾病としての認知症と診断したものではありません。したがって、日常生活自立度Ⅱ以上の方の中には、加齢による物忘れのレベルの方も相当数含まれています。

【認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上）の今後の見込み】 単位：人、%

| 年度 | 推計 | | | | |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年 | 4年 | 5年 | 7年 | 22年 |
| 認知症日常生活自立度Ⅱ以上（人） | 3,541 | 3,736 | 3,922 | 4,256 | 5,479 |
| 要支援1 | 72 | 76 | 80 | 85 | 102 |
| 要支援2 | 126 | 133 | 140 | 150 | 173 |
| 要介護1・2 | 1,665 | 1,761 | 1,849 | 2,004 | 2,510 |
| 要介護3以上 | 1,677 | 1,766 | 1,853 | 2,016 | 2,695 |
| 認定者数に占める認知症Ⅱ以上の割合（%） | 61.4 | 61.5 | 61.7 | 62.2 | 64.4 |
| 要支援1 | 9.9 | 10.0 | 10.0 | 10.2 | 10.8 |
| 要支援2 | 15.3 | 15.3 | 15.3 | 15.4 | 15.3 |
| 要介護1・2 | 73.8 | 74.0 | 74.2 | 74.4 | 74.9 |
| 要介護3以上 | 85.6 | 85.8 | 86.0 | 86.4 | 87.3 |



※推計値は、令和2年11月時点で令和2年9月末の出現率を用いて自然体推計しています。



5 計画の課題

(1) アンケート調査結果の意識・意向からみた課題

本計画の策定に当たっては、市民向け（一般高齢者・一般市民・在宅サービス利用者・施設サービス利用者）、介護サービス提供事業者向け、ケアマネジャー（介護支援専門員）向けに、計6種の調査を行いました。（それぞれの調査概要及び結果については、資料編「アンケート調査の概要」に記載しております。）

本項目では、これらの調査の結果から課題について、分野ごとに整理しました。

1：介護予防・健康づくりについて

自分自身の健康状態については、『よくない』と考えている一般高齢者は14.2%であり、後期高齢者になると、男女ともに2割程度でした。特に、各評価の割合別でみると、うつ傾向の該当者の割合が44.8%で最も高く、以下、認知機能の低下が35.4%、社会的役割が26.8%、転倒リスクが24.4%となっています。

これらのことから、からだの健康だけでなく、こころの健康についても焦点を当て、対象者・性別や年齢に応じた介護の予防に取り組んでいく必要があります。

2：在宅での介護について

在宅サービス利用者における介護者の年齢をみると、全体では60代以上の割合が61.1%と、過半数を超えています。

このことから、全体的に介護者自身の高齢化の様子が伺え、老々介護に対する対策の必要性が生じていると言えます。

また、介護と仕事の両立に向けては、介護者のうち4割がフルタイム又はパートタイムでの仕事をしており、そのうち、『続けていくのは、難しい』と回答した割合は1割半ばでした。このように、介護と仕事の両立に困難を感じている人は決して少なくはなく、介護離職を防ぐためにも、企業や社会全体として、介護に対する支援と理解が求められています。

3：生きがい・社会参加について

地域での活動（会・グループ）の参加の有無を軸にして、一般高齢者の健康度・主観的幸福度・生きがいのある人の割合をみると、いずれの指標も、参加している人の方が参加していない人と比べて、高くなっており、社会参加による介護予防の関係性が伺えます。

一方、一般市民においては、近隣との交流状況については、「会えばあいさつをする程度」（46.2%）が最も高く、前回調査と比較すると、近所付き合いの程度は疎遠になっています。

これらのことから、介護予防に向けては地域での活動（会・グループ）を活性化させることが必要である一方、40～64歳の地域での交流度が低下している点が課題となっており、若い世代のうちから社会参加・地域交流を促進するための取組も求められています。

4：認知症支援について

一般高齢者のうち、認知症に関する相談窓口を知っている高齢者は全体で2割程度であり、認知症の症状がある、又は家族に認知症の症状がある人の認知についても、半分以上となっていました。

在宅サービスを利用する高齢者の介護者に対し、現在の生活を継続していくに当たって不安に思うことについてきいたところ、「外出の付き添い」に次いで、「認知症状への対応」が高くなっていました。

また、一般市民に対し、認知症施策を推進していく上で、どのようなことに重点を置くべきか聞いたところ、「医療・介護・地域が連携した早期発見・早期診療の仕組みづくり」と回答した人が7割を超えていました。

これらのことから、認知症に関して相談をできる場所の周知や、認知症を正しく理解する機会の整備、他分野の連携による認知症への対応体制の構築が不可欠だと言えます。

5：災害時について

災害時に自宅から避難する場合、支援を必要とする割合について、一般高齢者は1割以上ですが、在宅サービス利用者では約7割を占めています。その一方で、災害時避難行動要支援者名簿について知っているという割合はいずれも2割を下回っていました。

災害時に自力での避難が困難な高齢者を、あらかじめ地域で把握しておくことは、全ての人の円滑かつ迅速な避難の確保に向けて不可欠です。そのためにも、特に在宅で介護を受けている人を中心に、名簿の周知を一層図る必要があります。

6：医療と介護の連携について

かかりつけ医の有無については、一般高齢者・在宅サービス利用者ともに「いる」と回答した割合が8割を超えていました。一方、「訪問診療」の利用率は2割未満となっています。このことから、かかりつけ医がいるという地域での医療体制の整備に向けた素地は整っているため、医療の側における訪問診療体制の導入と、介護者の訪問診療利用の促進に向けた取組が重要だと言えます。

また、ケアマネジャーに対し、主治医との連携について聞いたところ、『連携がとれている』が51.7%、『連携していない』が47.5%となっており、連携が進んでいる割合は半数にとどまっていました。その主な理由としては、「医療関係者の介護保険に関する理解や協力が得られにくい」、「お互いに多忙で連絡が取れない」、「交流の場がない」が高くなっています。

地域包括ケアシステムの推進に向けては、医療と介護の連携の推進がより一層必要であり、そのためには両者の相互理解と、連絡体制・システムの構築が課題と言えます。

7：今後の高齢者支援の方向性について

介護が必要になったときの生活場所の意向としては、一般市民においては「施設」よりも「自宅」が高くなっていました。また、現状在宅でサービスを受けている人においても、現時点で、「入所・入居は検討していない」人が過半数を占めており、この割合は前回調査に比べて増加の傾向にあります。

これらのことから、現行計画に引き続き在宅介護サービスを中心とした支援体制づくりが求められており、その意向は高まっているといえます。

また、既に施設でのサービスを受けている人では、「今の施設でこのまま暮らし続けたい」が最も高いですが、「自宅や親戚などの住宅で介護サービスなどを利用しながら暮らしたい」は1割程度おり、介護老人保健施設では20.7%と自宅の意向が高くなっています。このように、施設に入居している方の中でも、介護老人保健施設の利用者を中心に在宅への移行の意向が一定程度あり、「要介護度が高くて在宅で無理なく24時間介護が受けられるようになったとき」に施設へ申込みをせずに済むと考えている施設利用者の割合が高いことから、要介護者が在宅においても不安なく介護を受けることができるよう環境を整備することも求められています。

8：介護サービスの提供状況について

介護サービスの利用意向と、充足状況についてみると、「訪問介護（ホームヘルパー）」が一般高齢者・一般市民の両方で最も利用意向は高くなっており、サービスの供給量としても、ケアマネジャーの63.6%が不足していると回答しており、不足の割合は年々増加傾向にあります。

また、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「短期入所生活・療養介護（ショートステイ）」、「夜間対応型訪問介護」については、一般高齢者・一般市民の両方とも利用意向は高くありませんが、サービスの供給量としては、不足していると回答したケアマネジャーの割合が高くなっています。

これらのことから、介護サービスの基盤整備に向けては、「訪問介護」の充実が、利用意向・不足状況ともに鑑みて、急務であることが伺えます。次いで、現状の利用意向として高くはありませんが、供給上不足している「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「短期入所生活・療養介護（ショートステイ）」、「夜間対応型訪問介護」の拡充が求められています。

一方で、現行介護サービスの座間市内への新規参入予定があると回答したサービス提供事業所は、5.5%にとどまっています。今後、いかにして事業所の新規参入意向を促進するかが、サービスの不足を補うために、重要な課題といえます。

在宅サービス利用者においては、介護サービスの自己負担額を68.6%が「適当である」と回答しており、前回調査に比べてその割合は高くなっています。

一方、今後の介護保険料と利用料の負担については、施設サービス利用者を中心に、将来的にサービス充実のために、保険料を高くすることはやむを得ないが、介護保険料の料金設定については、現状の維持が望ましいといった傾向が高いことが伺えます。

9：介護の人材について

介護サービス提供事業所において、職員が『不足している』割合は 62.1%、介護人材が『確保できていない』割合は 40.7%となっています。また、介護職員の離職率についても、1年間の離職率が 10%以上を超える事業所が今回調査で 44.8%と、前回調査より大幅に高くなっており、その理由については、「仕事がきつい（身体的・精神的）」が最も高くなっていました。加えて、ケアマネジャーにおける、報酬の満足度については、『不満』が 71.2%を占めています。

これらのことから、全体的に介護に関わる人材の不足が顕在化・深刻化してきていることが伺えます。サービスの質の向上と安定した供給のためには、人材の定着が不可欠であり、賃金・労働条件等の処遇改善が急務となっています。

(2) 座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画における実績と課題について

本計画では、前計画である座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(期間：平成30～令和2年度)の取組における実績と課題を踏まえ、今後の施策の展開を行います。

◆自立支援、介護予防、重度化防止の推進

| 第7期における具体的な取組 | 目標（事業内容、指標） | 取組実績 |
|---------------------------------|--|--|
| 認知症ケアの推進 (認知症初期集中支援チームによる支援) | 認知症初期集中支援チームによる支援件数 令和2年度：28件 | 市及び地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員と連携し、家庭訪問をし、おおむね6か月以内に認知症に関する相談者を適切な支援機関、医療・介護サービスにつなぐことができた。 H30：10件、R1：22件、R2：34件（見込） |
| 認知症ケアの推進 (認知症カフェの運営支援) | 認知症カフェの運営支援件数 令和2年度：6件 | 地域包括支援センターが中心となり、地域の認知症カフェの創出や運営を支援するとともに、同様の居場所づくりに努めている。 H30：3件、R1：3件、R2：3件（見込） |
| 介護予防・生活支援サービス事業 | 多様なサービス等として要支援者用の多様な生活支援に対応できるよう、事業を進めていく。 | 緩和型サービスを創設したことで、利用者のサービスを選択する幅が広がり、それぞれの生活や心身の状態に合ったサービスが選べるようになった。 |
| 介護予防把握事業 | 介護予防の取組が必要な状態を早めに発見することを目的とした「介護予防のためのはつらつ健康チェック」を実施し、より幅広く把握する。 令和2年度の対象者数：28,977人 | 介護予防のためのはつらつ健康チェックを実施し、把握した結果を基に地域包括支援センターを中心に介護予防の取組等が必要と思われる方につないだ。また、データを分析し、各事業への参考として活用した。 |

| 第7期における 具体的な取組 | 目標（事業内容、指標） | 取組実績 |
|--------------------|---|---|
| 介護予防普及啓発 事業 | <p>老年期の健康増進に役立つ講座・講演などを企画・実施する。</p> | <p>介護予防を普及するための、コース制の教室や講座、講演会を多数開催し、多くの参加者があった。また、パンフレット等による啓発も実施した。</p> <p>講座・講演 H30：6件、R1：9件、R2：0件(8/1現在) 参加人数 H30：209人、R1：336人、 R2：0件(8/1現在)</p> |
| | <p>令和2年度の講座・講演：5件 令和2年度の参加人数：150人</p> | |
| 地域介護予防活動 支援事業 | <p>高齢者の現状を理解し、住み慣れた地域で元気に暮らすためには何が必要なのか考え、実践できるサポーターを育成する。</p> <p>ざまシニアサポーター育成講座、フレイルサポーター養成講座の開催</p> | <p>教室や講座の開催により、地域の介護予防活動を住民主体で実施できるようリーダー的市民を育成・養成することで、介護予防の通いの場の設立や運営に携わるほか、介護予防の通いの場からの依頼を受けて運動指導に当たる等の活動を行っていた。</p> <p>講座 H30：4件、R1：6件、R2：0件(8/1現在) 参加人数 H30：487人、R1：501人、 R2：0件(8/1現在)</p> |
| | <p>令和2年度の開催講座数：4件 令和2年度の参加人数：260人</p> | |
| 地域包括支援センターの相談窓口の充実 | <p>地域包括支援センターが、それぞれの地域において、より身近な相談窓口となるような取組を充実していく。</p> | <p>地域包括支援センターを知ってもらうため、市と地域包括支援センターが連携し、広報、ホームページ、チラシ等による啓発に加え、イベントへの参加により周知を図った。</p> <p>相談件数 H30：33,829件、R1：32,901件、 R2：41,072件（見込）</p> |
| | <p>令和2年度の地域包括支援センターへの相談件数：47,595件</p> | |

※R1実績、R2実績見込については、新型コロナウイルス感染症の影響があります。

◆介護給付等対象サービスの充実・強化

地域包括ケア見える化システムの介護サービス量将来推計機能を用いて、推計した要介護等認定者数を基に、平成29年度までのサービス量の推移を踏まえて、平成30年度から令和2年度までの利用者数や給付費等を計画しました。訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導などの医療系のサービスは、平成30年度、令和元年度を合計すると利用者、給付費ともに計画を上回りました。訪問介護、通所介護はともに計画値を下回っています。

介護保険制度の持続可能性の確保に向けた取組では、具体的な取組・目標で掲げた7項目について全て実施し、給付費の適正化に努めました。

◆在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

医療関係団体、介護事業所、地域包括支援センター等が会議や、多職種が合同で参加する研修会を開催することで、情報共有・連携し、情報共有ツールの整備や普及、各関係機関からの相談体制を整備しました。

◆日常生活を支援する体制の整備

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談のみならず、複数の機能を有していますが、ケアマネジャーからは、ケアマネジャーのネットワークづくり、かかりつけ医や、多職種との連携などの分野で期待が持たれています。今後、事業の評価を踏まえながら、地域包括支援センターの支援と機能強化を図る必要があります。

福祉に関する相談窓口の設置場所の希望については、一般市民からは、市役所、医療機関、駅ビルの中など、通勤途中に立ち寄れる交通の良い場所やコミュニティセンターが意見として多くなっている一方、施設サービス利用者からは、地域包括支援センター、介護関連施設も希望箇所としての意見が多く、利用者ニーズに合わせた市内の相談窓口の充実を引き続き検討する必要があります。

一般市民ができる高齢者支援としては、見守り、安否確認、買い物支援、話し相手などが考えられ、生活支援コーディネーター等による社会資源の把握や、地域で支える担い手の発掘・育成の取組を広げるため、地域ケア会議や協議体での更なる検討が必要です。

今後利用したい保健福祉サービスについては、一般市民からは、各種健診・がん検診、健康教育・健康相談などの意見が多くなっています。現状では、40～60歳までの特定健康診査の受診者数は減少していますが、後期高齢者健康診査における受診者数は増加しています。各種がん検診の受診者は減少しており、受診者数の増加を図るために座間市医師会と協力しながら進めていく必要があります。在宅サービス利用者からは、移動支援として移送サービスや緊急短期入所に対する意見が多くなっています。

また、高齢化の進展に伴い、認知症などにより判断能力が十分でない方の財産管理や契約、身上監護などについては、成年後見制度の利用促進や周知及び広報、利用支援の充実がより必要となってきます。

今後、介護予防把握事業における高齢者実態調査や、地域包括ケア会議にて議論された内容をもとに、利用者ニーズにあった保健福祉サービスの機能を充実することで日常生活を支援する体制の整備をさらに強化していく必要があります。

◆高齢者の住まいの安定した確保

令和元年7月に居住支援推進事業、令和2年4月に一時生活支援事業を開始し、高齢者に限らず住まい探しでお困りの方が安定した住まいを確保できるよう、窓口を設置し、相談に応じています。希望に沿った物件情報の収集及び紹介、契約の支援、居住後の生活を支援するサービスの紹介のほか、一時的な住まいの確保を行っています。あんしん賃貸支援事業の相談会は隔月1回でしたが、希望者が随時相談できる環境が整いました。

高齢者の住まいに関する希望については、2階への階段、家の内外の段差や浴室に関する不便や危険を感じている意見が多く、手すりや段差解消など住宅改修、緊急通報装置の設置や住まいの防犯設備設置に対する支援を求める意見が多くなっています。

今後は、住まいの確保のみではなく、高齢者が安心して安定した生活を継続できる環境を整備していく必要があります。

第3章 計画の基本理念と目標

1 目指すべき将来像(基本理念)

目指すべき将来像（基本理念）

支え合い、健やかで、 安らぎに満ちた 長寿社会を目指して

福祉の総合的な流れとして、国は高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。

地域共生社会においては、①「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを越えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

今後、地域では高齢者の増加に伴い、介護サービスの需要は更に増加し、また福祉のニーズも多様化することが想定されます。このような情勢の中で、高齢者の生活を支える地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築は、地域共生社会の実現に向けた中心的な存在として不可欠です。

本市においても、第6期計画以降、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年に向けて、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制づくりを進めてきました。そして更に、第8期計画においては、その先のいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22（2040）年に、高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することを見据えたサービスの基盤づくり、地域づくりが重要になります。

これらを踏まえ、第7期に引き続き、目指すべき将来像として、家庭や地域等のコミュニティにおける人と人とのつながりの重要性を認識し、自助を支える互助・共助の仕組みづくり、世代を超えて共に支え合う地域づくりに向けて、支え合い、健やかで、安らぎに満ちた長寿社会を目指します。

【地域包括ケアシステムのイメージ図】

地域包括ケアシステムのイメージ
(日常生活圏域)

介護サービスの充実

介護保険制度の持続可能性
の確保に向けた取組

医療

急性期病院
亜急性期・回復期
・リハビリ病院

日常の医療
・かかりつけ医
・地域の連携病院

医師会・歯科医師会
会・薬剤師会

介護・看護

- 在宅系サービス
・訪問介護、訪問リハ、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、通所リハ、ショートステイ、小規模多機能型 等
- 介護予防サービス

施設・居住系サービス
・特別養護老人ホーム
・介護老人保健施設
・有料老人ホーム 等

介護サービス事業者

住み慣れた地域で自立して
暮らせる連携・支援体制づくり

多様な住まい

自宅、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅等

安心して暮らせるまちづくり

相談支援・コーディネート等
・地域包括支援センター
・ケアマネジャー

センターの運営
地域ケア会議の開催等

社会参加・生きがいの推進

生活支援

介護予防

健康寿命の延伸に向けた支援

認知症施策の推進

民生委員児童委員・自治会・老人クラブ・ボランティア・NPO等

2 計画目標

基本理念の実現を目指し、社会の動向や介護保険の改正のポイントを踏まえながら、「地域包括ケアシステムの推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の2つの柱を計画目標の軸とします。

(1) 地域包括ケアシステムの推進

重点事項1：地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向けては、全ての市民が地域の中で、お互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って、安心して豊かな暮らしを送ることができる「我が事・丸ごと」の地域づくりや、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められています。

今後、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援など、従来分野の垣根を横断した包括的な支援体制の整備に向けて検討を進めます。

重点事項2：介護予防・健康づくり施策の推進

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることは、介護保険制度の重要な目的です。

こうした中、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めるなど、地域コミュニティの強化や多世代の交流促進による人と人のつながりを通じた地域づくりがますます重要となっています。多様な人々の活発な社会参加に向けて、介護保険制度としても、地域づくりに資する事業と連携しながら、一般介護予防事業を進めていくことを検討します。

また、自立支援、介護予防・重度化防止に向けては、「PDCAサイクルに沿った推進に当たってデータの利活用を進めることやそのための環境整備」や「専門職の関与」、「他の事業との連携」を行いながら、各取組を進めていきます。

加えて、「生活機能」の低下した高齢者に対しては、生活期のリハビリテーションとして、運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけではなく、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要です。そのため、リハビリテーションにおいても、要介護（支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することに努めます。

その他にも、保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進、在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等を図ります。

重点事項3：有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係わる情報連携

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の定員数は大きく増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っており、高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えていきます。また、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められています。

こうした状況を踏まえ、今後、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、県や他市町村との情報連携に取り組みます。また、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況も踏まえながら、サービス基盤整備を適切に推進します。

重点事項4：認知症施策の総合的な推進

認知症施策については、令和元年6月に策定された認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」（認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味）と「予防」（「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味）を施策の両輪として総合的に施策を進めていきます。

重点事項5：災害や感染症対策に係わる体制の整備

近年、気象変動による集中豪雨や局地的大雨などの風水害の増加により、災害時における高齢者の避難体制の強化など、防災に関する取組の重要性が高まっています。また、令和2年4月には、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大にともない、緊急事態宣言が発令され、高齢者に対する対面下での支援や、サービスが制限されたことなどから、従来の高齢者福祉の在り方にも大きな影響が出ています。

そのため、介護保険事業所と連携を行いながら、防災や感染症対策についての周知、啓発、研修、訓練を実施するとともに、関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備に関する取組を推進します。また、県や他市町村、関係団体との連携による支援・応援体制の構築に努めます。

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

重点事項6：地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保および業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、令和7(2025)年以降は現役世代(担い手)の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。このため、介護人材の確保の方策について、計画的な取組を進めるとともに、県や他市町村との連携を強化する必要があります。

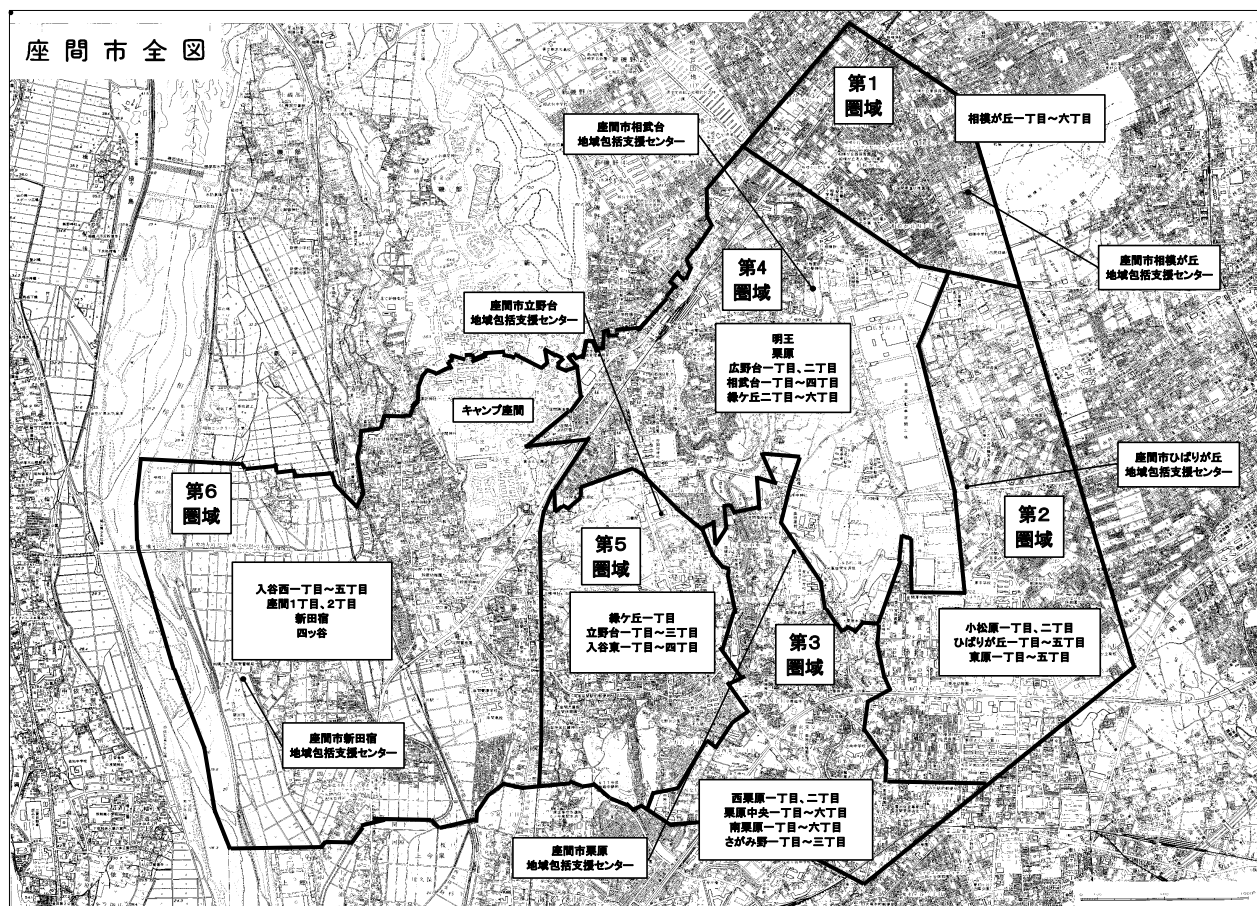
これに加えて、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することも検討していきます。

3 日常生活圏域の設定

地域包括ケアシステムは、日常生活圏域を単位として想定されています。このシステムの前提となる日常生活圏域とは、「その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める」区域として、介護保険法により、設定することとされており、国では、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域として、中学校区を単位として想定しています。本市においては、第3期介護保険事業計画より、地域の実情を総合的に踏まえ、市内全域を1つの日常生活圏域に設定後、第6期介護保険事業計画の期間中に6圏域といたしました。

日常生活圏域を基本に、地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域における自立した日常生活の支援、高齢者の居住安定に係る施策との連携を重点的に取り組んでいきます。

●日常生活圏域●



4 施策の体系

計画目標

施策の方向1

施策の方向2

(基本理念) 支え合い、健やかで、安らぎに満ちた 長寿社会を目指して

1 地域包括ケアシステムの推進

1 健康寿命の延伸に向けた支援

1-1 介護予防の推進
1-2 健康づくりの推進

2 社会参加・生きがいづくりの推進

2-1 社会参加・活動の推進
2-2 生きがいづくり・活躍の場づくりの推進

3 認知症施策の推進

3-1 認知症施策の推進

4 住み慣れた地域で自立して暮らせる連携・支援体制づくり

4-1 地域包括支援センターの充実
4-2 保健・医療・福祉の連携強化
4-3 見守りの体制の強化
4-4 権利擁護・虐待防止の推進
4-5 生活支援の体制づくり

5 安心して暮らせるまちづくり

5-1 多様な住まいの支援
5-2 多様なサービス基盤の整備
5-3 生活支援の充実
5-4 緊急時の支援体制

第8期介護保険事業計画

2 介護保険制度の持続可能性の確保

1 介護サービスの現状

1-1 介護保険事業の状況

2 介護保険制度の持続可能性の確保に向けた取組

2-1 自立支援、介護予防、重度化防止の推進に関する取組及び目標設定
2-2 介護給付等費用の適正化
2-3 利用者への情報の提供
2-4 利用者負担の見直し等(定率負担の見直し等)
2-5 高額介護サービス費等の支給
2-6 介護給付金への総報酬制
2-7 福祉用具貸与及び住宅改修の見直し
2-8 低所得者への配慮等
2-9 介護人材の確保と業務改善・負担の軽減

3 介護サービスの充実

3-1 介護サービス量の見込み
3-2 標準給付費の量と見込み
3-3 地域支援事業費の見込み
3-4 第1号被保険者保険料の設定

主な施策・事業名

1 地域包括ケアシステムの推進

| | |
|-----|--|
| 1-1 | ・介護予防・生活支援サービス事業 ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 |
| 1-2 | ・健康体操（座間市WE LOVE ZAMA！健康体操） ・健康ウォーキング ・健康文化都市大学 ・健康手帳の交付 ・健康教育 ・健康相談 ・健康診査 ・がん検診 ・成人歯科健康診査 ・訪問指導 |
| 2-1 | ・地域福祉活動の支援 ・活動団体の育成 ・老人憩いの家 ・いきいき高齢者応援事業 |
| 2-2 | ・生きがいセンター ・社会貢献活動促進事業 ・シルバー人材センター ・生涯学習の推進 ・生涯スポーツの推進 |
| 3-1 | ・認知症高齢者等見守りネットワーク ・認知症高齢者等位置確認事業 ・認知症に関する知識や支援体制等の普及・啓発 ・認知症予防の推進 ・認知症の方及び介護者への支援 ・認知症バリアフリーの推進による社会参加支援 |
| 4-1 | ・地域ケア体制の整備 ・地域包括ケア会議 ・個別ケア会議及び地域課題検討会議 ・相談窓口の充実 ・包括的・継続的ケアマネジメント |
| 4-2 | ・後期高齢者医療制度 ・広域救急医療体制 ・高齢者救急医療情報キット配布事業 ・在宅医療推進協議会 ・在宅医療推進のための医師向け動機付け研修会 ・医師を含めた多職種連携研修会 |
| 4-3 | ・ひとり暮らし高齢者等への支援 ・見守りに関する関係機関との協定 |
| 4-4 | ・成年後見制度の利用促進 ・成年後見制度・市長申立ての実施 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度についての社会福祉士の専門相談 ・高齢者虐待の防止 |
| 4-5 | ・協議体の設置 ・生活支援コーディネーターの運用 ・生活困窮者自立支援事業 |
| 5-1 | ・高齢者等に配慮した公営住宅の整備 ・一時生活支援事業 ・多様な住まいの確保 ・住宅改修支援 ・ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進 |
| 5-2 | ・施設の整備 ・地域密着型サービス事業所の整備 ・特定施設入居者生活介護の整備 |
| 5-3 | ・移送サービス ・寝具乾燥・丸洗いサービス ・緊急通報システム事業 ・高齢者理容・美容助成券支給 ・高齢者等戸別収集 ・生活支援型短期入所 ・緊急短期入所 ・家具転倒防止対策事業 ・家族介護教室 ・家族介護継続支援 |
| 5-4 | ・災害時避難行動要支援者支援 ・災害時における高齢者の緊急避難施設との協定 ・介護事業所等における災害・感染症対策に係る体制整備 |

2 介護保険制度の持続可能性の確保

| | |
|---------|--|
| 1-1 | |
| 2-1 | ・認知症の方及び介護者への支援 ・介護予防・生活支援サービス事業 ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・リハビリテーション提供体制の充実 |
| 2-2 | ・要介護認定調査 ・ケアプランの点検 ・住宅改修の点検 ・福祉用具購入・貸与調査 ・介護給付費通知 ・医療情報との突合、縦覧点検 ・給付実績の活用 |
| 2-3～2-9 | |
| 3-1 | ・居宅サービス ・地域密着型サービス ・施設サービス |
| 3-2～3-4 | |

各 論

第4章 地域包括ケアシステムの推進

1 健康寿命の延伸に向けた支援

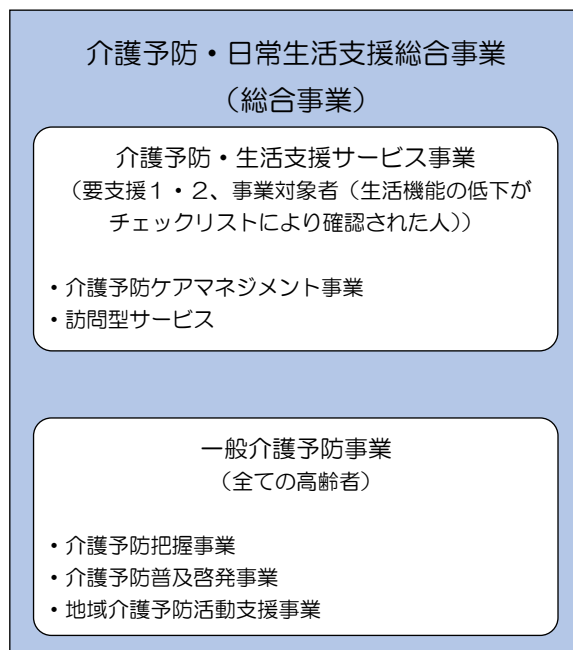
1-1 介護予防の推進

■取組の方向性

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域の実情に応じて高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」・「介護」・「住まい」・「生活支援・介護予防」が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めています。

平成29年4月から市町村が中心となって、地域の実情に応じて、地域住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援等の人に対する効率的・効果的な支援を目指すため、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が開始されました。総合事業は、要支援者及び事業対象者が利用する「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」から構成されており、利用者が心身の状態に応じて必要なサービスを受けられるようになっています。

今後も住民の多様な生活支援のニーズに対応するため、地域包括ケアシステムを推進していきます。



①介護予防・生活支援サービス事業（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

従前の訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス並びに緩和した基準によるサービスを予防給付から移行して実施しています。また、介護予防ケアマネジメントにおいては事業対象者、要支援1・2の認定等を受けられた方が、介護サービスを利用される場合、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターの職員が御本人の御希望や心身の状態を考慮し、最適なケアプランを作成しています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|---------------|-----|-------|-------|-------|--------|
| 従前の訪問介護相当サービス | 人／年 | 1,821 | 3,564 | 3,648 | 3,816 |
| 従前の通所介護相当サービス | 人／年 | 2,280 | 5,280 | 5,604 | 5,856 |
| 緩和した訪問型サービス | 人／年 | - | 10 | 60 | 190 |

【今後の展開】

高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることを目指し、要支援者等の多様な生活支援に対応できるサービス体制の整備を進めていきます。また、介護予防の推進に向け地域包括支援センターとの更なる連携強化を図ります。

②介護予防把握事業（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

高齢者（要介護 1～5 認定者を除く。）で、介護予防の取組が特に必要な状態の方を早期に把握し、健康アドバイスを行うことを目的とした郵送調査「介護予防のためのはつらつ健康チェック」を実施しています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 対象者数 | 人／年 | 28,081 | 28,711 | 29,063 | 29,500 |

【今後の展開】

引き続き、必要な高齢者を支援につなげられるよう、地域包括支援センターと連携して事業を進めていきます。

③介護予防普及啓発事業（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

高齢者を対象に、介護予防の取組の必要性と、自分でできる介護予防活動の具体的方法をお伝えする教室・講座・講演等を実施しています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|-----------|-----|-------|-------|-------|--------|
| 教室・講座・講演数 | 回／年 | 41 | 41 | 37 | 25 |
| 参加実人数 | 人／年 | 1,151 | 1,313 | 1,562 | 700 |

【今後の展開】

多くの方が介護予防に取り組むきっかけづくりができるよう事業を進めていきます。

④地域介護予防活動支援事業（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

地域住民の主体的な介護予防活動を推進するため、介護予防ボランティアの育成や介護予防活動を行う市民グループの育成・支援を行います。介護予防ボランティアには、地域の介護予防活動のリーダー的存在となる「ざまシニアサポーター」と、フレイル予防を普及啓発するための健康チェックを推進する「座間市フレイルサポーター」がいます。

【課題】

介護予防ボランティア等の活躍の場の拡大と支援が求められます。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|-------|-------|-----|-----|-----|--------|
| 開催講座数 | コース／年 | 4 | 5 | 6 | 4 |
| 参加実人数 | 人／年 | 133 | 122 | 168 | 110 |

【今後の展開】

地域包括支援センターと連携して、介護予防ボランティア等の活躍の場の拡大と支援に努めていきます。

1 - 2 健康づくりの推進

■取組の方向性

「日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、自分自身の健康状態については、『よくない』と考えている一般高齢者は14.2%であり、後期高齢者になると、男女ともに2割程度となっています。また、各健康リスク評価の割合別でみると、うつ傾向の該当者の割合が44.8%でした。

高齢期を元気で生き生きと暮らすためには、早い時期からの健康づくりと生活習慣病予防を行うことが重要です。市民一人ひとりが健康意識を高め、より良い生活習慣を身に付け、個々の健康観が尊重された、生涯にわたる主体的な健康づくりを支援するとともに、個人と環境の両面から、健康づくり施策を推進します。

健診・検診をはじめ、健康に関する正しい知識の普及のための健康教育や、生活習慣病予防のための健康相談、訪問指導といった保健事業等と、介護予防の一体的な実施によって、疾病の早期発見及び予防を促進していきます。

①健康体操（座間市WE LOVE ZAMA！健康体操）（主担当：健康づくり課）

【事業の概要】

市民が運動習慣を持つように、市民の指導者が要請により地域に赴き出前講座を行っているほか、各コミュニティセンターで定期的に講座を継続しています。

【課題】

本事業は、月1回各コミュニティセンターで行っている体操講座がメインですが、参加者の大多数がリピーターであるため、更なる体操の普及につなげるため、幼稚園や学校、自治会などへの普及を主とする事業を検討します。

【今後の展開】

市民の運動習慣の取得に向けて、事業を継続していくとともに今後、講座の内容を検討する必要があります。

②健康ウォーキング（主担当：スポーツ課）

【事業の概要】

春と秋の年2回、市内外のコースをウォーキングすることにより、「豊かな自然」や「人」とふれあいながら、市民の健康増進及び体力づくりを目的としています。

【課題】

屋外を歩くイベントであるため、天候に左右されて実施できない場合があります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、集団行動ではなく個人で期間中に座間市坂道ウォーキングガイドに掲載のコースをウォーキングし、事後報告することとしました。チラシ、広報等で広く周知していますが、参加者が減少傾向にあります。集団行動だけでなく、個人でのウォーキングを含めるなど、参加しやすい方法を検討します。

【今後の展開】

引き続き、市民の健康増進及び体力づくりに向けて、事業を継続して実施する予定です。

③健康文化都市大学（主担当：健康づくり課）

【事業の概要】

身体的、精神的、社会的な健康づくりをテーマに授業を行い、自主的な健康活動を地域的にできるような人材の育成を推進します。

【今後の展開】

自主的な健康活動を地域的にできるような人材の育成に向けて、事業を継続していきます。

④健康手帳の交付（主担当：健康づくり課）

【事業の概要】

健康手帳は、健康診査の記録などの健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てるため、40歳以上の方を対象に交付しています。

【今後の展開】

健康手帳は、厚生労働省「スマート・ライフ・プロジェクト」のホームページから市民の方自らダウンロードすることが可能となったため、冊子での交付は手帳の在庫が無くなり次第終了となります。今後は、保健衛生のお知らせ、市のホームページ等で周知を図っていきます。

⑤健康教育（主担当：健康づくり課）

【事業の概要】

疾病に対する正しい知識の普及と健康な生活習慣に対する理解と実践への動機付けを行い、主体的な行動を促すよう支援します。

【今後の展開】

健康なまちづくりプランやデータヘルス計画等の既存の計画や健診データ等を分析するとともに、機会があるごとに市民のニーズをとらえ、健康教育を継続します。

⑥健康相談（主担当：健康づくり課）

【事業の概要】

保健師、栄養士等が個別に必要な助言や指導を行う事業で、生活習慣病の予防と、高齢期における生活の質を高く維持することを目的として、健康相談を実施しています。

【課題】

毎月開催している健康相談の利用者が減少しています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|--------|-----|-----|-----|-----|--------|
| 総合健康相談 | 回／年 | 22 | 17 | 25 | 0 |
| | 人／年 | 383 | 296 | 425 | 0 |
| 重点健康相談 | 回／年 | 16 | 16 | 14 | 8 |
| | 人／年 | 78 | 79 | 90 | 9 |

【今後の展開】

他の事業との連携や開催場所、日程等、実施方法を検討していきます。また、健康度見える化コーナーの活用についても検討していきます。

⑦健康診査（特定健康診査主担当：国保年金課、後期高齢者健康診査主担当：健康づくり課）

【事業の概要】

平成20年4月から、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導が、医療保険者に義務付けられました。国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者等を対象に健康診査事業を実施しています。

【課題】

特定健康診査の受診率が低く、把握できていない生活習慣病リスク者が多くなっています。また、受診者数の多くが61歳以上の者で、40歳から60歳までの受診者数が少なく、若年層は受診勧奨後も受診に結びついていない状況です。なお後期高齢者健康診査は、被保険者の増加により受診者が増加しています。

【取組実績（数値）】

特定健康診査（40～74歳）

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 対象者 | 人／年 | 23,812 | 22,695 | 21,759 | 21,333 |
| 受診者数 | 人／年 | 6,601 | 6,442 | 5,939 | 6,186 |
| 受診率 | %／年 | 27.7 | 28.4 | 27.3 | 29.0 |

後期高齢者健康診査

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 対象者 | 人／年 | 13,770 | 14,668 | 15,523 | 16,174 |
| 受診者数 | 人／年 | 5,247 | 5,331 | 5,644 | 5,800 |
| 受診率 | %／年 | 38.1 | 36.3 | 36.4 | 35.9 |

【今後の展開】

生活習慣病は自覚症状がないことから、健康診査の受診率を向上させて、リスクを早期に発見し、特定保健指導等により疾病の予防につなげていきます。

⑧がん検診（主担当：健康づくり課）

【事業の概要】

がん検診は特に疾病の早期発見・早期治療が重要であるため、胃・肺・大腸がん（40歳以上の男女）、前立腺がん（50歳以上の男性）、子宮がん（20歳以上の女性）、乳がん（30歳以上の女性は視触診、40歳以上の女性は隔年による X 線撮影）検診を実施しています。平成 28 年度より大腸がん施設検診、胃がんリスク検診（40歳以上の男女）が、平成 30 年より乳がんマンモグラフィ施設検診が開始されました。また、要精密検査者の受診状況の把握に努め、未受診者には受診勧奨をしています。

【課題】

各がん検診の受診機会の拡大を図ることにより市民の利便性を高め、受診者数の増加を図る必要があります。また、要精密検査の受診率を上げる必要があります。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|-------|-----|-------|-------|-------|--------|
| 胃がん | 人／年 | 1,341 | 1,117 | 991 | 845 |
| 肺がん | 人／年 | 5,171 | 5,248 | 5,141 | 5,700 |
| 大腸がん | 人／年 | 4,428 | 4,489 | 4,431 | 4,330 |
| 子宮がん | 人／年 | 3,426 | 3,302 | 3,304 | 3,333 |
| 乳がん | 人／年 | 1,512 | 1,391 | 1,379 | 1,515 |
| 前立腺がん | 人／年 | 2,408 | 2,358 | 2,486 | 2,500 |
| 口腔がん | 人／年 | 77 | 77 | 83 | 80 |

精密検査受診率

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|-----------------|-----|------|------|------|--------|
| 胃がん | 人／年 | 77.5 | 82.1 | 83.0 | 80.9 |
| 肺がん | 人／年 | 92.9 | 92.2 | 94.1 | 93.1 |
| 大腸がん | 人／年 | 59.1 | 66.9 | 63.3 | 63.1 |
| 子宮がん | 人／年 | 67.2 | 49.8 | 57.7 | 58.2 |
| 乳がん（視触診） | 人／年 | 77.8 | 53.7 | 81.6 | 71.0 |
| 乳がん（マンモグラフィ2方向） | 人／年 | 73.0 | 87.2 | 86.7 | 82.3 |
| 乳がん（マンモグラフィ1方向） | 人／年 | 94.2 | 94.5 | 89.7 | 92.8 |
| 前立腺がん | 人／年 | 42.1 | 37.6 | 46.8 | 42.2 |

【今後の展開】

引き続き、検診受診者の増加と検診受診率及び要精密検査受診率を上げる取組を行い、事業を継続していきます。

⑨成人歯科健康診査（主担当：健康づくり課）

【事業の概要】

歯周疾患の早期発見・予防のため、40歳以上の方を対象に市内の協力医療機関で実施しています。

【課題】

受診者は年々増加してきておりますが、更に受診者数を増加させるための取組が課題となっています。

【今後の展開】

引き続き、事業の啓発に努めて事業を進めていきます。

⑩訪問指導（主担当：健康づくり課）

【事業の概要】

40歳以上で自宅等での生活習慣病予防のための保健指導が必要な方に対して、実施しています。

【課題】

母子保健事業における訪問の際に、40歳以上の父母及び同居家族に対し保健指導を実施していますが、核家族化が進み、その機会が減少しています。また、腎臓を守る保健指導事業への参加勧奨訪問を平成28年度から実施しています。

【今後の展開】

今後も対象者に対し生活習慣病予防の保健指導に努めていきます。

2 社会参加・生きがいづくりの推進

2-1 社会参加・活動の推進

■取組の方向性

「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現、地域包括ケアシステムの推進に向けて、サービス提供者と利用者の支える側と支えられる側という関係に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が共に支え合う地域づくりが求められています。地域コミュニティの強化や多世代の交流を深めるため、元気高齢者等の地域での社会参加を促進し、互助・共助による地域づくりがますます重要となっています。

高齢者が自身の経験や技術、意欲を活かす場の創出や、地域団体活動を支援し、元気高齢者の社会参加を推進します。

①地域福祉活動の支援（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

社会参加の意欲を十分持ちながら、どう地域と関わっていけばいいかわからない高齢者を対象に、その多様性・自発性を十分に尊重しながら、地域での活動に参加できるような仕組みづくりを、行政や社会福祉協議会、市民、地域団体、NPO法人、ボランティア団体等の協働の下、推進します。

②活動団体の育成（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

老人クラブ、友愛チーム、高齢者の自主活動グループ、ボランティア団体など、高齢者の社会参加の受け皿となる組織及び活動の育成をしています。

【課題】

高齢者を対象とした調査では、老人クラブ活動について「利用したい」が4.9%と低くなっており、老人クラブの加入率の減少、加入者の高齢化が課題となっています。しかし、新規で老人クラブを立ち上げる動きもあります。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|--------|------|-----|-----|----|--------|
| 老人クラブ数 | 団体/年 | 31 | 32 | 31 | 31 |

【今後の展開】

引き続き、老人クラブへの助成を行うとともに、老人クラブの情報の発信等の支援を行い会員の増加を図ります。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|--------|------|----|----|----|
| 老人クラブ数 | 団体/年 | 32 | 32 | 32 |

③老人憩いの家（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

市内7か所にある「老人憩いの家」は、地域の高齢者による社会活動、生きがい活動の拠点として利用されています。

【課題】

利用は減少傾向にあります。老人クラブや趣味のサークルなどに幅広く活用されています。令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により利用中止及び利用制限していた期間があるため、利用者数が大幅に減少する見込みです。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 人/年 | 24,927 | 25,801 | 24,880 | 4,410 |

【今後の展開】

引き続き利用の促進に努めるとともに適切な運営管理を行い、介護予防事業など有効利用を進めます。さらに、老人クラブ等の活動拠点としての支援に努めます。また、感染症対策を徹底して行います。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|------|-----|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 人/年 | 25,000 | 25,000 | 25,000 |

④いきいき高齢者応援事業（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

高齢者の健康意識の増進を図るため、日頃から健康に配慮し、介護予防に取り組んでいる高齢者に対し、賞品を授与しています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|----|-----|-----|-----|----|--------|
| 金賞 | 人/年 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 銀賞 | 人/年 | 11 | 8 | 13 | 18 |
| 銅賞 | 人/年 | 69 | 58 | 85 | 98 |
| 合計 | 人/年 | 80 | 67 | 99 | 116 |

【今後の展開】

今後も健康意識の増進を図るため、継続して事業を実施します。

2-2 生きがいづくり・活躍の場づくりの推進

■取組の方向性

地域での活動（会・グループ）の参加の有無を軸にして、健康度・主観的幸福度・生きがいのある人の割合をみると、いずれの指標も、参加している人の方が参加していない人と比べて、高くなっており、社会参加による介護予防の関係性が伺えます。

今後、健康寿命の延伸に向けて、自身の人生を楽しみ、高齢期の生活の質を高めるためには、生きがいづくり、趣味や健康・スポーツ活動を通じて、主体的に社会参加していく意識や行動が重要です。

そのためにも、生きがいづくり・社会参加に向けて、様々な活動や学習、スポーツなどの機会の提供や活動拠点の整備、主体的な活動への支援など、環境づくりを支援していきます。

①生きがいセンター（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

生きがいセンターは、働く意欲のある高齢者が自己の経験と能力を活かし、仕事を通して社会との連携を深め、生きがいを求めるための施設、また、心身障がい者が仕事又は訓練を通して社会参加と自立を行うための施設として利用されています。

②社会貢献活動促進事業（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

高齢者が持っている人生経験、体験、技術等を地域や学校へ伝承する活動を通じ、積極的な地域参加と生きがいづくりにつなげる事業です。手工芸、文芸、スポーツ、芸能踊り、芸能唄詩吟、よろず、おはやしの7部門です。

【課題】

高齢者を対象とした調査では、チョッピリ先生の派遣について、「利用したい」が2.4%と低くなっています。会員数は減少、活動回数は横ばいであり、活動について周知し、会員を拡大する必要があります。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動回数が大幅に減少する見込みです。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|-----|-------|-------|-----|--------|
| 会員数 | 人/年 | 100 | 101 | 91 | 93 |
| 活動回数 | 回/年 | 1,320 | 1,137 | 978 | 200 |

【今後の展開】

豊かな経験、優れた技術を持った高齢者の発掘に努め、会員を拡大するとともに、指導方法の研修を実施し、指導者としての育成と地域に派遣する体制の充実に努めます。

③シルバー人材センター（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

高齢者の就業の場を確保、提供し、生きがいの充実と健康の保持及び仲間との交流を行うことで、活力ある地域社会をつくることを目的に運営されています。

【課題】

会員の就業希望に corres 応するため、多様な就業機会の確保が必要です。同時に、仕事の依頼に確実に対応できるよう、様々な経験や技能を持つ会員の確保も必要です。

【取組実績（数値）】

会員数

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 |
|---------|-----|-----|-----|-----|
| 会員数（男性） | 人/年 | 508 | 504 | 521 |
| 会員数（女性） | 人/年 | 146 | 174 | 176 |
| 会員数（合計） | 人/年 | 654 | 678 | 697 |

受託事業

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 |
|-------|------|---------|---------|---------|
| 受託件数 | 件/年 | 3,599 | 3,601 | 3,659 |
| 契約金額 | 千円/年 | 229,225 | 235,798 | 233,931 |
| うち分配金 | 千円/年 | 197,853 | 202,404 | 199,252 |

労働者派遣事業

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 |
|--------|------|--------|--------|---------|
| 受託件数 | 件/年 | 482 | 562 | 574 |
| 契約金額 | 千円/年 | 83,747 | 98,243 | 100,693 |
| うち会員賃金 | 千円/年 | 65,113 | 76,752 | 78,470 |

【今後の展開】

高齢者の多種多様な就業及び社会参加の機会の確保・提供、能力の活用を図るため事業を運営するシルバー人材センターを支援していきます。

④生涯学習の推進（主担当：生涯学習課）

【事業の概要】

高齢者が地域の中で様々な学習ができるような場をつくとともに、学習を通して生きがいや地域活動につながるよう、関連部局や機関とも連携しながら、他者とのつながりの中で自己実現できるよう支援します。

【課題】

市立公民館3館では、高齢者を対象とした学級・講座を開設しています。また、一般市民を対象とした各種講座の参加者の多くは高齢者が占めています。このため、今後も各種事業を積極的に展開していくとともに、高齢化の進展に合わせ、市内の各所でも市民が身近に学べる場の確保が必要となっています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|-----------------------|------|-----|-----|-----|--------|
| あすなろ大学 （東地区文化センター） | 受講人数 | 210 | 208 | 205 | 195 |
| | 回数 | 7 | 5 | 5 | 3 |
| いきいき学級 （北地区文化センター） | 受講人数 | 17 | 20 | 12 | 20 |

【今後の展開】

今後も充実した事業を継続して実施します。

⑤生涯スポーツの推進（主担当：スポーツ課）

【事業の概要】

老若男女問わず楽しむことができるニュースポーツは、運動習慣のない高齢者でも気軽に参加し、スポーツに親しむことができます。教室や大会を通じて、健康づくりのほか世代間交流も期待できることから、「カローリング」をはじめとするニュースポーツの推進に努めています。

【課題】

チラシ、広報等で広く周知しているものの、例年、同じ方が参加している傾向があります。新規の参加者を増やし、幅広い普及に努めます。

【今後の展開】

今後も継続して実施します。

3 認知症施策の推進

3-1 認知症施策の推進

■取組の方向性

高齢化の進行に伴い、認知症の方の数は、今後も増加し続けるものと想定されるため、認知症への対応は社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。「日常生活圏域ニーズ調査」をみると、認知症に関する相談窓口を知っている高齢者は全体で2割程度であり、認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人の認知についても、半分以下となっていました。また、「在宅サービス利用者実態調査」において、介護者に対し、現在の生活を継続していくに当たって不安に思うことについて聞いたところ、「認知症状への対応」が2割を超えていました。これらのことから、認知症に関して相談のできる場所の周知や、認知症を正しく理解する機会の整備が不可欠となっています。

国においても、令和元年6月に、認知症施策推進関係閣僚会議において認知症施策推進大綱が決定され、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとされました。

本市においては、認知症施策として、これまで座間市地域包括支援ネットワーク推進会議を開催し認知症ケアパスの策定に向けた検討を行う取組や、多職種を対象とした研修会での知識の共有及び認知症サポーター養成講座を開催してきました。また、認知症を初期の段階で把握し、予防や受診、サービス利用につなげられるよう認知症初期集中支援チームを設置しました。

今後は、認知症ケアパスを広く市民に周知するとともに、地域に不足している社会資源を把握・検討することや、認知症地域支援推進員を配置していきます。また、企業や商店、介護に取り組む家族等への支援の充実とともに、一般市民の誰もが地域において認知症の人を優しく見守ることができる社会の醸成のため、引き続き認知症サポーター養成講座を開催します。

①認知症高齢者等見守りネットワーク（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

行方不明になった高齢者を早期発見するため、警察、市町村、交通機関が相互に連携しています。利用には事前の登録が必要です。

【課題】

行方不明になった高齢者の早期発見の取組として、認知症高齢者等見守り反射ステッカーを導入しました。登録人数は年々増加しているため、連携する協力機関を引き続き増やしていく必要があります。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|-----|-----|-----|-----|--------|
| 登録人数 | 人/年 | 106 | 141 | 173 | 211 |

【今後の展開】

事業を周知していくとともに、サービスの充実に努めます。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 登録人数 | 人/年 | 240 | 270 | 300 |

②認知症高齢者等位置確認事業（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

はいかいのおそれのある高齢者に位置情報を連絡する機器を持たせることで、該当者の現在地を家族が 24 時間確認できるようにします。利用には、認知症高齢者等見守りネットワークへの登録が必要です。

【課題】

高齢者を対象とした調査では、はいかい高齢者位置確認について「利用したい」が 12.2%と意向は高くなっています。今後、はいかい高齢者がますます増えると考えられるため事業の継続をしていきます。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|-----|-----|-----|----|--------|
| 利用人数 | 人/年 | 10 | 9 | 19 | 16 |

【今後の展開】

事業の周知とともに、サービスの充実に努めます。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|------|-----|----|----|----|
| 登録人数 | 人/年 | 18 | 20 | 22 |

③認知症に関する知識や支援体制等の普及・啓発（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

地域の方が認知症についての正しい理解をするために、認知症サポーターの養成講座や、世界アルツハイマーデーに合わせた啓発イベントを実施しています。また、認知症を含む総合相談の実施や広報等による周知や、認知症ケアパスの普及と活用についても取り組んでいます。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------------------|-----|-----|-----|-----|--------|
| 認知症サポーター養成講座参加者数 | 人/年 | 660 | 504 | 728 | 110 |

【今後の展開】

多くの方に認知症への理解を深めていただけるように、認知症の方御本人や介護者が発信できる場の提供に向けた検討をします。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|
| 認知症サポーター養成講座参加者数 | 人/年 | 300 | 300 | 300 |

④認知症予防の推進（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

一般介護予防事業の普及啓発の取組と連携し、認知症の予防となる講座等を開催します。

⑤認知症の方及び介護者への支援（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

複数の専門職により構成される認知症初期集中支援チームを設置し、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、認知症の方等の早期発見・早期対応に向け取り組んでいます。

また、介護者の負担軽減を推進するため、認知症カフェ等の当事者や介護者家族が集える居場所作りの支援や家族介護教室等を開催しています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|---------------------|-----|-----|-----|----|--------|
| 認知症初期集中支援チームによる支援件数 | 件/年 | 10 | 10 | 22 | 14 |
| 認知症カフェ等団体数 | 件/年 | 3 | 3 | 3 | 3 |

【今後の展開】

認知症の方等に対し早期診断・早期対応ができるよう、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員と医療関係者がさらに連携を強化するとともに、認知症の方や地域の関係者等との連携に努めていきます。

⑥認知症バリアフリーの推進による社会参加支援（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

成年後見制度の利用促進、虐待防止施策の推進、認知症に関する知識や支援体制等の普及・啓発の取組と連動し、実施します。

【今後の展開】

認知症サポーターの活動支援、オレンジパートナーの養成、チームオレンジの構築、若年性認知症の実態把握等について、認知症地域支援推進員等の関係者と検討します。

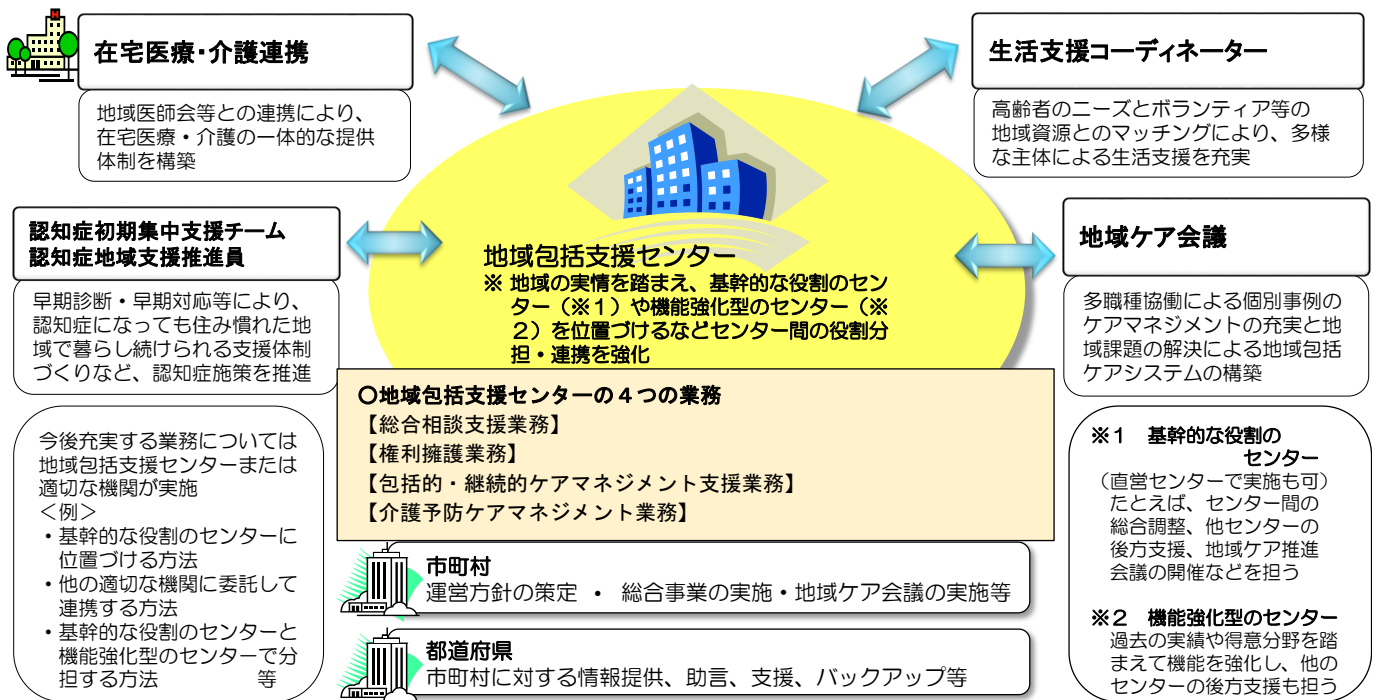
4 住み慣れた地域で自立して暮らせる連携・支援体制づくり

4-1 地域包括支援センターの充実

■取組の方向性

高齢化の進展、要支援・要介護者の増加に伴い、相談件数の増加や困難事例への対応など、業務量の増加が予想されます。また、平成 27 年以降、新たに「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る取組が包括的支援事業に位置付けられ、センター業務はこれらの新たな事業全てと密接に関係してきます。適切な人員配置の確保に努めるとともに、センターの運営や活動に対する点検や評価を適切に行い、効果的なセンター運営が安定的・継続的に行われるよう、引き続き、体制整備を進めていきます。

地域包括支援センターの充実（イメージ図）



資料：国の全国介護保険担当課長会議資料を参考に作成

①地域ケア体制の整備（主担当：介護保険課・福祉長寿課）

【事業の概要】

住み慣れた地域で生活していくためには、地域での見守りやサポートなどの地域ケア体制の構築が重要となっており、地域包括支援センターの果たす役割が大きくなっています。地域包括支援センターの適切な運営、公正や中立性の確保等のために、「地域包括支援センター運営協議会」を開催し、介護サービス等に関する事業者・職能団体、介護保険の被保険者、学識経験者等の構成員の意見を運営に反映しています。

また、地域包括支援センターを拠点としたネットワークを形成し、高齢者を地域全体で支える体制を構築します。

②地域包括ケア会議（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

個別ケア会議及び地域課題検討会議を通して抽出された地域の課題を把握し、協議体と有機的に連携しながら医療や介護といった多職種による検討を加えることで解決に導くことを目的として会議を開催しています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|--------|-----|-----|-----|----|--------|
| 会議開催回数 | 回/年 | 11 | 12 | 11 | 11 |

【今後の展開】

地域包括支援センターが主催する個別ケア会議及び地域課題検討会議と連動し、地域課題の解決を図ります。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|--------|-----|----|----|----|
| 会議開催回数 | 回/年 | 12 | 12 | 12 |

③個別ケア会議及び地域課題検討会議（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

市が開催する地域包括ケア会議を支える会議であり、個別事例の検討を通じた地域課題の把握及び解決を目的として、地域包括支援センターが中心となり、地域の関係者の協力の下に開催をしています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|----------|-----|-----|-----|----|--------|
| 個別ケア会議 | 回/年 | 24 | 9 | 9 | 9 |
| 地域課題検討会議 | 回/年 | 12 | 32 | 28 | 30 |

【今後の展開】

個別事例の検討の積み重ねや、それぞれの地域課題を把握するとともに、地域ごとの解決策を検討し、市全体の課題把握につなげます。また、実績を踏まえて見えてきた運用についても検討しながら、事業の継続をしていきます。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|----------|-----|----|----|----|
| 個別ケア会議 | 回/年 | 12 | 12 | 12 |
| 地域課題検討会議 | 回/年 | 24 | 24 | 24 |

④相談窓口の充実（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

地域包括支援センターでは、地域の高齢者の様々な生活上の相談に応じています。また、成年後見制度の普及や高齢者虐待防止の取組などの権利擁護業務を行っています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 相談件数 | 件/年 | 32,787 | 33,829 | 32,901 | 41,072 |

【今後の展開】

地域包括支援センターが、それぞれの地域において、より身近な相談窓口となるような取組を充実していきます。

⑤包括的・継続的ケアマネジメント（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

地域包括支援センターは、様々な問題を抱える要介護高齢者の課題解決やケアマネジャーの資質向上のため、ケアマネジャーに対する相談支援業務（相談会や研修会の開催）を行っています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|-------------|-----|-------|-------|-------|--------|
| ケアマネジャー相談件数 | 件/年 | 1,285 | 1,419 | 1,362 | 4,000 |

【今後の展開】

様々な問題を抱える要介護高齢者の課題解決やケアマネジャーの資質向上のため、開催方法等を検討しながら、事業を継続していきます。

4-2 保健・医療・福祉の連携強化

■取組の方向性

高齢化の進展により疾病構造が変化し、「病院完結型」から地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換が求められています。具体的には、「医療から介護へ」「病院・施設から地域・在宅へ」の観点から、医療と介護の連携と地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）によるネットワークの構築が必要です。

本市においても、在宅医療・介護の連携推進が、介護保険法の地域支援事業に位置付けられたことから、市が主体となり、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や民生委員・児童委員協議会、介護支援専門員協会、介護事業所等と連携して事業に取り組んできました。

今後も、高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活をしていくため、保健・医療・福祉分野の関係機関との連携体制の構築を支援していきます。

①後期高齢者医療制度（主担当：医療課）

【事業の概要】

75歳以上の全ての方と、65歳から74歳までで、一定の障がいのある方で、神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方が後期高齢者医療制度に加入します。運営は、神奈川県後期高齢者医療広域連合が主体となり、市町村と連携しながら行っています。

②広域救急医療体制（主担当：医療課）

【事業の概要】

市民が夜間及び休日に急病になった場合の救急医療体制として、応急的な治療に対応する一次救急医療（小児科、内科、外科、歯科、婦人科）と入院や手術を要する治療等に対応する二次救急医療（小児科、内科、外科）に区分して、実施しています。一次救急医療は休日急患センター（婦人科は、在宅当番医制）において、また、二次救急医療は病院群輪番制により診療を継続します。

【取組実績（数値）】

| 項目 | | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------------------|-------|-----|-------|-------|-------|--------|
| 休日急患センター 救急診療 | 座間市民 | 人/年 | 7,405 | 7,044 | 6,704 | 5,724 |
| | 市外在住者 | 人/年 | 4,911 | 4,644 | 4,009 | 3,349 |
| 広域二次救急診療 | 座間市民 | 人/年 | 4,182 | 4,114 | 3,796 | 3,760 |
| | 市外在住者 | 人/年 | 7,795 | 7,307 | 6,696 | 6,345 |
| 休日昼間救急診療 | 座間市民 | 人/年 | 164 | 122 | 108 | 120 |
| | 市外在住者 | 人/年 | 29 | 32 | 34 | 34 |
| 休日昼間歯科救急診療 | 患者数 | 人/年 | 191 | 185 | 182 | 146 |

【今後の展開】

後期高齢者医療及び救急医療体制について、継続して安定的な運営ができるように努めます。

③高齢者救急医療情報キット配布事業（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

高齢者世帯に、身元や医療の情報を入れておくことができる救急医療情報キットを配布しています。キットには、「かかりつけ医」「薬剤情報提供書（写）」「持病」などの医療情報や、「診察券（写）」「健康保険証（写）」などの情報を入れ、自宅に保管しておくことで、救急時等に備えます。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|---------|----|-----|-----|-----|--------|
| キット配布本数 | 本 | 452 | 294 | 196 | 200 |

【今後の展開】

救急時等に備え、制度を周知していくとともに、利用の促進に努めます。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|---------|----|-----|-----|-----|
| キット配布本数 | 本 | 250 | 250 | 250 |

④在宅医療推進協議会（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター及び介護保険事業所等と協働し、在宅医療の推進と、医療と介護の連携の促進を目的とした会議を開催しています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|--------|-----|-----|-----|----|--------|
| 会議開催回数 | 回/年 | 11 | 12 | 11 | 11 |

【今後の展開】

医療と介護の連携体制の構築に向けた取組の充実を図っていきます。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|--------|-----|----|----|----|
| 会議開催回数 | 回/年 | 12 | 12 | 12 |

⑤在宅医療推進のための医師向け動機付け研修会（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

在宅診療医を増やすことを目的として、医師会と協働し、医師を対象とした研修会を平成25年度に年1回開催しました。

【課題】

在宅医療・介護連携推進事業を進めるに当たり、多職種連携研修において医師を含めた専門職に向けた研修会を実施しているところです。

【今後の展開】

一人でも多く在宅診療を行う医師が増えるよう、事業の継続に向けては関係機関や他の事業と連携して取り組みます。

⑥医師を含めた多職種連携研修会（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

医師・歯科医師・薬剤師を含め、医療、介護関係者の顔の見える関係を構築することを目的として、多職種による連携研修を平成25年度から開催しています。

【課題】

顔の見える関係づくりとして、毎回多職種の取組に共通するテーマのもと、医療と介護に携わる関係者の参加により実施しています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|--------|-----|-----|-----|-----|--------|
| 研修開催回数 | 回/年 | 1 | 3 | 4 | 2 |
| 研修参加者 | 人/年 | 69 | 183 | 166 | 60 |

【今後の展開】

医療と介護に携わる多職種の連携強化のため、医療関係者・介護関係者との協働により多職種連携研修会の開催を継続します。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|--------|-----|-----|-----|-----|
| 研修開催回数 | 回/年 | 2 | 2 | 2 |
| 研修参加者 | 人/年 | 100 | 100 | 100 |

4-3 見守りの体制の強化

■取組の方向性

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中、高齢者が地域で孤立しないよう、社会全体で見守っていく体制の整備が不可欠になります。民間事業者や市民等との協力による安否確認や早期発見に向けた見守りネットワークの構築を進めていきます。

①ひとり暮らし高齢者等への支援（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

ひとり暮らし高齢者を定期的に見守るため、民生委員と連携し、「ひとり暮らし高齢者登録」及び「ひとり暮らし高齢者訪問活動」を実施しています。

【課題】

ひとり暮らし高齢者の見守り及び閉じこもり防止の活動として、地区民生委員が定期的に家庭訪問を実施していますが、真に見守りの必要な方の発掘が難しくなっています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|--------------|----|-------|-------|-----|--------|
| ひとり暮らし高齢者登録数 | 人 | 1,032 | 1,006 | 956 | 942 |

【今後の展開】

今後、対象者が大幅に増加するものと予測されますが、未登録者も多く、制度の周知を図ります。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|--------------|----|-----|-----|-------|
| ひとり暮らし高齢者登録数 | 人 | 970 | 995 | 1,020 |

②見守りに関する関係機関との協定（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

孤立死、孤独死等のおそれがある世帯を行政の適切な支援につなげ、孤立死、孤独死等の発生を未然に防止するために、関係機関、民間事業所との連携を図ります。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|-----------------|----|-----|-----|----|--------|
| 地域見守りに関する協定事業所数 | 箇所 | 20 | 22 | 22 | 25 |

【今後の展開】

今後も関係機関、民間事業所との連携を図るため、協定を締結します。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|-----------------|----|----|----|----|
| 地域見守りに関する協定事業所数 | 箇所 | 25 | 25 | 25 |

4-4 権利擁護・虐待防止の推進

■取組の方向性

認知症高齢者の増加に伴い、権利擁護の重要性が更に高まることが予想されています。成年後見制度の普及や利用促進、関連する事業の情報提供、相談窓口での対応など、権利擁護の推進に努めます。また、高齢者への虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止のため、高齢者虐待防止ネットワーク事業を実施していきます。

①成年後見制度の利用促進（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

認知症、知的障がい、精神障がい等により、自分一人で判断することが困難な方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り支援する制度です。

権利擁護を必要とする方が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、当市における成年後見制度の総合相談窓口を設置し、段階的に整備するとともに、権利擁護支援の必要な方を発見し、本人、後見人等を保健・福祉・医療等が連携し、適切に必要な支援につなげる体制づくりを目指します。

【今後の展開】

令和3年度中に地域連携ネットワークの中核となる成年後見制度の総合相談窓口の運営開始を目指します。

②成年後見制度・市長申立ての実施（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

認知症などにより判断能力が低下し身寄りのない高齢者は、財産管理や医療・福祉の利用契約などができず、経済的な不利益を受けたり、生活上で不自由さが生じたりすることがあります。このような場面において、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人などが法律行為を行えるよう、市長による申立てを実施し、本人の権利を守り、生活を支援する制度です。

【課題】

親族関係の希薄な高齢者の増加から、今後市長による申立件数の増加が見込まれます。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|--------|-----|-----|-----|----|--------|
| 市長申立件数 | 件/年 | 8 | 8 | 12 | 10 |

【今後の展開】

今後も各関係機関との連携を深め、申立てを実施していきます。

③成年後見制度利用支援事業（主担当：介護保険課・福祉長寿課）

【事業の概要】

判断能力が十分でない高齢者が適切に成年後見制度を利用できることを目的に成年後見制度の申立て費用、成年後見人などへの報酬費用の全部又は一部を助成します。利用のためには一定の条件があります。

【課題】

認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度や利用支援事業について、制度の周知が必要です。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|-----|-----|-----|----|--------|
| 利用件数 | 件/年 | 12 | 10 | 22 | 11 |

【今後の展開】

報酬費用等を負担することが困難である人に対して、費用助成を行い、適切な権利擁護を図ります。

④成年後見制度についての社会福祉士の専門相談（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

社会福祉士会の協力により、成年後見制度の具体的な利用方法や、関連する支援策などについて、奇数月に相談を行っています。

【課題】

2か月に1回のため、緊急な相談への対応が難しくなっています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|-----|-----|-----|----|--------|
| 利用件数 | 件/年 | 9 | 11 | 7 | 3 |

【今後の展開】

市民が成年後見制度の仕組み、手続等への理解を深め、成年後見制度を必要とする人が適切に制度利用につながることを求められます。引き続き相談事業を継続します。

⑤高齢者虐待の防止（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等のため、関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しています。

【課題】

件数の全国的な傾向は微増ですが、表出されにくい虐待や複数の問題を内包した家庭も増加しており、地域全体での包括的な支援が必要となっています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|--------|-----|-----|-----|----|--------|
| 虐待通報件数 | 件/年 | 26 | 38 | 29 | 33 |
| 虐待認定件数 | 件/年 | 15 | 7 | 8 | 10 |

【今後の展開】

座間市高齢者虐待防止ネットワーク事業運営委員会の委員の意見を参考に高齢者虐待の早期発見等のための連携協力体制の整備に努めます。

4-5 生活支援の体制づくり

■取組の方向性

独居や高齢者世帯の増加に伴い、日常生活上の様々な支援の必要が見込まれ、多様なサービス提供体制の整備が必要です。地域には様々な地域活動が展開されており、支援を必要とする利用者とサービス提供者をマッチングさせるための体制づくりが欠かせないため、地域の関係者が集まり、情報共有したり、連携協力していくための場づくりを進めるとともに、生活支援コーディネーターを中心に、サービスを担う事業主体の支援や共同体制の充実を図ります。

①協議体の設置（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

介護保険制度でのサービスのみならず生活支援サービスの充実を目的に、多様な主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による資源開発を推進する場として、協議体を設置しています。市域全体を対象とする第1層協議体、地域包括支援センターの区域（日常生活圏域）を対象とする第2層協議体があります。座間市社会福祉協議会に設置・運営を委託しています。

【今後の展開】

平成28年度に第1層協議体を、平成30年度に全ての日常生活圏域に第2層協議体を設置しました。生活支援コーディネーターが中心となり、地域包括支援センターと連携を取りながら、多様な主体との顔の見える関係づくりと地域課題の解決に取り組んでいきます。

②生活支援コーディネーターの運用（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

介護保険制度でのサービスのみならず生活支援サービスの充実を目的に、住民や各種法人等など多様な提供主体による高齢者向けサービスの開発やサービスの担い手の養成等を行う生活支援コーディネーターを配置しています。市域全体を担当する第1層コーディネーター、地域包括支援センターの区域（日常生活圏域）を担当する第2層コーディネーターがいます。

【今後の展開】

第7期計画期間には、一部地域で、地域活動の新規立ち上げに至りました。引き続き、市、地域包括支援センターと連携を取りながら、地域への働きかけを続けていきます。

③生活困窮者自立支援事業（主担当：生活援護課）

【事業の概要】

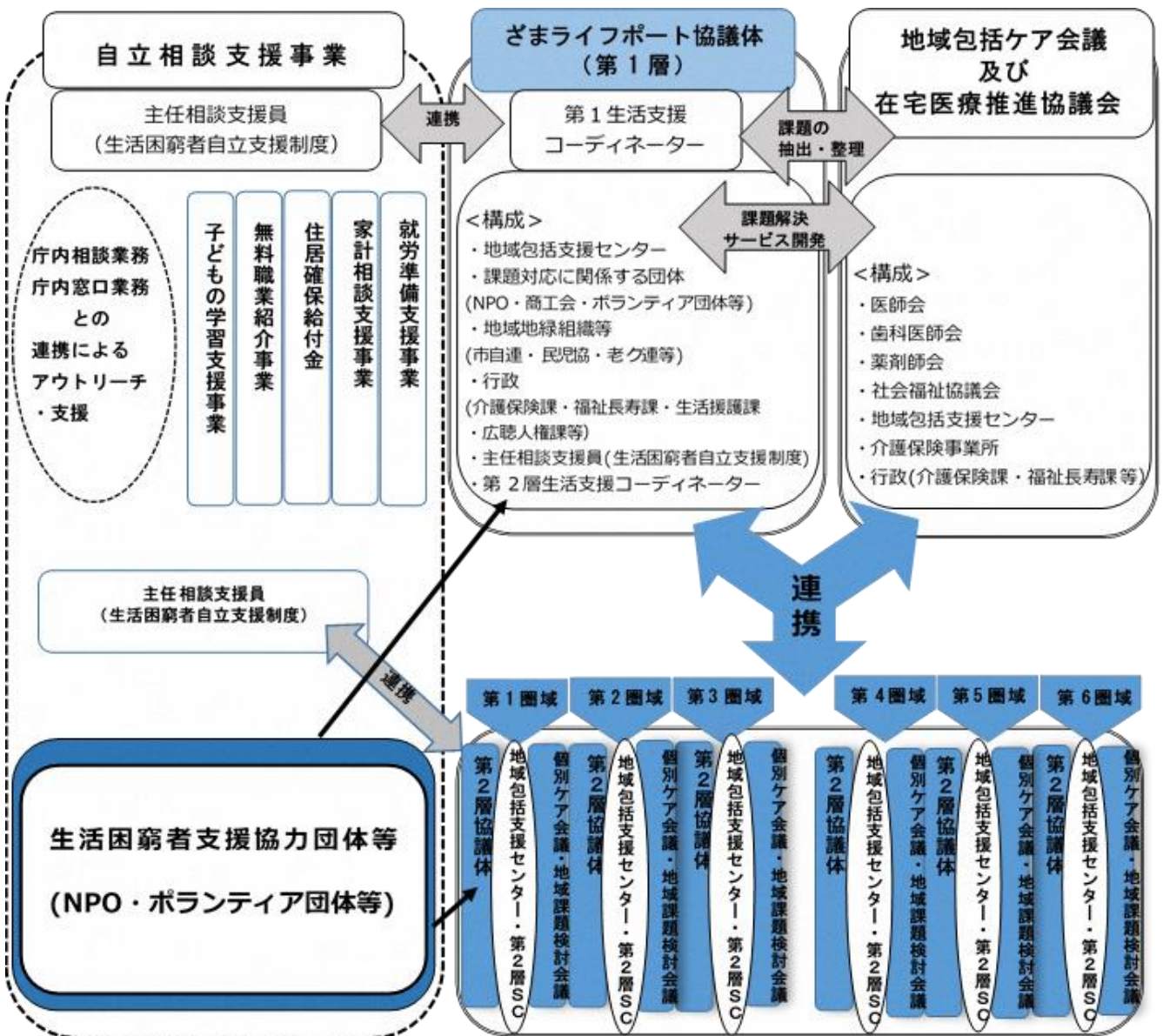
生活が困窮し、生活を維持することができなくなるおそれのある人が、困窮状態から脱却し、自立して生活できるように支援していくことを目的としています。本市では、必須事業である自立相談支援事業と住居確保給付金の支援事業、任意事業である子どもの学習支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業を実施しています。

【課題】

高齢化の影響により高齢者の生活困窮相談も増加してきており、高齢者の就労や住まいについての課題が多くなってきています。

【今後の展開】

高齢の生活困窮者に着目した支援については庁内関係部署や地域と連携し、高齢者の就労や住まいの課題に対応するため、高齢者の就労に関する効果的な支援、居住に関する支援に取り組んでいきます。



5 安心して暮らせるまちづくり

5-1 多様な住まいの支援

■取組の方向性

いつまでも住み慣れた地域で自立して暮らしていけるよう、生活ニーズにあった住まいの確保に向け、施設・居住系サービスや地域密着型サービスを計画的に整備していきます。また、高齢期の住まいの確保に向けて、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの設置状況を含め、情報提供などの周辺支援を行うとともに、住宅施策と連携し、適切に住まいが供給される居住環境づくりを進めていきます。

①高齢者等に配慮した公営住宅の整備（主担当：建築住宅課）

【事業の概要】

既存の公営住宅の建替・改修に際しては、高齢者等に配慮していきます。

【課題】

既存の公営住宅を高齢者等に配慮したバリアフリー対応に改修するには、建物の構造上等の限界があります。

【今後の展開】

今後も高齢者等に配慮した施設とするよう要望、意見等に対応した事業を進めていきます。

②一時生活支援事業（主担当：生活援護課）

【事業の概要】

高齢者の賃貸住宅への入居は、家賃の不払い、病気や事故を懸念する家主が多く、入居が困難な状況となっています。一時生活支援事業において、高齢者に限らず、住まい探しでお困りの方が安定した住まいを確保できるよう、窓口を設置し、随時相談に応じています。

【今後の展開】

引き続き高齢者等の入居の受入れが可能であるとして登録している民間賃貸住宅に関する情報提供や居住支援を行っていきます。

③多様な住まいの確保（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

高齢者が安心して安定した生活を地域で継続できるよう、多様な住まいの確保など環境の整備に努めます。

【今後の展開】

引き続き介護保険施設に加えて、サービス付き高齢者向け住宅等を整備していきます。

また、県や他市町村と連携を取りながら、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの情報提供に努めます。

【参考】

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の箇所数・定員数（令和2年10月時点）

| 項目 | 単位 | 箇所数 | 定員数 |
|---------------|------|-----|-----|
| 住宅型有料老人ホーム | 箇所・人 | 12 | 319 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 箇所・人 | 4 | 105 |

④住宅改修支援（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

居宅介護支援・介護予防支援の提供を受けていない要介護者・要支援者の住宅改修費に係る理由書の作成費用を支払っています。

【課題】

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために、実績は年度により増減がありますが、利用を希望する方が継続していることを示しています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|-----|-----|-----|----|--------|
| 利用者数 | 人/年 | 101 | 94 | 95 | 100 |

【今後の展開】

住宅改修費の効果的な活用を推進するため、事業を継続します。

⑤ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進

【事業の概要】

日頃から安全で安心して外出したり、社会参加したりするために、高齢者や障がい者等も含め、誰もが安心して暮らせるように、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進に努めます。

5-2 多様なサービス基盤の整備

■取組の方向性

介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で生活できるように、多様なサービスの基盤の確保に努めます。

①施設の整備（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

第5期計画において、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を、1施設100床の新設・2施設60床の増床の整備を計画し、平成27年度に整備が完了しています。今後も在宅で介護サービスを受けている高齢者の施設利用の意向や傾向の把握に努めます。

【課題】

高齢者を対象としたアンケートでは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの施設サービスの利用意向は減少傾向にあります。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|-------------------------|----|-----|-----|-----|--------|
| 介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） | 床 | 510 | 510 | 510 | 510 |
| | 箇所 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 介護老人保健施設 | 床 | 121 | 121 | 121 | 121 |
| | 箇所 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 介護療養型医療施設 | 床 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【今後の展開】

入所待機者の状況を把握し、ニーズに応じた整備を検討します。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|-------------------------|----|-----|-----|-----|
| 介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） | 床 | 510 | 520 | 530 |
| | 箇所 | 6 | 6 | 6 |
| 介護老人保健施設 | 床 | 121 | 121 | 121 |
| | 箇所 | 2 | 2 | 2 |
| 介護医療院 | 床 | 0 | 44 | 44 |
| | 箇所 | 0 | 1 | 1 |

②地域密着型サービス事業所の整備（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

第7期介護保険事業計画中には、認知症高齢者の増加に備えて、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備を目指しましたが、整備には至りませんでした。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|-------------------------------|-----|-----|-----|----|--------|
| 認知症対応型共同生活介護事業所 （グループホーム） | 整備数 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 整備数 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 整備数 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護施設事業所 | 整備数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型特定施設 入居者生活介護事業所 | 整備数 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【今後の展開】

今後も、事業の特徴を活かしたサービス提供の状況や高齢者の生活実態を把握し、利用率の向上を図るとともに、ニーズに応じた整備量を検討し、計画的に地域密着型サービス事業所の整備を促進します。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|-------------------------------|-----|----|----|----|
| 認知症対応型共同生活介護事業所 （グループホーム） | 整備数 | 7 | 8 | 8 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 整備数 | 3 | 3 | 3 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 整備数 | 1 | 1 | 1 |
| 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護施設事業所 | 整備数 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型特定施設 入居者生活介護事業所 | 整備数 | 0 | 0 | 0 |

③特定施設入居者生活介護の整備（主担当：福祉長寿課）

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|--------------------------|-----|-----|-----|-----|--------|
| 特定施設入居者生活介護 （介護専用型以外） | 整備数 | 302 | 302 | 302 | 302 |
| 特定施設入居者生活介護 （介護専用型） | 整備数 | 86 | 86 | 86 | 86 |

【今後の展開】

事業所の運営状況や高齢者の生活実態を把握し、利用率の向上を図るとともに、ニーズに応じた整備量を検討し、計画的に整備を促進します。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|--------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 特定施設入居者生活介護 （介護専用型以外） | 整備数 | 302 | 302 | 362 |
| 特定施設入居者生活介護 （介護専用型） | 整備数 | 86 | 86 | 86 |

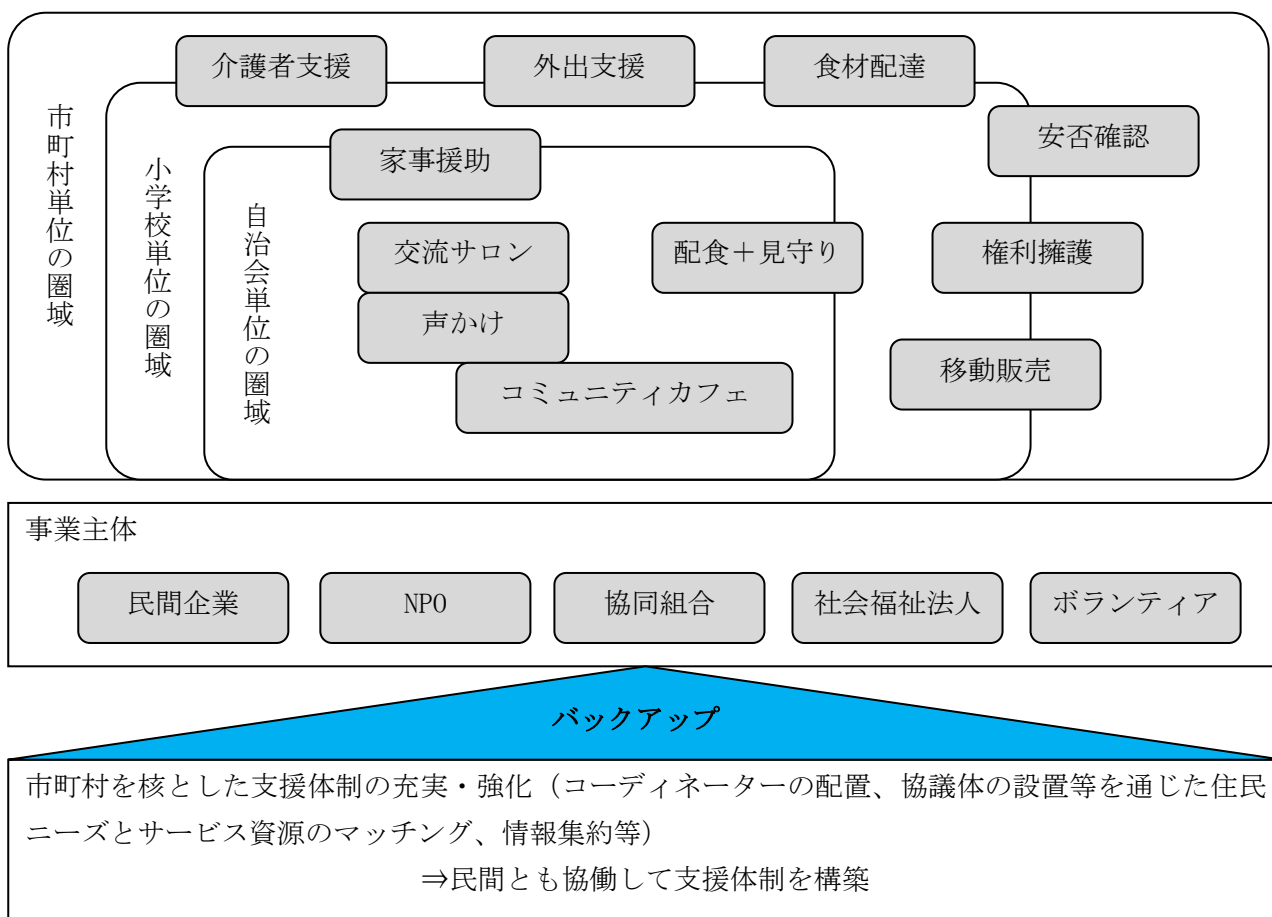
5-3 生活支援の充実

■取組の方向性

要支援者等の高齢者について、手段的日常生活動作（IADL）の低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する支援等が求められます。また、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦の増加に伴い、多様な生活支援サービスの充実が求められます。総合事業において、高齢者等、地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスが提供していけるよう、生活支援体制の整備を進めます。

また、一般施策においても、住み慣れた地域や家庭での自立した生活を支援するため、介護保険外の各種生活支援サービスを実施していきます。

多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供（イメージ）



資料：国の全国介護保険担当課長会議資料より作成

①移送サービス（福祉長寿課）

【事業の概要】

寝たきりや身体の障がいのため歩行が困難となっている方が、医療機関への通院や社会参加をするときに、福祉車両で送迎します。

【課題】

高齢者を対象とした調査では、「利用したい」が13.2%と意向が下がっています。実利用人数、利用回数ともに減少傾向であることから引き続きサービスの周知が必要です。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|-----|-----|-----|-----|--------|
| 高齢者 | 人/年 | 392 | 320 | 342 | 310 |
| 障がい者 | 人/年 | 155 | 144 | 121 | 105 |
| 合計 | 人/年 | 547 | 464 | 463 | 415 |

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 通院 | 人/年 | 479 | 392 | 423 | 400 |
| その他 | 人/年 | 68 | 72 | 40 | 50 |
| 合計 | 人/年 | 547 | 464 | 463 | 450 |

【今後の展開】

引き続き利用者の移送手段の確保とサービスの充実に努めます。また、福祉有償運送事業も引き続き推進します。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 高齢者 | 人/年 | 320 | 330 | 340 |
| 障がい者 | 人/年 | 110 | 115 | 120 |
| 合計 | 人/年 | 430 | 445 | 460 |

②寝具乾燥・丸洗いサービス（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

在宅の寝たきり高齢者及び認知症高齢者等を対象に、寝具の乾燥、丸洗いを行い、健康及び清潔の保持に役立てるとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

【課題】

高齢者を対象とした調査では、寝具乾燥・丸洗いサービスについて、「利用したい」が13.8%と意向が上がっています。利用者数は減少傾向にありますが、利用者へのサービスを維持していく必要があります。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|-----|-----|-----|----|--------|
| 利用者数 | 人/年 | 27 | 22 | 21 | 17 |
| 寝具乾燥 | 回/年 | 63 | 19 | 27 | 19 |
| 寝具丸洗 | 回/年 | 65 | 41 | 37 | 36 |

【今後の展開】

利用者のニーズを把握するとともに、事業の周知に努めます。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|------|-----|----|----|----|
| 利用者数 | 人/年 | 19 | 21 | 23 |

③緊急通報システム事業（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

特定の疾病のある一人暮らし高齢者等が、緊急時にボタンを押すだけで駆けつけ体制の取れる事業者につながる専用の発信機を利用することにより、速やかな救急活動等を受けています。平成26年度末、人感センサー・健康相談付のサービスに変更し、ひとり暮らしの不安の解消を図りました。また、平成27年度より、75歳以上のひとり暮らし世帯、85歳以上の方で構成されている世帯の対象世帯を増やしました。

【課題】

高齢者を対象とした調査では、利用したいサービスの上位となっており、引き続きサービス内容を周知していく必要があります。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|------|-----|-----|-----|--------|
| 利用世帯 | 世帯/年 | 177 | 193 | 210 | 240 |

【今後の展開】

特定の疾病がある一人暮らしの高齢者等が、安心して在宅生活を続けることができるよう引き続き事業を継続します。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|------|------|-----|-----|-----|
| 利用世帯 | 世帯/年 | 260 | 280 | 300 |

④高齢者理容・美容助成券支給（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

理髪、美容の機会の少ない65歳以上の寝たきり高齢者等に対して、費用の一部を助成します。

【課題】

高齢者を対象とした調査では、寝たきり高齢者理髪等助成について「利用したい」が10.3%と意向は低くなっています。利用者数は増加傾向ですが、引き続きサービスを周知する必要があります。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|-----|-----|-----|----|--------|
| 交付人数 | 人/年 | 31 | 35 | 47 | 50 |
| 利用枚数 | 枚/年 | 64 | 69 | 92 | 95 |

【今後の展開】

利用者のニーズを把握するとともに、引き続き事業の周知に努めます。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 交付人数 | 人/年 | 52 | 54 | 56 |
| 利用枚数 | 枚/年 | 100 | 105 | 110 |

⑤高齢者等戸別収集（主担当：資源対策課 クリーンセンター）

【事業の概要】

ごみや資源物をごみ収集場所まで出すことが困難な高齢者等世帯で、同居者や付近に親族がいない世帯に対し、戸別収集を実施します。利用のためには一定の条件があります。

【課題】

利用者の増加にともない、収集体制の見直しが必要と考えます。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|-------|------|-----|-----|-----|--------|
| 利用世帯数 | 世帯/年 | 93 | 108 | 133 | 160 |

【今後の展開】

引き続きサービスの維持に努めます。

⑥生活支援型短期入所（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

おおむね65歳以上の虚弱な高齢者を介護している方が、病気、事故、冠婚葬祭等の理由により、一時的に介護することができなくなった場合に、年1回7日を限度として養護老人ホーム等で高齢者を預かり介護するサービスです。

【課題】

市内には受入れ施設がないため、市外の施設での対応となっておりますが、介護者の緊急の場合に備えて施設との連携を確保します。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|-----|-----|-----|----|--------|
| 利用者数 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 利用日数 | 日/年 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【今後の展開】

介護者の緊急の場合に備えて、引き続きサービスの維持に努めます。

⑦緊急短期入所（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

おおむね65歳以上の虚弱な高齢者を介護している方が、病気、事故、冠婚葬祭等の理由により、一時的に介護することができなくなった場合に、年間60日を限度として高齢者を預かり介護します。

【課題】

利用人数は年度により増減がありますが、今後も介護者の緊急の場合に備えてサービスの確保をしていきます。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|-----|-----|-----|----|--------|
| 利用者数 | 人/年 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 利用日数 | 日/年 | 1 | 17 | 12 | 17 |

【今後の展開】

介護者の緊急の場合に備えて、引き続きサービスの維持に努めます。

⑧家具転倒防止対策事業（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

一人暮らし高齢者等が家具に転倒防止板を取り付ける場合に、作業費用の一部を助成します。

【課題】

高齢者を対象とした調査では、家具転倒防止対策について「利用したい」が 8.7%と、昨今の自然災害の影響により意向が上がっています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|-----|------|-----|-----|----|--------|
| 世帯数 | 世帯/年 | 3 | 2 | 3 | 5 |
| 台数 | 台/年 | 9 | 4 | 5 | 15 |

【今後の展開】

制度を周知していくとともに、利用の促進に努めます。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|-----|------|----|----|----|
| 世帯数 | 世帯/年 | 5 | 5 | 5 |
| 台数 | 台/年 | 18 | 18 | 18 |

⑨家族介護教室（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

在宅で高齢者を介護する方や介護に関心がある方に、介護の方法の学習や介護中の心身の負担軽減に役立つ講座を開催し、介護を受ける方の精神的負担を軽減します。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|--------|-------|-----|-----|-----|--------|
| 教室開催回数 | コース/年 | 2 | 3 | 2 | 3 |
| 参加延人数 | 人/年 | 53 | 33 | 113 | 50 |

【今後の展開】

介護者のニーズを把握し、魅力的な教室を開催していきます。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|--------|-------|----|----|----|
| 教室開催回数 | コース/年 | 3 | 3 | 3 |
| 参加延人数 | 人/年 | 50 | 50 | 50 |

⑩家族介護継続支援（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

在宅で高齢者を介護する方の経済的、身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、常時おむつ等を必要とする高齢者を介護する方で支援が必要な方におむつ等を支給します。

【課題】

社会状況の変化により在宅で高齢者を介護する方の抱える問題は複雑化しており、高齢者一人ひとりの状態を踏まえた支援が必要とされています。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|-------|-----|-----|-----|-----|--------|
| 利用実人数 | 人/年 | 250 | 287 | 300 | 310 |

【今後の展開】

在宅で高齢者を介護する方の負担が軽減されるよう、適切な支援を検討していきます。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 利用実人数 | 人/年 | 250 | 200 | 150 |

5-4 緊急時の支援体制

■取組の方向性

災害時に自宅から避難を必要とする割合について、一般高齢者は1割以上ですが、在宅サービス利用者では約7割を占めています。その一方で、災害時避難行動要支援者名簿について知っているという割合はいずれも2割を下回っていました。

災害時に自力での避難が困難な高齢者を、あらかじめ地域で把握し、その情報を関係機関と共有しておくことは、全ての人の円滑かつ迅速な避難の確保に向けて重要です。そのためにも、特に在宅で介護を受けている人を中心に、名簿の周知を一層図る必要があります。

今後とも一人暮らし高齢者や高齢者夫婦の増加に伴い、緊急時・災害時への支援ニーズが高まることが見込まれており、互助・共助による地域の支え合いも含め、支援体制を整備します。

また、感染症の流行などに際しても、継続的にサービスを提供できるよう、介護事業所等における備えや体制の整備などの支援について検討します。

①災害時避難行動要支援者支援（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

ひとり暮らしや要介護高齢者等、災害時に自力で避難することが困難で、地域からの支援が必要な方を名簿に登載し、地域と情報を共有することで、災害時の安否確認等を円滑に行います。

【課題】

親族関係の希薄な高齢者の増加から、今後支援が必要な対象者の増加が見込まれるため、名簿を受領してくれる自治会を増やしていく必要があります。

【今後の展開】

災害時に支援が必要な方の名簿を整備し、災害時に地域で支え合う体制を推進するとともに、策定した要支援者の避難を支援する支援ガイドの周知に努めます。

②災害時における高齢者の緊急避難施設との協定（主担当：福祉長寿課）

【事業の概要】

要介護4又は5と認定されている者及び認知症高齢者であって、地域の避難所を利用することが困難な高齢者を受け入れる施設と協定を締結します。

【取組実績（数値）】

| 項目 | 単位 | H29 | H30 | R1 | R2（見込） |
|------|----|-----|-----|----|--------|
| 福祉施設 | 箇所 | 6 | 6 | 6 | 6 |

【今後の展開】

今後も新設の福祉施設と協定を締結します。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 |
|------|----|----|----|----|
| 福祉施設 | 箇所 | 6 | 6 | 6 |

③介護事業所等における災害・感染症対策に係る体制整備（主担当：介護保険課）

【事業の概要】

「防災対策総合ガイド」「防災マップ」「内水ハザードマップ」等を活用して地震や風水害等に対する防災・減災に関する周知を行っているほか、「介護保険事業所の職員に対する消防・救急講習会」を定期的を開催しています。また、「座間市いっせい防災行動訓練（シェイクアウトプラス1）」への参加も促進しています。

感染症対策については、国・県と連携し、保健福祉事務所の指示に従い、情報の周知と必要な助言等を行っています。

介護保険事業者には、入所者及び施設職員等の概ね3日間の生活に必要な食料、飲料水及び生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めるよう周知しています。

また、危機管理部門、消防本部と連携して、災害への対策について適切な助言等を行っており、備蓄・輸送体制等について検討していきます。

被災状況の把握方法として、平常時より、介護保険事業所の一覧表を作成しており、速やかな情報収集や国・県への報告等ネットワークの構築に努めていきます。

第5章 介護保険制度の持続可能性の確保

1 介護サービスの現状

平成 12 年から始まった介護保険制度は、平成 17 年 10 月から順次改正された介護保険法において、制度の持続可能性の確保や明るく活力のある超高齢社会の構築と共に社会保障の総合化を基本とした制度の見直しが行われました。平成 18 年度には、地域密着型サービスが創設され、(介護予防)小規模多機能型居宅介護や(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)などのサービスを利用しながら住み慣れた地域で生活ができるようになりました。同時に、地域支援事業も創設され地域包括支援センターを設置し、介護予防の充実を図ると共に、地域の高齢者に寄り添う総合相談を受ける体制が整いました。

第8期介護保険事業計画内では、令和7年度・令和22年度を見据えての事業計画となり、施設整備計画では、既存の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の増床等による整備、医療療養型病床からの転換による介護医療院の整備、認知症対応型生活介護事業所(グループホーム)の整備、特定施設入居者生活介護の整備を目指します。

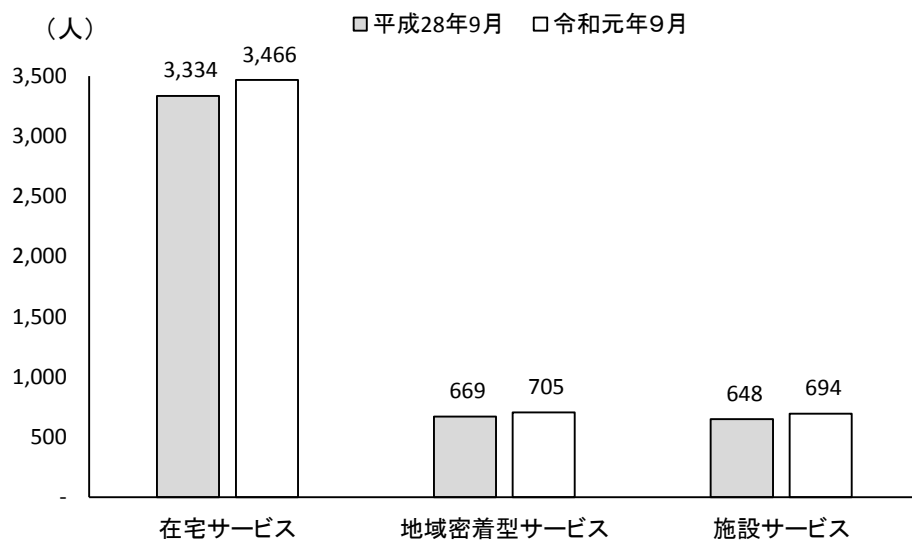
一方、要支援、要介護認定者については、年々伸びを続けており、介護サービスの需要も伸びを示し、介護給付費は相当額の伸びが予想されます。

サービスを必要とされる方に、それぞれの状況において必要なサービスを利用できるよう、介護保険事業の安定的な運営を図ります。

1-1 介護保険事業の状況

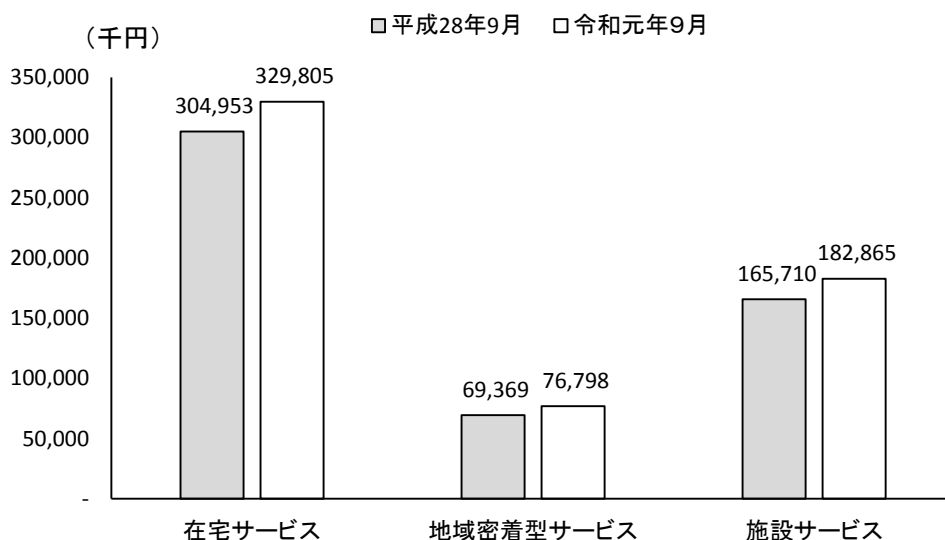
①サービス受給者の推移

第6期、第7期の計画期間の中間年の9月分サービス受給者で比較すると、受給者数は、在宅サービスで約4.0%増、地域密着型サービスで約5.4%増、施設サービスで約7.1%増となっています。



②総給付費の推移

第6期、第7期の計画期間の中間年の9月分総給付費で比較すると、総給付費は、在宅サービスで約8.1%増、地域密着型サービスで約10.7%増、施設サービスで約10.4%増となっています。



2 介護保険制度の持続可能性の確保に向けた取組

2-1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進に関する取組及び目標設定

■取組内容・個別目標

高齢者が自立した日常生活を継続できるように支援することや、要介護状態等になることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、様々な取組を進めます。指標となる取組及びその目標は、次のとおりです。

①認知症の方及び介護者への支援（主担当：介護保険課）

事業の詳細等については、48ページを参照。本事業については、以下の指標を設定します。

○認知症初期集中支援チームによる支援件数

市及び地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員と連携し、家庭訪問をし、おおむね6か月以内に認知症に関する相談者を適切な支援機関、医療・介護サービスにつなぐことで、認知症高齢者の介護予防・重度化防止を目指します。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | 実績値（R2は見込） | | | 数値目標 | | |
|---------------------|-----|------------|----|----|------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 認知症初期集中支援チームによる支援件数 | 件/年 | 10 | 22 | 14 | 20 | 20 | 20 |

②介護予防・生活支援サービス事業（主担当：介護保険課）

事業の詳細等については、34ページを参照。本事業については、以下の指標を設定します。

○従前の訪問介護相当サービス・従前の通所介護相当サービス・緩和した訪問型サービスの提供

多様なサービス等として要支援者用の多様な生活支援に対応できるよう事業を推進し、利用者のサービスを選択する幅を広げながら、それぞれの生活や心身の状態に合ったサービスにつなぐことで、高齢者の介護予防・重度化防止を目指します。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | 実績値（R2は見込） | | | 数値目標 | | |
|---------------|-----|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 従前の訪問介護相当サービス | 人/年 | 3,564 | 3,648 | 3,816 | 3,984 | 4,164 | 4,356 |
| 従前の通所介護相当サービス | 人/年 | 5,280 | 5,604 | 5,856 | 6,120 | 6,396 | 6,696 |
| 緩和した訪問型サービス | 人/年 | 10 | 60 | 190 | 232 | 274 | 316 |

③介護予防把握事業（主担当：介護保険課）

事業の詳細等については、34ページを参照。本事業については、以下の指標を設定します。

○「介護予防のためのはつらつ健康チェック」の実施

介護予防の取組が必要な状態を早めに発見することを目的とした「介護予防のためのはつらつ健康チェック」を実施し、より幅広く把握することで、高齢者の介護予防・重度化防止を目指します。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | 実績値（R2は見込） | | | 数値目標 | | |
|---------------------------|-----|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 「介護予防のためのはつらつ健康チェック」の対象者数 | 件／年 | 28,711 | 29,063 | 29,500 | 29,922 | 29,916 | 30,005 |

④介護予防普及啓発事業（主担当：介護保険課）

事業の詳細等については、34ページを参照。本事業については、以下の指標を設定します。

○介護予防を普及するための講座・講演への参加人数

老年期の健康増進に役立つ講座・講演などを企画・実施することで、高齢者の介護予防・重度化防止を目指します。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | 実績値（R2は見込） | | | 数値目標 | | |
|-------|-----|------------|-------|-----|-------|-------|-------|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 参加延人数 | 人／年 | 1,313 | 1,562 | 700 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |

⑤地域介護予防活動支援事業（主担当：介護保険課）

事業の詳細等については、35ページを参照。本事業については、以下の指標を設定します。

○ざまシニアサポーター育成講座・フレイルサポーター養成講座の開催回数

高齢者の現状を理解し、住み慣れた地域で元気に暮らすためには何が必要なのか考え、実践できるサポーターを育成することで、高齢者の自立支援を目指します。

【数値目標】

| 項目 | 単位 | 実績値（R2は見込） | | | 数値目標 | | |
|-------|-------|------------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 開催講座数 | コース／年 | 5 | 6 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| 参加実人数 | 人／年 | 122 | 168 | 110 | 130 | 130 | 130 |

⑥リハビリテーション提供体制の充実

「生活機能」の低下した高齢者に対しては、生活期のリハビリテーションとして、運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけではなく、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要です。

本市の認定者1万人に対するリハビリテーションサービス提供事業所数を見ると、訪問リハビリテーション事業所は、国と県の平均より低く、通所リハビリテーション事業所も国の平均より低くなっています。

また、リハビリテーションサービス利用率については、訪問リハビリテーションは国の平均より低く、通所リハビリテーションも、国と県の平均より低くなっています。

| 区 分 | | 座間市 | 神奈川県 | 全国 |
|--|------|-----|------|------|
| リハビリテーションサービス提供事業所数 （認定者1万人に対する事業所） | | | | |
| 訪問リハビリテーション | 事業所数 | 2.0 | 5.4 | 7.8 |
| 通所リハビリテーション | 事業所数 | 8.0 | 7.3 | 12.7 |
| リハビリテーションサービス利用率 | | | | |
| 訪問リハビリテーション | % | 1.3 | 1.3 | 1.8 |
| 通所リハビリテーション | % | 4.9 | 5.3 | 9.0 |

※出典（事業所数）：厚生労働省「介護保険総合データベース」及び「介護保険事業状況報告」年報（平成30年時点）

※出典（利用率）：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和2年3月時点）

今後、要介護者が住み慣れた地域で、本人の状態に応じて、必要なリハビリテーションを利用しながら健康的に暮らすことができるよう、県と連携しながらリハビリテーションの提供体制を推進していきます。

また、地域で適切なリハビリテーションが提供されるように、地域ケア会議等を活用し、ケアマネジャー、リハビリテーション専門職及び介護サービス事業所との連携を図ります。

【数値目標】

| 指標 | 現状値 | 3年後 目標値 | 出典 |
|-----------------|------|------------|----------------|
| 訪問リハビリテーションの利用率 | 1.3% | 現状値以上 | 介護保険事業状況報告（年報） |
| 通所リハビリテーションの利用率 | 4.9% | 現状値以上 | 介護保険事業状況報告（年報） |

■成果の検証

上記の①～⑥の取組を踏まえ、高齢者が自立した日常生活を継続できるように支援することや、要介護状態等になることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止に関する成果を検証します。

【検証指標：要介護の維持・改善】

要支援1・2の方のうち、要介護認定等の更新の結果、前回の介護度よりも現状維持または改善が図られた方の割合の傾向を捉え、その数値を維持することで、介護予防・重度化防止の成果とします。

| | | | | | |
|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 第6期 | 第7期 | | 第8期 | | |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 70.14% | 70.69% | 67.25% | 70%台 | 70%台 | 70%台 |

2-2 介護給付等費用の適正化

要介護認定等の適正化（認定調査状況チェック）、ケアプランの点検、住宅改修費等の点検、縦覧点検・医療情報との突合（重複請求の適正化など）、介護給付費通知（保険サービス利用料の周知）など、費用の適正化に関する事業に取り組んできましたが、今後も継続的に実施することで、費用の適正化を図ります。

また、介護保険事業者に対し、運営指導や介護報酬請求に関する指導を行い、利用者に必要なより良いサービス提供につながるよう実地指導などに取り組みます。

【具体的な取組】

①要介護認定調査

新規申請、介護申請については、市職員及び指定市町村事務受託法人が実施し、更新申請、変更申請については、市職員のほか、居宅介護支援事業者、介護保険施設等の事業者へ委託して実施しています。要介護認定を適正に行うために、全件について市職員が調査票の事後点検を行い、調査項目の判断等に疑義がある場合には、調査を実施した調査員に照会をし、必要に応じて修正等を行い、平準化を図っています。

また、認定調査員が同じ判断基準の解釈で認定調査を実施できるように、年に1回以上、認定調査員を対象とした認定調査員研修会を開催しています。

指標：認定調査員研修会実施回数

| 単位 | 実績値（R2は見込） | | | 数値目標 | | |
|-----|------------|----|----|------|----|----|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 件／年 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |

②ケアプランの点検

毎年度、実施計画を立て、居宅サービス計画、施設サービス計画、介護予防サービス計画を対象に、ケアマネジャーに提出を求め、介護保険制度に関する法令及びケアプラン点検支援マニュアルその他国の定める基準等に基づき、ケアプランを点検します。

指標：ケアプランの点検数

| 単位 | 実績値（R2は見込） | | | 数値目標 | | |
|-----|------------|----|----|------|----|----|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 件／年 | 332 | 26 | 20 | 20 | 20 | 20 |

③住宅改修の点検

全件について、施工前及び施工後には、写真による確認を行い、施工前の書類による事前相談時において、施工内容に疑義（利用者の状態や利用者宅の環境から見た必要性、保険給付に不適の可能性）がある場合には、利用者宅への訪問調査を実施します。

指標：住宅改修の点検数

| 単位 | 実績値（R2は見込） | | | 数値目標 | | |
|-----|------------|----|----|------|----|----|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 件／年 | 4 | 6 | 7 | 7 | 7 | 7 |

④福祉用具購入・貸与調査

全件について、ケアマネジャーの作成するケアプランにおける福祉用具購入・貸与の理由等内容を確認します。

指標：福祉用具購入・貸与調査数

| 単位 | 実績値（R2は見込） | | | 数値目標 | | |
|-----|------------|----|----|------|----|----|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 件／年 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

⑤介護給付費通知

利用者へ利用している介護サービスに対する保険給付額や内容を通知します。

指標：年間通知回数

| 単位 | 実績値（R2は見込） | | | 数値目標 | | |
|-----|------------|----|----|------|----|----|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 件／年 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

⑥医療情報との突合、縦覧点検

神奈川県国保連合会に委託をして、医療保険と介護保険とを突き合わせ、介護保険サービス内での重複請求や算定回数のチェックにより適正な介護給付費の請求を行います。

指標：医療情報との突合、縦覧点検の実施の有無

| 実施の有無 | 実績値（R2は見込） | | | 数値目標 | | |
|-------|------------|----|----|------|----|----|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

⑦給付実績の活用

要介護認定情報と介護給付情報を突き合わせ、適正に請求が行われているかを確認することにより、適正な介護給付費請求への修正による、給付適正化を行います。

指標：実績の有無

| 実施の有無 | 実績値（R2は見込） | | | 数値目標 | | |
|-------|------------|----|----|------|----|----|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

2-3 利用者への情報の提供

市が設置する地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの情報を地域で共有できるよう、住民に広く伝えていくことが重要です。被介護者とその家族が地域で孤立したり、介護者が介護のために離職を余儀なくされたりすることのないよう、相談できる地域包括支援センターをはじめとした窓口の周知、案内を行うとともに、国で運用する介護サービス情報の公表システムを活用して、積極的に情報発信できるように努めていきます。

また、介護保険制度やサービス提供事業者に対する苦情や介護保険事故に関する相談に対応し、必要に応じ適切な情報提供に努めていきます。

2-4 利用者負担割合の見直し等（定率負担の見直し等）

平成30年8月からは、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割負担（保険給付率7割）となっています。ただし、負担には月額の上限が設定されています。

また、利用者負担（定率負担）の見直しと併せて、保険料の滞納が続く場合に対する「給付制限」については、3割負担者の場合は4割負担（保険給付率6割）となります（1割、2割負担者の場合は3割負担（保険給付率7割）で変わりません）。

2-5 高額介護サービス費等の支給

要介護者や要支援者が支払った利用者負担額（定率負担額）が、世帯合計で所得に応じた一定額を超えた場合は、高額介護（介護予防）サービス費として超過分が払い戻しを行います。

また、総合事業の利用者負担額が加わる場合にも、保険給付における利用者負担額との按分計算により、高額介護予防サービス費相当事業費として支給します。

なお、令和3年度に、現役並み所得相当（年収約383万円以上）については、上限額の見直しが行われます。

高額介護サービス費の支給（月額）

| 対象者 | | 上限額 |
|--|------------------------------------|--------------|
| 生活保護受給者等 | | 15,000円 |
| 世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者 | | (個人) 15,000円 |
| 世帯全員が市民税非課税者等 | | 24,600円 |
| 一般(下記以外の住民税課税世帯の方) | | 44,400円 |
| 【見直し前】 現役並み所得相当 (年収約383万円以上) | 【見直し後】(予定) 年収約383万円以上約770万円未満まで | 44,400円 |
| | 年収約770万円以上約1,160万円未満 | 93,000円 |
| | 年収約1,160万円以上 | 140,100円 |

2-6 介護納付金への総報酬割

介護保険制度では、介護給付費のうち 27.0%を第2号被保険者（40～64 歳）の保険料分として、医療保険者ごとからの介護納付金(介護給付費・地域支援事業支援納付金)として徴収しています。被用者保険間では報酬額に比例して負担するしくみ（「総報酬割」）となっています。

2-7 福祉用具貸与及び住宅改修の見直し

①福祉用具貸与の見直し

国が製品ごとに貸与価格の全国的な状況を把握し、全国平均貸与価格を公表する仕組みとなります。また、貸与価格に対して、一定の上限を設けることとなります。

利用に際しては、専門相談員は利用者に対し、実際の貸与価格及び全国平均貸与価格を説明することや、機能や価格の異なる複数の製品を提示することが義務付けられます。併せて、利用者へ渡される福祉用具貸与計画書を、担当ケアマネジャーにも交付しています。

②住宅改修の見直し

保険者が適切に住宅改修価格の確認をできることとするため、事前申請時に保険者へ提出される見積書の様式を国が示すことと、ケアマネジャーが利用者に対して、複数の施工事業者から見積りを取るよう説明することとなります。

2-8 低所得者への配慮等

介護保険制度の改正で、給付費の5割の公費とは別枠で、消費税分を財源として公費を投入し、低所得者の第1段階～第3段階の保険料の軽減を強化しています。

施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっていますが、住民税非課税世帯である入居者等については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減します。

また、社会福祉法人等による介護サービスを利用する低所得者の方に対して、利用者の負担を軽減する事業を行っています。

2-9 介護人材の確保と業務改善・負担の軽減

介護職に限らず介護分野で働く人材の確保に向けて、処遇の改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力の発信、職場環境の改善などが求められています。介護サービスの利用と提供を円滑化し、利用者にとって満足度のより高いサービスを提供していくため、前計画から引き続き、県などで実施する養成講座や各種研修等を事業者や専門職に向けて周知し、ケアマネジャー等の育成、資質や技術の向上のための支援を行うとともに、国や県、事業者と連携しながら、業務仕分けやICTやロボットの導入といった介護現場の革新、文書負担の軽減に向けた取組などについて検討していきます。

また、前計画から引き続き、市の事業としての介護人材の確保については、介護職員等に対し介護の仕事に必要な資格取得の研修に要した受講料の一部を助成する事業などを行っています。

3 介護サービスの充実

3-1 介護サービス量の見込み

①居宅サービス

■推計の考え方

国の「地域包括ケア 見える化システム」の介護サービス量将来推計機能を用いて、推計した要介護等認定者数をもとに、令和2年度までの居宅サービス別（施設・居住系サービスを除く）の利用実績（利用者数、利用回（日）数、給付費）の推移を踏まえ、将来の居宅サービス別の利用者数や給付費等を推計します。

また、居宅サービスの推計に際し、令和2年度までの利用実績の推移に加えて、サービス基盤整備計画、地域医療構想との整合性により医療転換見込み分を踏まえて考慮し、将来の利用者数や給付費等を推計します。

なお、令和2年度の値は見込値であり、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮しながら、補正している場合があります。

■介護給付（要介護1～5の方のサービスです）

①-1 訪問介護（ホームヘルプ）サービス

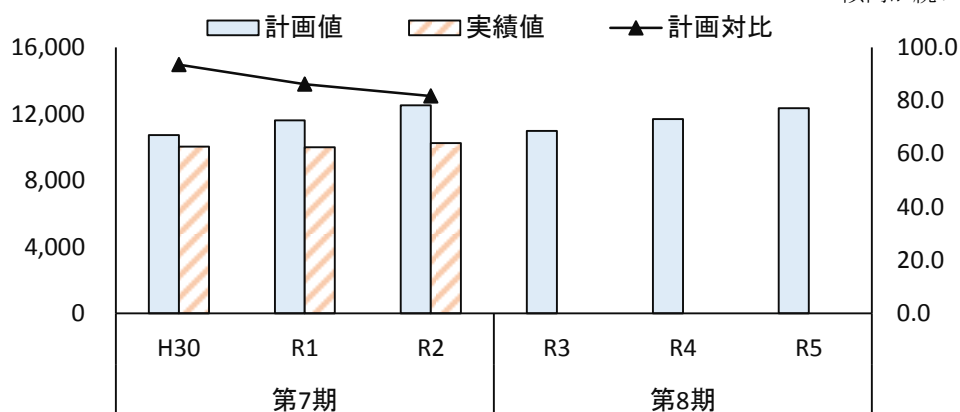
【事業の概要】

訪問介護は、居家で自立した日常生活が送れるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者の居宅を訪問して身体介護や生活援助を行います。

訪問介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 10,716 | 11,604 | 12,522 | 10,980 | 11,688 | 12,348 | 13,644 | 18,096 |
| 実績(人/年) | 10,025 | 10,001 | 10,236 | | | | | |
| 対計画比(%) | 93.6 | 86.2 | 81.7 | | | | | |

※R2は見込値
 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



①-2 訪問入浴介護

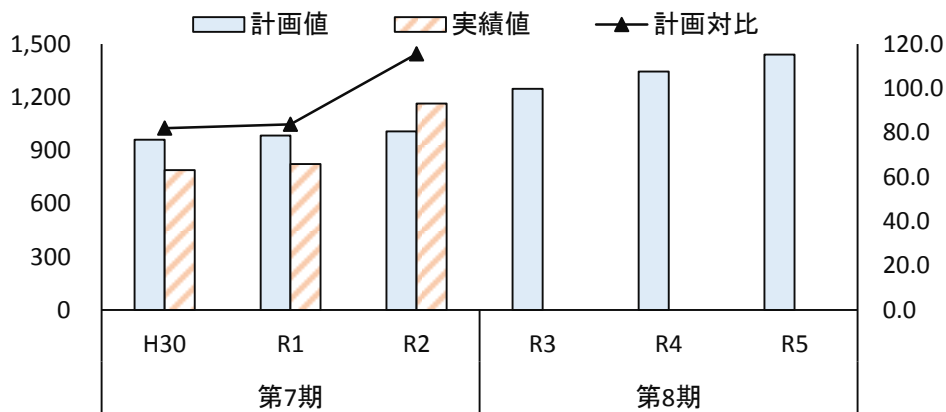
【事業の概要】

訪問入浴介護は、要介護者の自宅に入浴車等で訪問し、身体の清潔保持や心身機能の維持ができるよう、浴槽を家庭に持ち込んで入浴介護を行います。

訪問入浴介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 960 | 984 | 1,008 | 1,248 | 1,344 | 1,440 | 1,632 | 2,364 |
| 実績(人/年) | 788 | 824 | 1,164 | | | | | |
| 対計画比(%) | 82.1 | 83.7 | 115.5 | | | | | |

※R2は見込値
 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



①-3 訪問看護

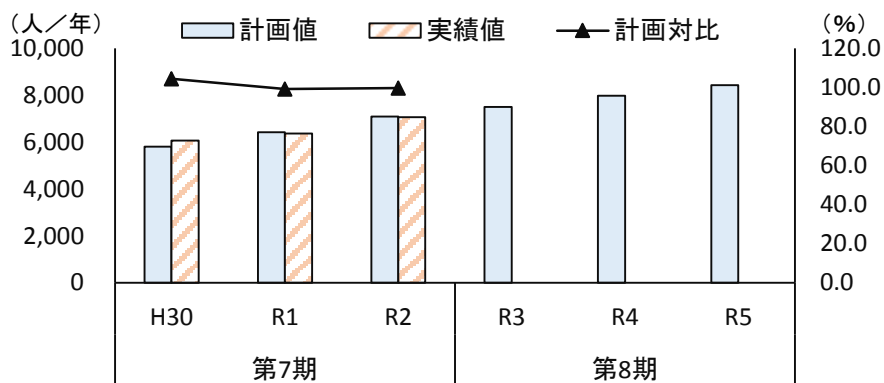
【事業の概要】

訪問看護は、看護師、理学療法士、作業療法士等が主治医の指示により要介護者の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

訪問看護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 5,808 | 6,420 | 7,092 | 7,500 | 7,980 | 8,436 | 9,336 | 12,456 |
| 実績(人/年) | 6,072 | 6,367 | 7,068 | | | | | |
| 対計画比(%) | 104.6 | 99.2 | 99.7 | | | | | |

※R2は見込値
 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



①-4 訪問リハビリテーション

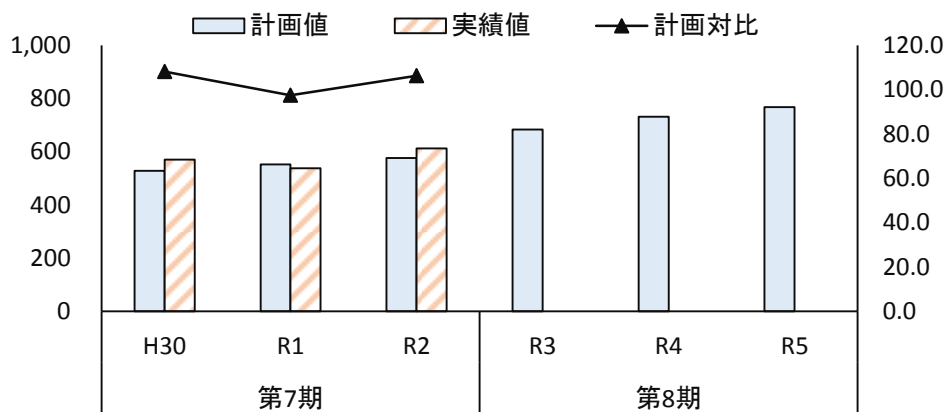
【事業の概要】

訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士等が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者の自宅を訪問して理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

訪問リハビリテーションの利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-------|------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 528 | 552 | 576 | 684 | 732 | 768 | 852 | 1,164 |
| 実績(人/年) | 571 | 538 | 612 | | | | | |
| 対計画比(%) | 108.1 | 97.5 | 106.3 | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



①-5 居宅療養管理指導

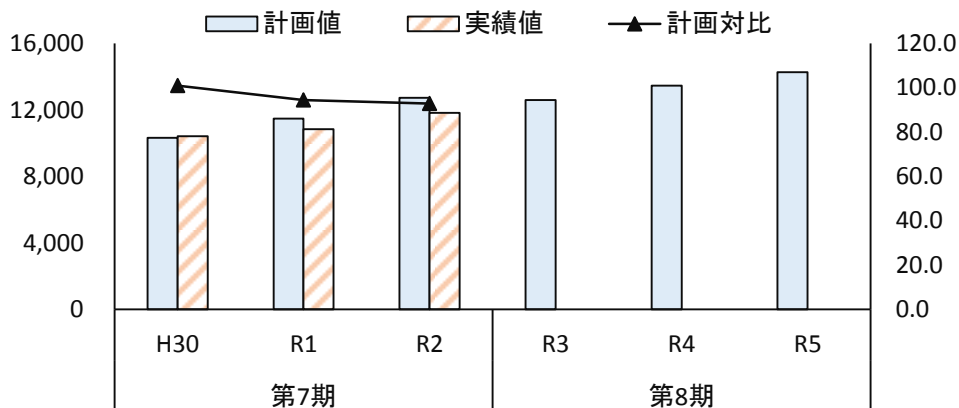
【事業の概要】

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

居宅療養管理指導の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 10,322 | 11,472 | 12,732 | 12,588 | 13,452 | 14,268 | 15,876 | 21,612 |
| 実績(人/年) | 10,426 | 10,841 | 11,820 | | | | | |
| 対計画比(%) | 100.9 | 94.5 | 92.8 | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



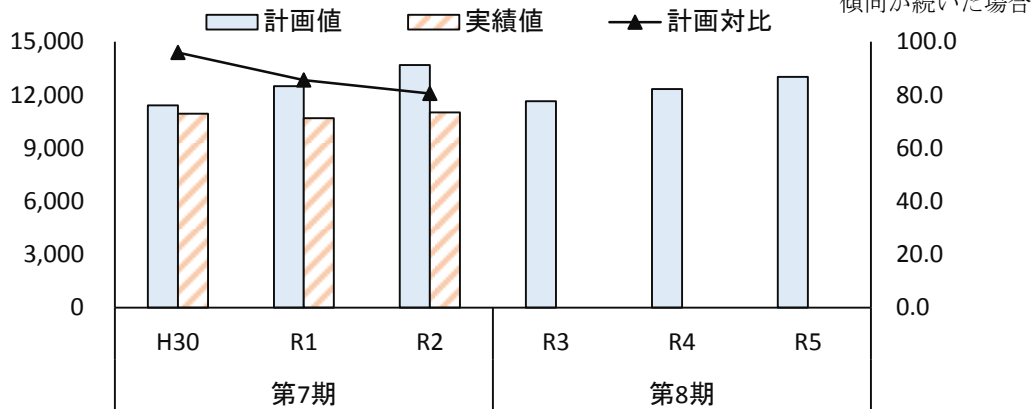
①-6 通所介護

【事業の概要】

通所介護は、要介護者が通所介護事業所（デイサービスセンター）に通い、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練を行います。

通所介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 11,412 | 12,492 | 13,680 | 11,640 | 12,336 | 13,020 | 14,364 | 18,852 |
| 実績(人/年) | 10,939 | 10,691 | 11,016 | | | | | |
| 対計画比(%) | 95.9 | 85.6 | 80.5 | | | | | |



※R2は見込値
 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合

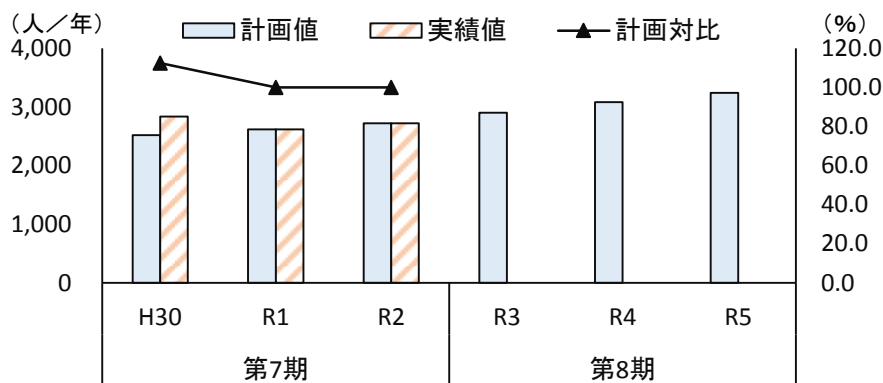
①-7 通所リハビリテーション

【事業の概要】

通所リハビリテーションは、要介護者が介護老人保健施設、病院などが運営している通所リハビリテーション事業所に通い、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

通所リハビリテーションの利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 2,520 | 2,616 | 2,724 | 2,904 | 3,084 | 3,240 | 3,588 | 4,800 |
| 実績(人/年) | 2,837 | 2,616 | 2,724 | | | | | |
| 対計画比(%) | 112.6 | 100.0 | 100.0 | | | | | |



※R2は見込値
 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合

①-8 短期入所生活介護

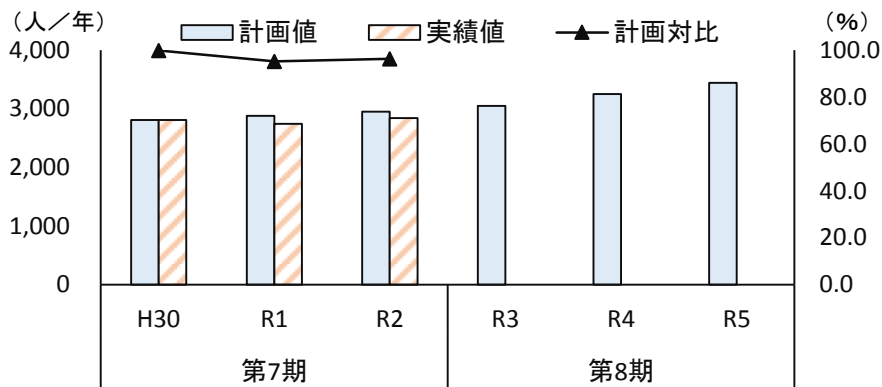
【事業の概要】

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

短期入所生活介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 2,808 | 2,880 | 2,952 | 3,048 | 3,252 | 3,444 | 3,864 | 5,280 |
| 実績(人/年) | 2,807 | 2,745 | 2,844 | | | | | |
| 対計画比(%) | 100.0 | 95.3 | 96.3 | | | | | |

※R2は見込値
 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



①-9 短期入所療養介護

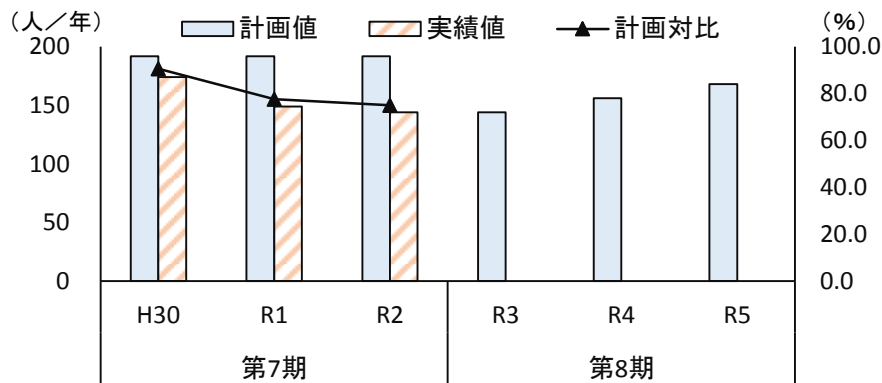
【事業の概要】

短期入所療養介護は、介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。

短期入所療養介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|------|------|------|-----|-----|-----|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 192 | 192 | 192 | 144 | 156 | 168 | 192 | 264 |
| 実績(人/年) | 182 | 149 | 144 | | | | | |
| 対計画比(%) | 94.8 | 77.6 | 75.0 | | | | | |

※R2は見込値
 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



①-10 特定施設入居者生活介護

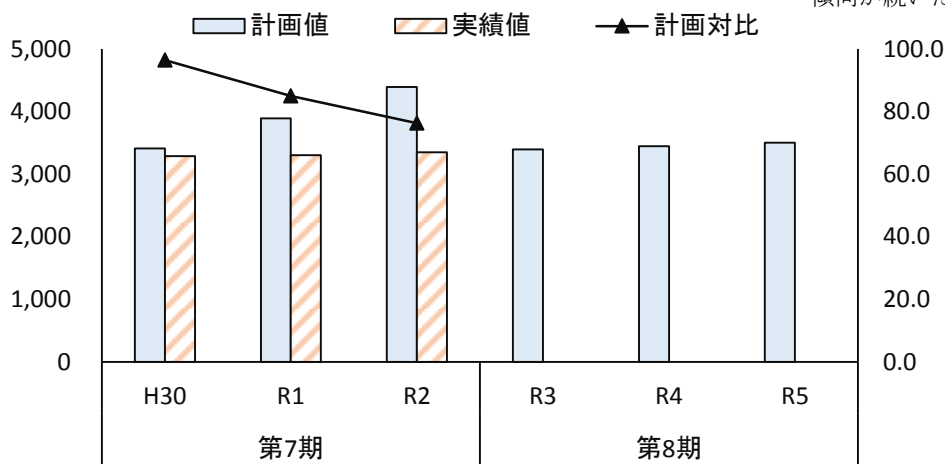
【事業の概要】

特定施設入居者生活介護は、指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホームやケアハウス等に
入所している要介護者等について、介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、そ
の他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

特定施設入居者生活介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 3,408 | 3,888 | 4,392 | 3,396 | 3,444 | 3,504 | 3,564 | 4,248 |
| 実績(人/年) | 3,285 | 3,304 | 3,348 | | | | | |
| 対計画比(%) | 96.4 | 85.0 | 76.2 | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の
傾向が続いた場合



①-11 福祉用具貸与

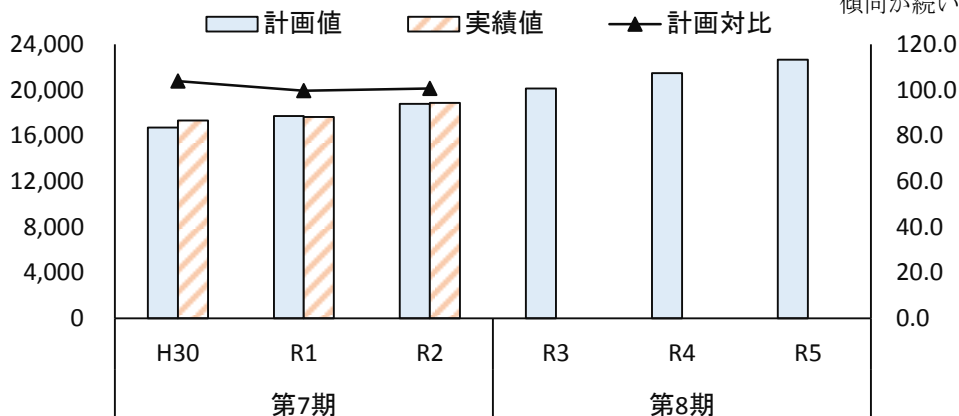
【事業の概要】

福祉用具貸与は、要介護高齢者の日常生活の便宜を図るために、特殊寝台や車いすなど（政令
で定める用具）の貸与のサービスを実施します。

福祉用具貸与の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 16,692 | 17,700 | 18,768 | 20,124 | 21,456 | 22,644 | 25,056 | 33,624 |
| 実績(人/年) | 17,330 | 17,626 | 18,876 | | | | | |
| 対計画比(%) | 103.8 | 99.6 | 100.6 | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の
傾向が続いた場合



①-12 特定福祉用具購入

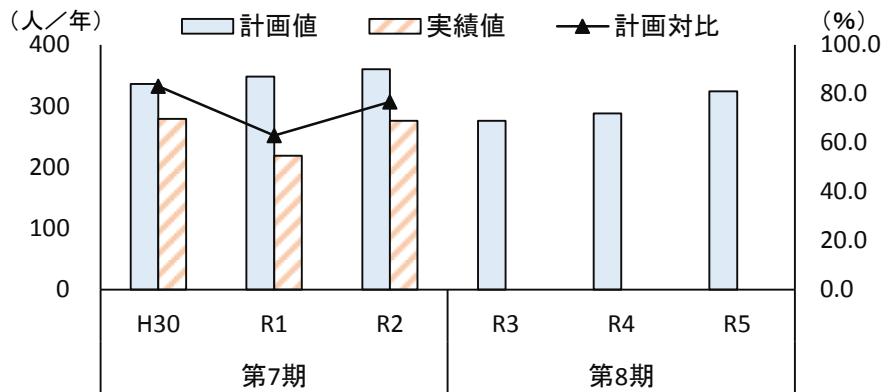
【事業の概要】

特定福祉用具購入は、入浴や排泄に使用する物品について、年間10万円を限度に、購入費の9割（所得要件により8割または7割）を支給するサービスを実施します。

特定福祉用具購入の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|------|------|------|-----|-----|-----|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 336 | 348 | 360 | 276 | 288 | 324 | 348 | 480 |
| 実績(人/年) | 279 | 219 | 276 | | | | | |
| 対計画比(%) | 83.0 | 62.9 | 76.7 | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



①-13 居宅介護住宅改修

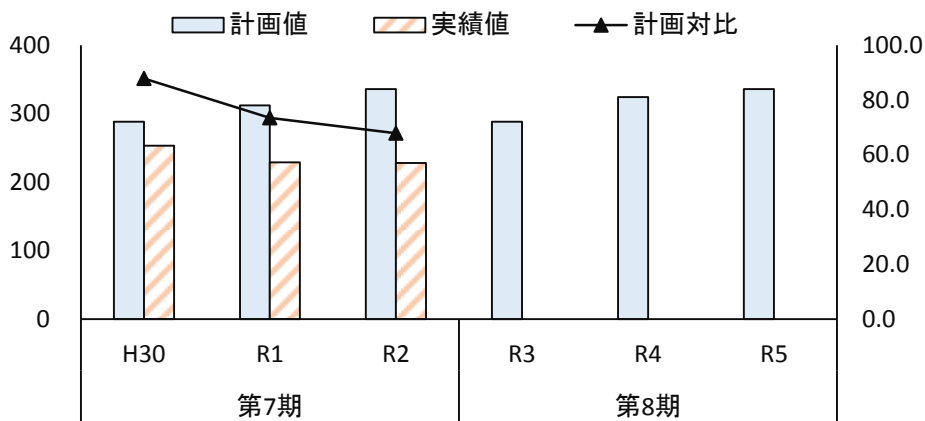
【事業の概要】

居宅介護住宅改修は、手すりの取付け、段差の解消等を行ったとき、1住宅20万円を限度に、改修費の9割（所得要件により8割または7割）を支給するサービスを実施します。

居宅介護住宅改修の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|------|------|------|-----|-----|-----|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 288 | 312 | 336 | 288 | 324 | 336 | 360 | 480 |
| 実績(人/年) | 253 | 229 | 228 | | | | | |
| 対計画比(%) | 87.9 | 73.4 | 67.9 | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



①-14 居宅介護支援

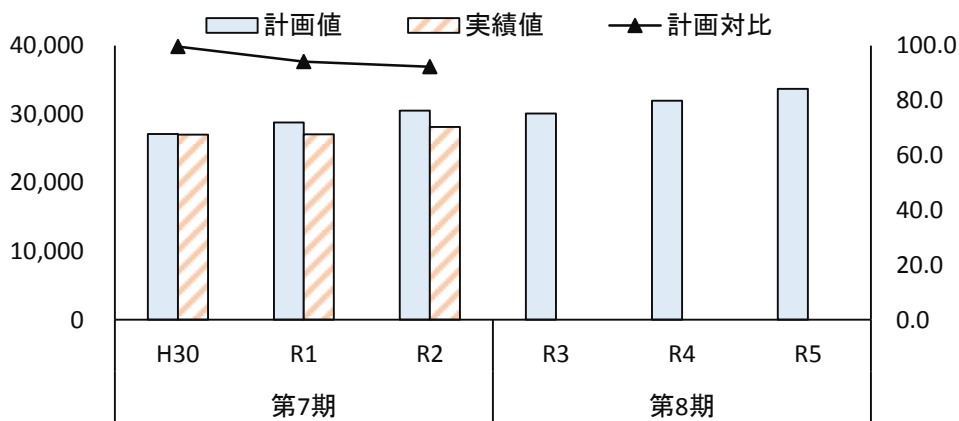
【事業の概要】

居宅介護支援は、要介護者が居宅サービスを適切に受けられるよう、要介護者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡・調整サービスを実施します。要介護者が施設に入所を希望する場合は、介護施設の紹介等の支援を行います。

居宅介護支援の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 27,108 | 28,752 | 30,492 | 30,060 | 31,944 | 33,684 | 37,164 | 49,032 |
| 実績(人/年) | 26,988 | 27,062 | 28,140 | | | | | |
| 対計画比(%) | 99.6 | 94.1 | 92.3 | | | | | |

※R2は見込値
 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



■予防給付（要支援1・2の方のサービスです）

①-15 介護予防訪問入浴介護

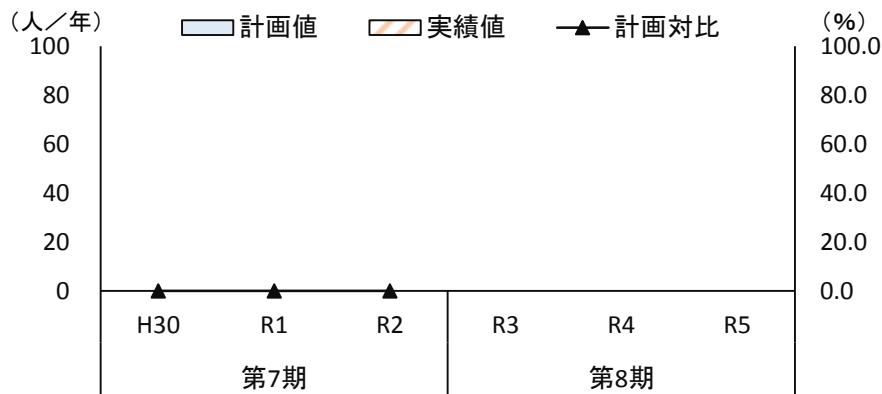
【事業の概要】

介護予防訪問入浴介護は、自宅に入浴車等で訪問し、身体の清潔保持や心身機能の維持ができるよう、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の援助を行います。

介護予防訪問入浴介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-----|----|----|-----|----|----|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績(人/年) | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 対計画比(%) | - | - | - | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



①-16 介護予防訪問看護

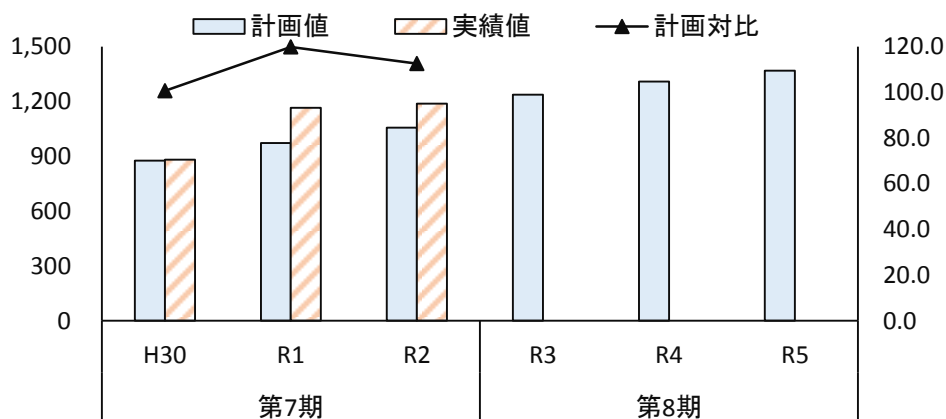
【事業の概要】

介護予防訪問看護は、看護師、理学療法士、作業療法士等が主治医の指示により自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

介護予防訪問看護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 876 | 972 | 1,056 | 1,236 | 1,308 | 1,368 | 1,464 | 1,668 |
| 実績(人/年) | 881 | 1,164 | 1,188 | | | | | |
| 対計画比(%) | 100.6 | 119.8 | 112.5 | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



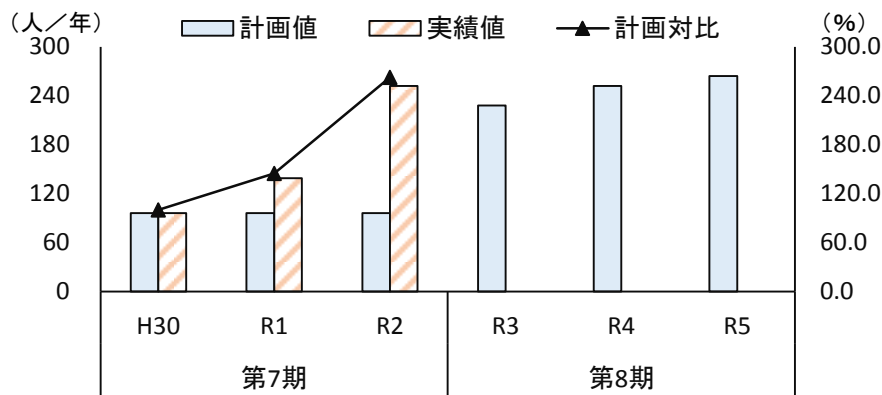
①-17 介護予防訪問リハビリテーション

【事業の概要】

介護予防訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士等が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、自宅を訪問して理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

介護予防訪問リハビリテーションの利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|--------------------------------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 96 | 96 | 96 | 228 | 252 | 264 | 276 | 324 |
| 実績(人/年) | 96 | 139 | 252 | | | | ※R2は見込値 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合 | |
| 対計画比(%) | 100.0 | 144.8 | 262.5 | | | | | |



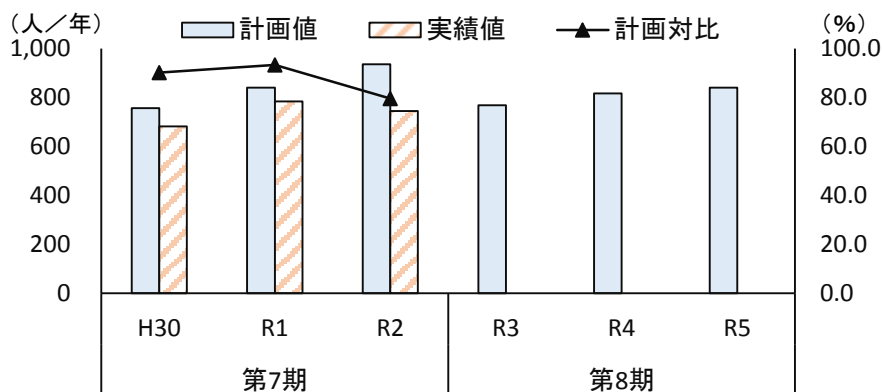
①-18 介護予防居宅療養管理指導

【事業の概要】

介護予防居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

介護予防居宅療養管理指導の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|------|------|------|-----|-----|-----|--------------------------------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 756 | 840 | 936 | 768 | 816 | 840 | 912 | 1,020 |
| 実績(人/年) | 682 | 784 | 744 | | | | ※R2は見込値 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合 | |
| 対計画比(%) | 90.2 | 93.3 | 79.5 | | | | | |



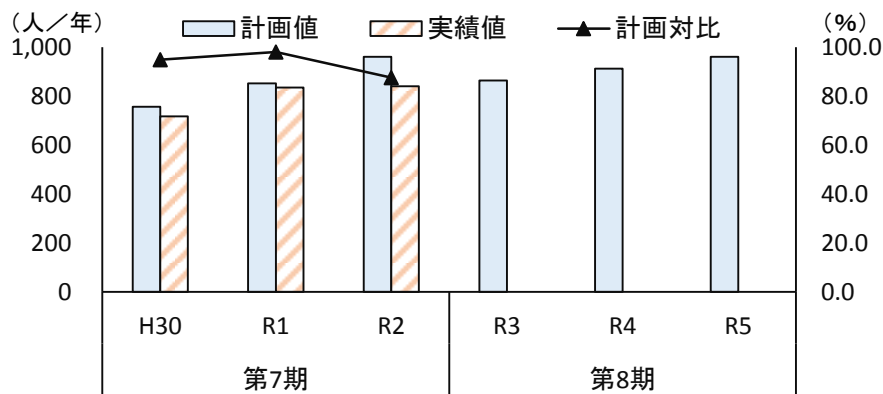
①-19 介護予防通所リハビリテーション

【事業の概要】

介護予防通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院などで理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

介護予防通所リハビリテーションの利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|------|------|------|-----|-----|-----|--------------------------------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 756 | 852 | 960 | 864 | 912 | 960 | 1,020 | 1,164 |
| 実績(人/年) | 717 | 835 | 840 | | | | ※R2は見込値 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合 | |
| 対計画比(%) | 94.8 | 98.0 | 87.5 | | | | | |



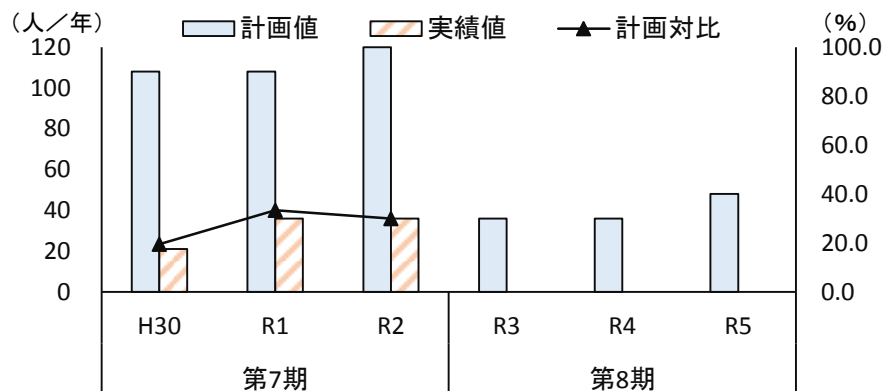
①-20 介護予防短期入所生活介護

【事業の概要】

介護予防短期入所生活介護は、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

介護予防短期入所生活介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|------|------|------|-----|----|----|--------------------------------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 108 | 108 | 120 | 36 | 36 | 48 | 48 | 48 |
| 実績(人/年) | 21 | 36 | 36 | | | | ※R2は見込値 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合 | |
| 対計画比(%) | 19.4 | 33.3 | 30.0 | | | | | |



①-21 介護予防短期入所療養介護

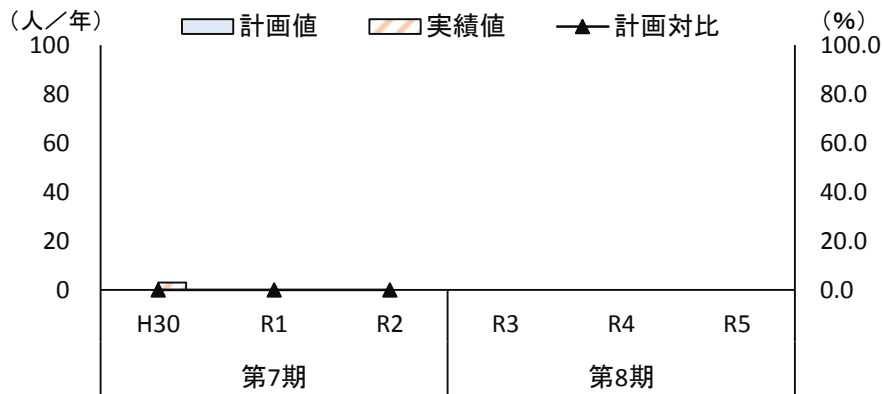
【事業の概要】

介護予防短期入所療養介護は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期間入所し、看護、医学的管理下における機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行います。

介護予防短期入所療養介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-----|----|----|-----|----|----|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績(人/年) | 3 | 0 | 0 | | | | | |
| 対計画比(%) | 皆増 | - | - | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



①-22 介護予防特定施設入居者生活介護

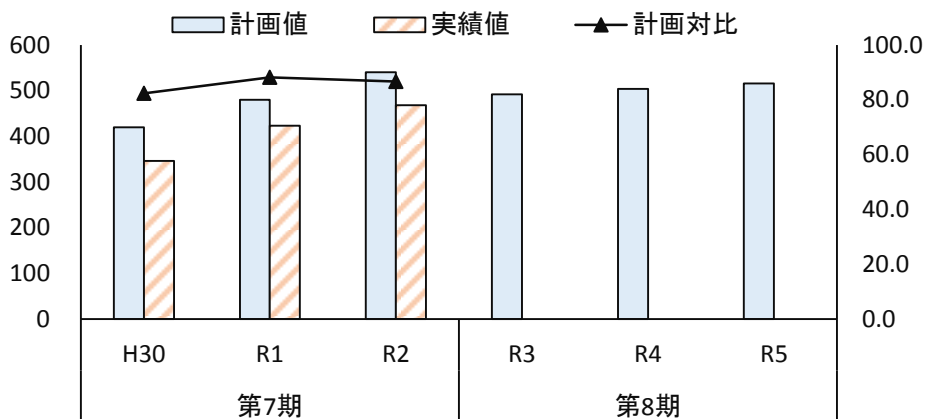
【事業の概要】

介護予防特定施設入居者生活介護は、指定を受けた有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホームやケアハウス等に入所して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行います。

介護予防特定施設入居者生活介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|------|------|------|-----|-----|-----|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 420 | 480 | 540 | 492 | 504 | 516 | 516 | 612 |
| 実績(人/年) | 346 | 423 | 456 | | | | | |
| 対計画比(%) | 82.4 | 88.1 | 84.4 | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



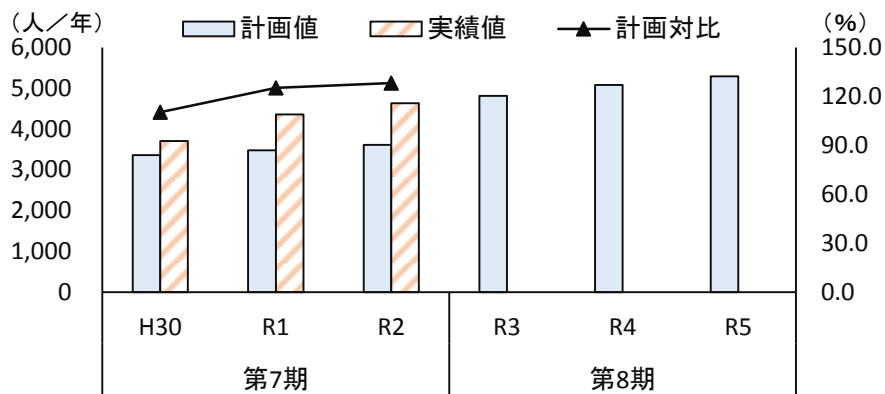
①-23 介護予防福祉用具貸与

【事業の概要】

介護予防福祉用具貸与は、手すりや歩行器などの貸与のサービスを実施します。

介護予防福祉用具貸与の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------------------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 3,360 | 3,480 | 3,612 | 4,812 | 5,076 | 5,292 | 5,652 | 6,456 |
| 実績(人/年) | 3,708 | 4,360 | 4,680 | | | | ※R2は見込値 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合 | |
| 対計画比(%) | 110.3 | 125.3 | 129.6 | | | | | |



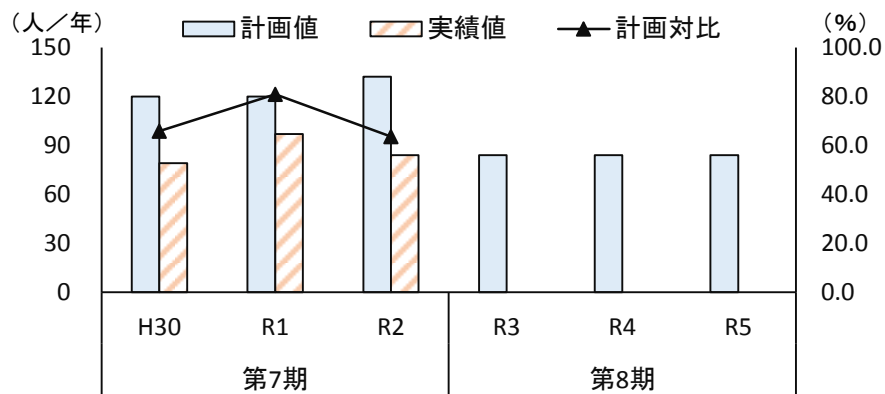
①-24 介護予防福祉用具購入

【事業の概要】

介護予防福祉用具購入は、入浴や排泄に使用する物品について、年間10万円を限度に、購入費の9割(所得要件により8割または7割)を支給するサービスを実施します。

介護予防福祉用具販売の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|------|------|------|-----|----|----|--------------------------------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 120 | 120 | 132 | 84 | 84 | 84 | 96 | 120 |
| 実績(人/年) | 79 | 97 | 108 | | | | ※R2は見込値 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合 | |
| 対計画比(%) | 65.8 | 80.8 | 81.8 | | | | | |



①-25 介護予防住宅改修

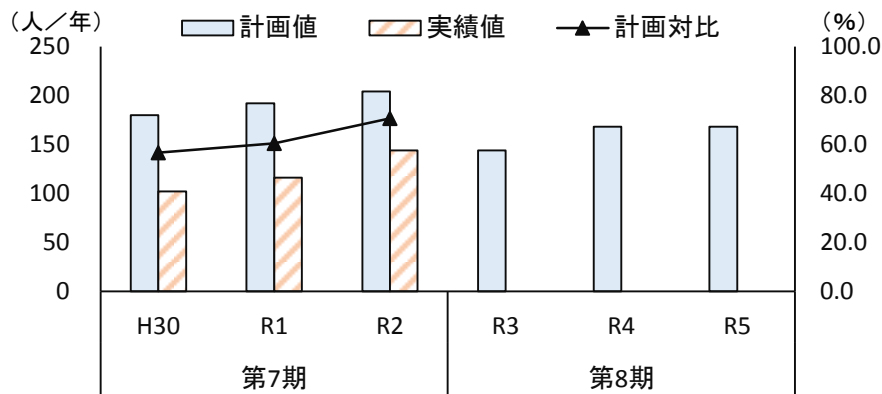
【事業の概要】

手すりの取付け、段差の解消等の住宅改修を行ったとき、1住宅20万円を限度に、改修費の9割（所得要件により8割または7割）を支給するサービスを実施します。

介護予防住宅改修の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|------|------|------|-----|-----|-----|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 180 | 192 | 204 | 144 | 168 | 168 | 180 | 204 |
| 実績(人/年) | 102 | 116 | 144 | | | | | |
| 対計画比(%) | 56.7 | 60.4 | 70.6 | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



①-26 介護予防支援

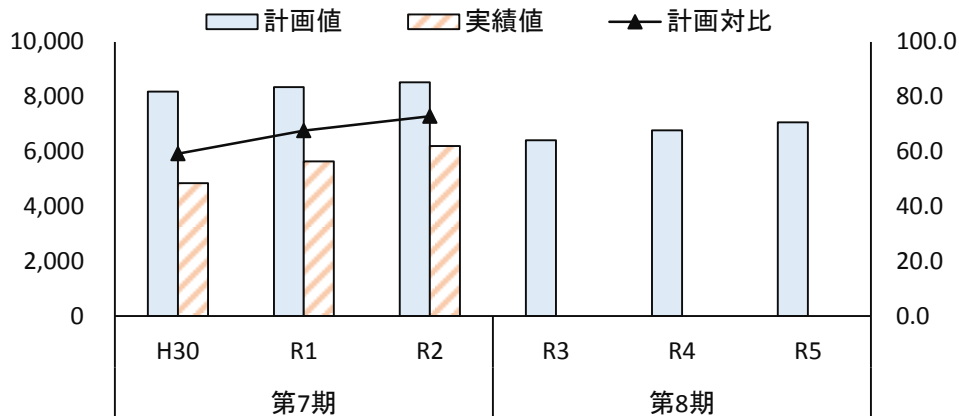
【事業の概要】

介護予防支援は、要支援者が介護サービスを受ける際に、心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案してケアプランを作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡・調整を行います。

介護予防支援の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 8,184 | 8,352 | 8,520 | 6,408 | 6,768 | 7,068 | 7,536 | 8,604 |
| 実績(人/年) | 4,845 | 5,645 | 6,204 | | | | | |
| 対計画比(%) | 59.2 | 67.6 | 72.8 | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



居宅サービス別の月平均利用者数・回数(日数) (一覧)

| 介護給付 | 単位 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 7年度 | 令和 22年度 |
|-----------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 居宅サービス | | | | | | |
| 訪問介護 | 回 | 22,950.5 | 24,567.4 | 26,116.1 | 29,155.5 | 40,065.8 |
| | 人 | 915 | 974 | 1,029 | 1,137 | 1,508 |
| 訪問入浴介護 | 回 | 554.9 | 599.3 | 643.2 | 728.6 | 1,059.1 |
| | 人 | 104 | 112 | 120 | 136 | 197 |
| 訪問看護 | 回 | 6,484.8 | 6,898.0 | 7,291.0 | 8,071.1 | 10,799.5 |
| | 人 | 625 | 665 | 703 | 778 | 1,038 |
| 訪問 リハビリテーション | 回 | 722.1 | 775.3 | 811.3 | 900.5 | 1,227.7 |
| | 人 | 57 | 61 | 64 | 71 | 97 |
| 居宅療養管理指導 | 人 | 1,049 | 1,121 | 1,189 | 1,323 | 1,801 |
| 通所介護 | 回 | 9,441.3 | 10,008.5 | 10,566.9 | 11,666.2 | 15,367.9 |
| | 人 | 970 | 1,028 | 1,085 | 1,197 | 1,571 |
| 通所 リハビリテーション | 回 | 1,702.0 | 1,807.9 | 1,899.3 | 2,104.6 | 2,818.2 |
| | 人 | 242 | 257 | 270 | 299 | 400 |
| 短期入所生活介護 | 日 | 3,036.4 | 3,255.1 | 3,453.1 | 3,891.8 | 5,394.7 |
| | 人 | 254 | 271 | 287 | 322 | 440 |
| 短期入所療養介護 | 日 | 84.7 | 92.2 | 99.2 | 114.1 | 158.0 |
| | 人 | 12 | 13 | 14 | 16 | 22 |
| 福祉用具貸与 | 人 | 1,677 | 1,788 | 1,887 | 2,088 | 2,802 |
| 特定福祉用具購入費 | 人 | 23 | 24 | 27 | 29 | 40 |
| 住宅改修費 | 人 | 24 | 27 | 28 | 30 | 40 |
| 特定施設入居者 生活介護 | 人 | 283 | 287 | 292 | 297 | 354 |
| 居宅介護支援 | 人 | 2,505 | 2,662 | 2,807 | 3,097 | 4,086 |

介護予防サービス別の月平均利用者数・回数(日数) (一覧)

| 予防給付 | 単位 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 7年度 | 令和 22年度 |
|---------------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 介護予防サービス | | | | | | |
| 介護予防 訪問入浴介護 | 回 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 回 | 747.4 | 791.2 | 826.8 | 887.0 | 1,012.9 |
| | 人 | 103 | 109 | 114 | 122 | 139 |
| 介護予防訪問 リハビリテーション | 回 | 182.2 | 200.7 | 212.1 | 219.2 | 260.5 |
| | 人 | 19 | 21 | 22 | 23 | 27 |
| 介護予防 居宅療養管理指導 | 人 | 64 | 68 | 70 | 76 | 85 |
| 介護予防通所 リハビリテーション | 人 | 72 | 76 | 80 | 85 | 97 |
| 介護予防 短期入所生活介護 | 日 | 15.0 | 15.0 | 20.0 | 20.0 | 20.0 |
| | 人 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 |
| 介護予防 短期入所療養介護 | 日 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防 福祉用具貸与 | 人 | 401 | 423 | 441 | 471 | 538 |
| 特定介護 予防福祉用具購入費 | 人 | 7 | 7 | 7 | 8 | 10 |
| 介護予防住宅改修費 | 人 | 12 | 14 | 14 | 15 | 17 |
| 介護予防特定施設 入居者生活介護 | 人 | 41 | 42 | 43 | 43 | 51 |
| 介護予防支援 | 人 | 534 | 564 | 589 | 628 | 717 |

②地域密着型サービス

■推計の考え方

国の「地域包括ケア 見える化システム」の介護サービス量将来推計機能を用いて、推計した要介護等認定者数を基に、令和2年度までの地域密着型サービス（施設・居住系サービスを除く）の利用実績（利用者数、利用回（日）数、給付費）の推移を踏まえ、地域密着型サービス別の利用者数や給付費等を推計します。

また、地域密着型サービス量の推計に際し、令和2年度までの利用実績の推移に加えて、サービス基盤整備計画、地域医療構想との整合性により医療転換見込み分を踏まえて考慮し、将来の利用者数や給付費等を推計します。

なお、令和2年度の値は見込値であり、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮しながら、補正している場合があります。

■介護給付（要介護1～5の方のサービスです）

※1：随時、事前協議を行い、事業所の整備を促進して参ります。

※2：第8期介護保険事業計画に基づいて公募で事業者を決定します。ただし、地域密着型介護老人福祉施設と地域密着型特定施設入居者生活介護については、整備予定がないため給付費の見込みはありません。

②-1 認知症対応型通所介護 ※1

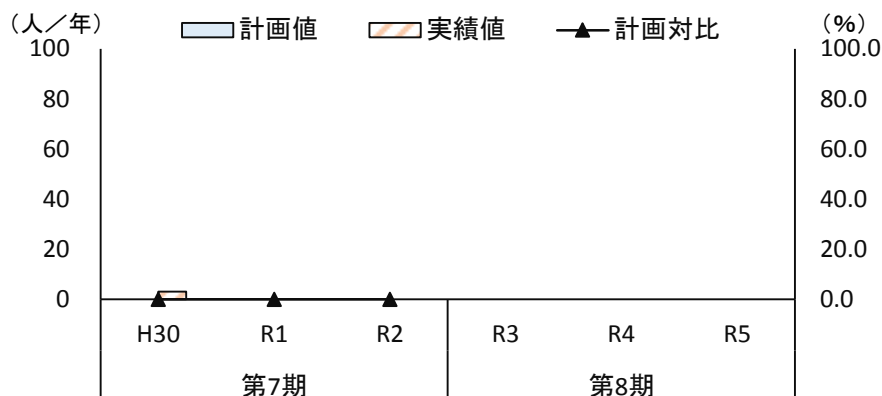
【事業の概要】

認知症の利用者が、デイサービスセンターなどの施設に通い、食事や入浴等の介護や機能訓練を受けることができます。

認知症対応型通所介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-----|----|----|-----|----|----|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績(人/年) | 3 | 0 | 0 | | | | | |
| 対計画比(%) | 皆増 | - | - | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



②-2 小規模多機能型居宅介護 ※2

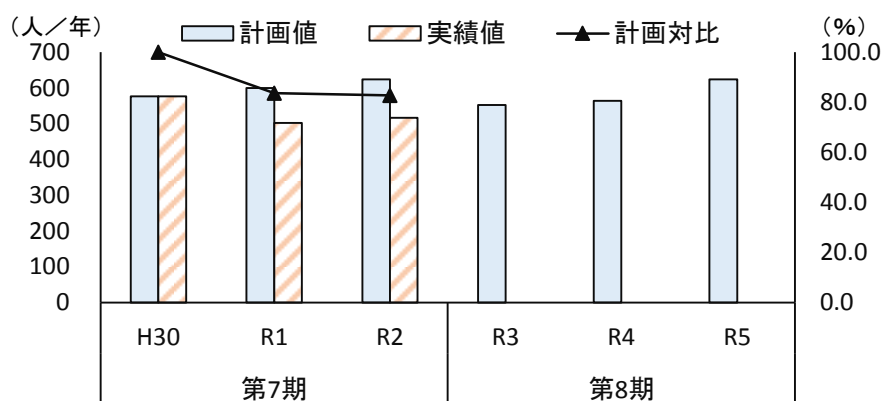
【事業の概要】

利用者の状況に応じて、「通い」を中心として、「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせてサービスを受けることができます。

小規模多機能型居宅介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-------|------|------|-----|-----|-----|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 576 | 600 | 624 | 552 | 564 | 624 | 708 | 972 |
| 実績(人/年) | 576 | 502 | 516 | | | | | |
| 対計画比(%) | 100.0 | 83.7 | 82.7 | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



②-3 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ※2

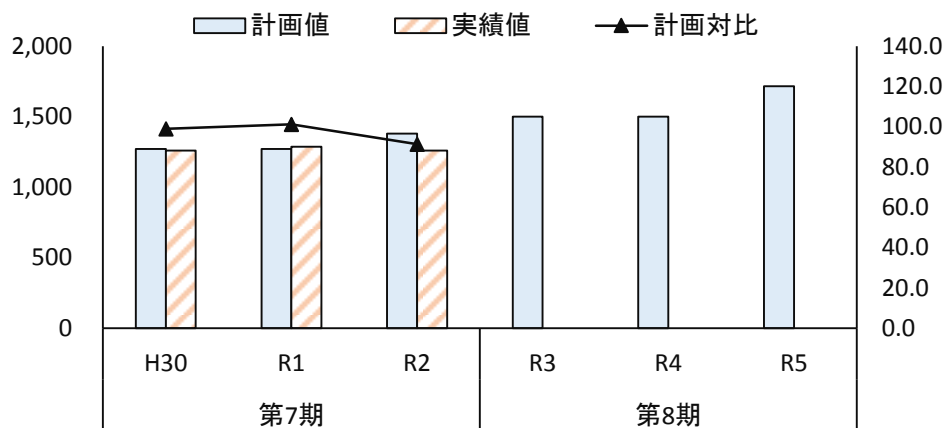
【事業の概要】

認知症の利用者が、共同生活をする住居で、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練などのサービスを受けることができます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 1,272 | 1,272 | 1,380 | 1,500 | 1,500 | 1,716 | 1,716 | 1,716 |
| 実績(人/年) | 1,260 | 1,288 | 1260 | | | | | |
| 対計画比(%) | 99.1 | 101.2 | 91.3 | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



②-4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※1

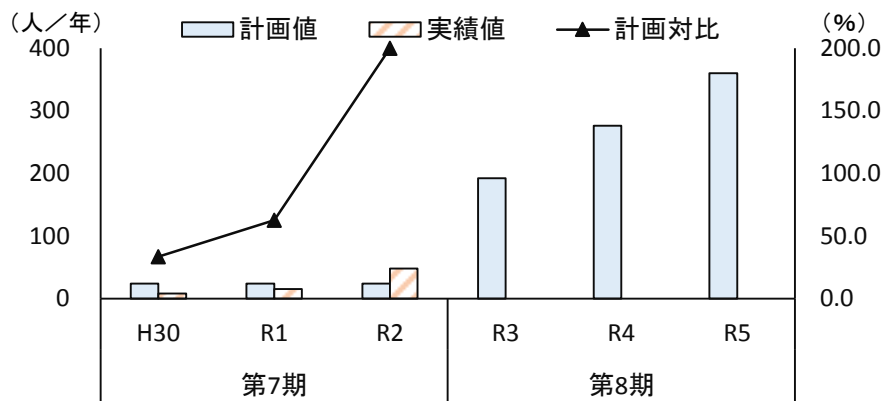
【事業の概要】

日中・夜間を通じての定期巡回と、随時の通報により、訪問介護・看護サービスを一体的に受けることができます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|------|------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 24 | 24 | 24 | 192 | 276 | 360 | 528 | 528 |
| 実績(人/年) | 8 | 15 | 48 | | | | | |
| 対計画比(%) | 33.3 | 62.5 | 200.0 | | | | | |

※R2は見込値
 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



②-5 夜間対応型訪問介護 ※1

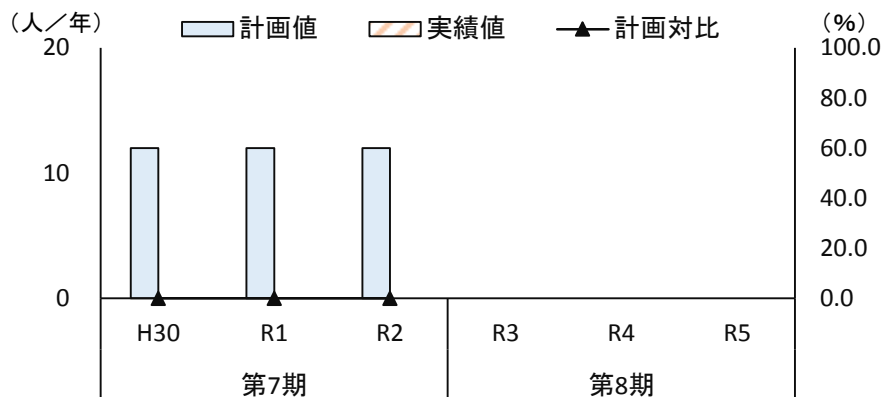
【事業の概要】

ヘルパーによる夜間の定期巡回に加え、随時の通報により、訪問介護サービスを受けることができます。

夜間対応型訪問介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-----|-----|-----|-----|----|----|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 12 | 12 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績(人/年) | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 対計画比(%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | | | | |

※R2は見込値
 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



②-6 看護小規模多機能型居宅介護 ※2

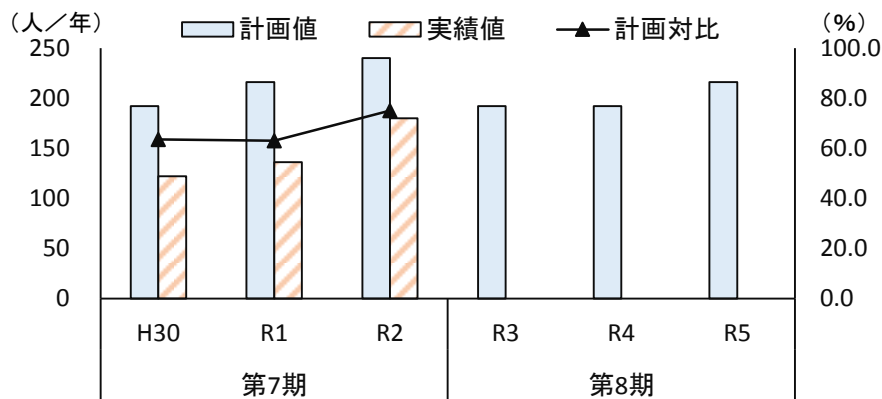
【事業の概要】

医療ニーズの高い利用者が「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせるサービスを受けることができます。

看護小規模多機能型居宅介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|------|------|------|-----|-----|-----|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 192 | 216 | 240 | 192 | 192 | 216 | 228 | 336 |
| 実績(人/年) | 122 | 136 | 180 | | | | | |
| 対計画比(%) | 63.5 | 63.0 | 75.0 | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



②-7 地域密着型通所介護 ※1

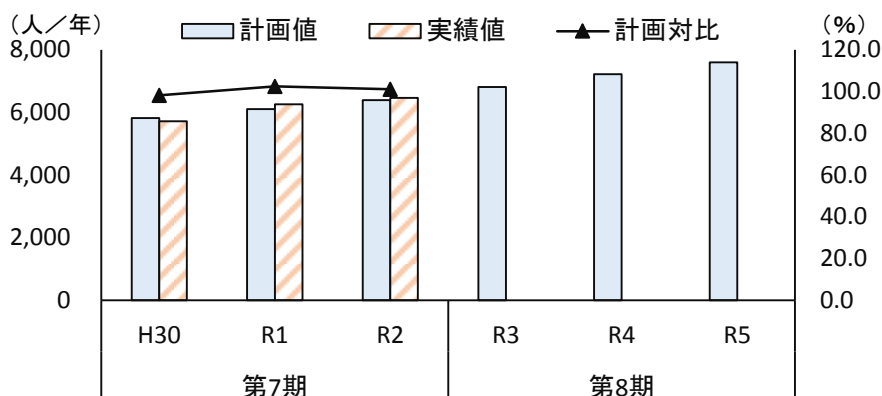
【事業の概要】

定員が18名以下の小規模なデイサービスセンターなどの施設に通い、食事や入浴等の介護や機能訓練などを受けることができます。

地域密着型通所介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 5,820 | 6,108 | 6,396 | 6,816 | 7,224 | 7,596 | 8,364 | 10,884 |
| 実績(人/年) | 5,713 | 6,264 | 6,468 | | | | | |
| 対計画比(%) | 98.1 | 102.6 | 101.1 | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



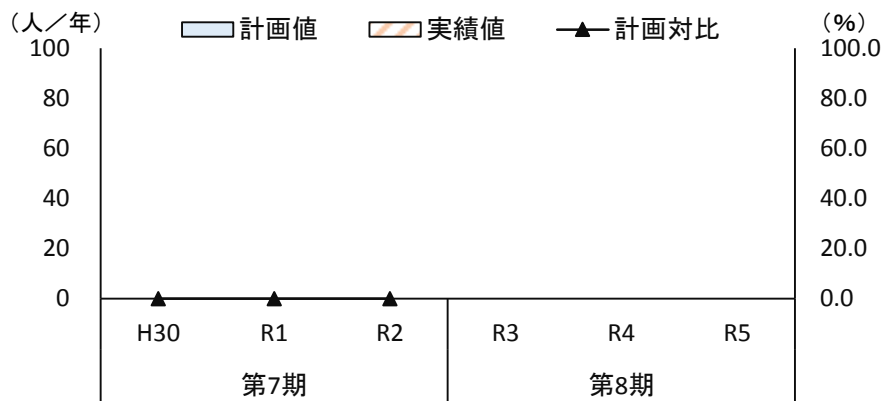
②-8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※2

【事業の概要】

入所定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所して入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練などのサービスを受けることができます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-----|----|----|-----|----|----|---------------------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績(人/年) | 0 | 0 | 0 | | | | ※R2は見込値 | |
| 対計画比(%) | - | - | - | | | | ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合 | |



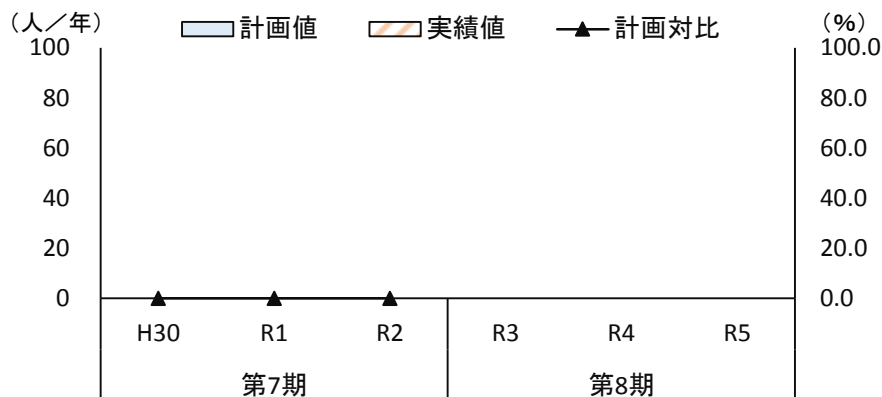
②-9 地域密着型特定施設入居者生活介護 ※2

【事業の概要】

入所定員が29人以下の小規模な特定施設（有料老人ホーム等）に入居して、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練などのサービスを受けることができます。

地域密着型特定施設入居者生活介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-----|----|----|-----|----|----|---------------------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績(人/年) | 0 | 0 | 0 | | | | ※R2は見込値 | |
| 対計画比(%) | - | - | - | | | | ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合 | |



■予防給付（量の見込み）

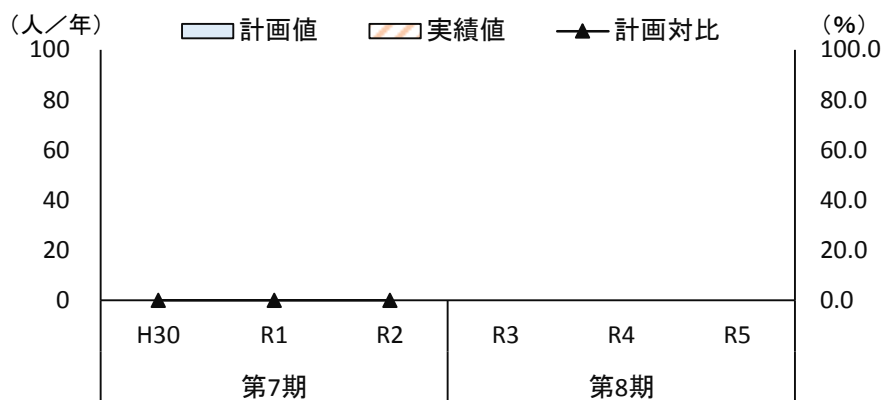
②-10 介護予防認知症対応型通所介護 ※1

【事業の概要】

要支援1・2の認知症の利用者が、デイサービスセンターなどの施設に通い、食事や入浴等の介護や機能訓練などのサービスを受けることができます。

介護予防認知症対応型通所介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] | |
|----------|-----|----|----|-----|----|----|-------|-------|---------------------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 | |
| 見込量(人/年) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 実績(人/年) | 0 | 0 | 0 | | | | | | ※R2は見込値 |
| 対計画比(%) | - | - | - | | | | | | ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合 |



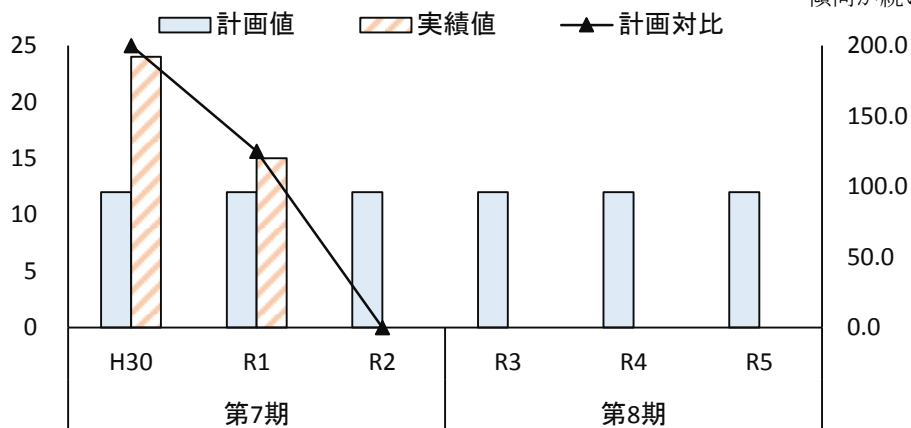
②-11 介護予防小規模多機能型居宅介護 ※2

【事業の概要】

要支援1・2の利用者が、「通い」を中心として、「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせてサービスを受けることができます。

介護予防小規模多機能型居宅介護の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] | |
|----------|-------|-------|-----|-----|----|----|-------|-------|---------------------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 | |
| 見込量(人/年) | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | |
| 実績(人/年) | 24 | 15 | 0 | | | | | | ※R2は見込値 |
| 対計画比(%) | 200.0 | 125.0 | 0.0 | | | | | | ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合 |



②-12 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ※2

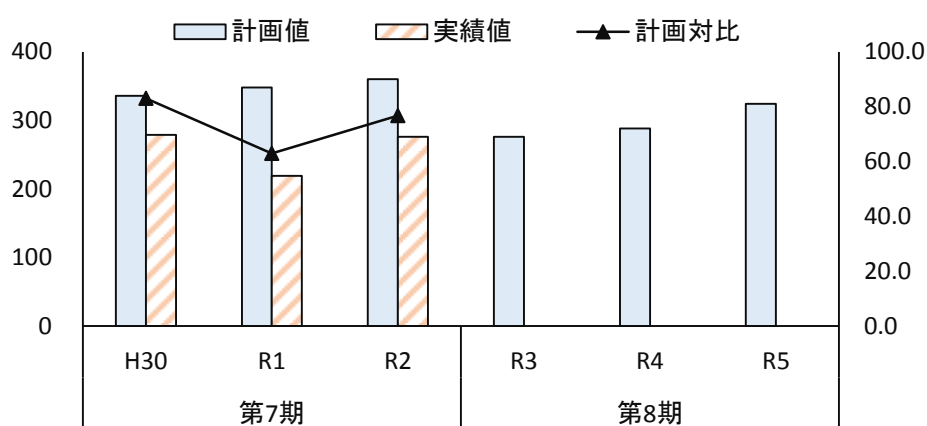
【事業の概要】

要支援2の認知症の利用者が、共同生活をする住居で、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練などのサービスを受けることができます。

介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|------|-----|-----|-----|----|----|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 24 | 24 | 24 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 実績(人/年) | 9 | 0 | 0 | | | | | |
| 対計画比(%) | 37.5 | 0.0 | 0.0 | | | | | |

※R2は見込値
 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



地域密着型サービス別の月平均利用者数・回数(日数) (一覧)

| 介護給付 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|----------------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 地域密着型サービス | | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 人 | 16 | 23 | 30 | 44 | 44 |
| 夜間対応型訪問介護 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認知症対応型通所介護 | 回 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 人 | 46 | 47 | 52 | 59 | 81 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 人 | 125 | 125 | 143 | 143 | 143 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 人 | 16 | 16 | 18 | 19 | 28 |
| 地域密着型通所介護 | 回 | 5,169.8 | 5,485.5 | 5,771.8 | 6,367.6 | 8,354.8 |
| | 人 | 568 | 602 | 633 | 697 | 907 |

地域密着型介護予防サービス別の月平均利用者数・回数(日数) (一覧)

| 予防給付 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------------------|----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 地域密着型介護予防サービス | | | | | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 回 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

日常圏域ごとの認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の利用定員

| 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|-----------------------|----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 座間市全域 | 人 | 126 | 126 | 144 | 144 | 144 |
| 第1圏域 | 人 | - | - | 18 | 18 | 18 |
| 第2圏域 | 人 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 第3圏域 | 人 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 |
| 第4圏域 | 人 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 第5圏域 | 人 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 第6圏域 | 人 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |

③施設サービス

■推計の考え方

国の「地域包括ケア 見える化システム」の介護サービス量将来推計機能を用いて、推計した要介護等認定者数を基に、令和2年度までの施設サービス別の利用実績（利用者数、給付費）の推移に加えて、県の広域調整や介護療養型医療施設から介護医療院への転換、地域医療構想との整合性とその動向等を踏まえ考慮し、将来の施設サービス別の利用者数や給付費等を推計します。令和2年度の値は見込値です。

■介護給付（量の見込み）

③-1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

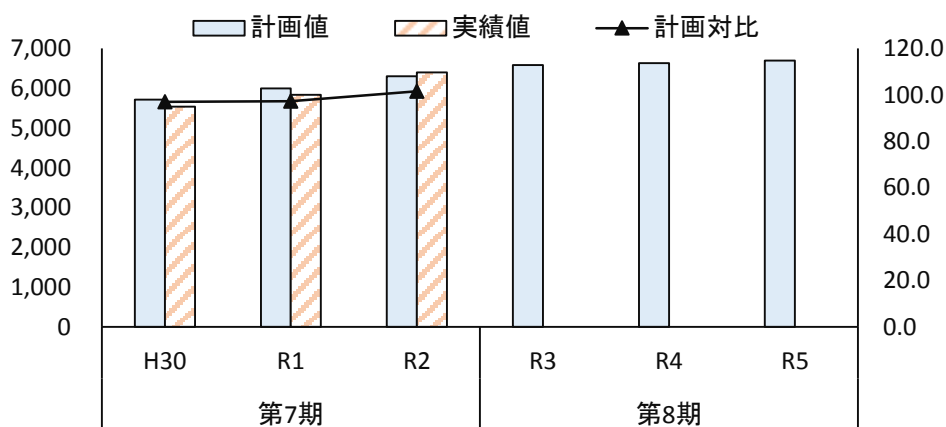
【事業の概要】

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、日常生活で常時介護が必要な人で、在宅では適切な介護が困難な高齢者が入所し、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話などを施設で実施します。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 5,712 | 6,000 | 6,300 | 6,588 | 6,636 | 6,696 | 6,780 | 8,088 |
| 実績(人/年) | 5,539 | 5,837 | 6,396 | | | | | |
| 対計画比(%) | 97.0 | 97.3 | 101.5 | | | | | |

※R2は見込値
 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



③-2 介護老人保健施設

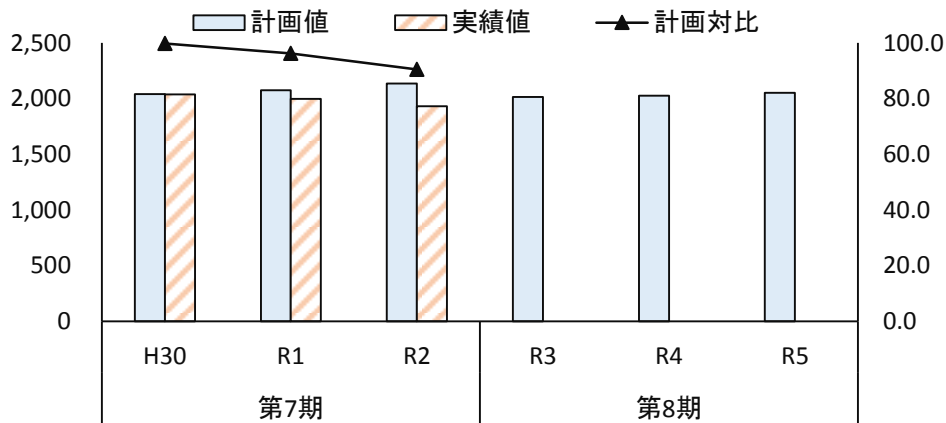
【事業の概要】

介護老人保健施設は、症状が安定し、入院治療が必要でなくなった高齢者が自宅に戻ることができるよう、リハビリや介護を施設で実施します。

介護老人保健施設の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | 2,040 | 2,076 | 2,136 | 2,016 | 2,028 | 2,052 | 2,076 | 2,484 |
| 実績(人/年) | 2,037 | 1,997 | 1,932 | | | | | |
| 対計画比(%) | 99.9 | 96.2 | 90.5 | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



③-3 介護療養型医療施設

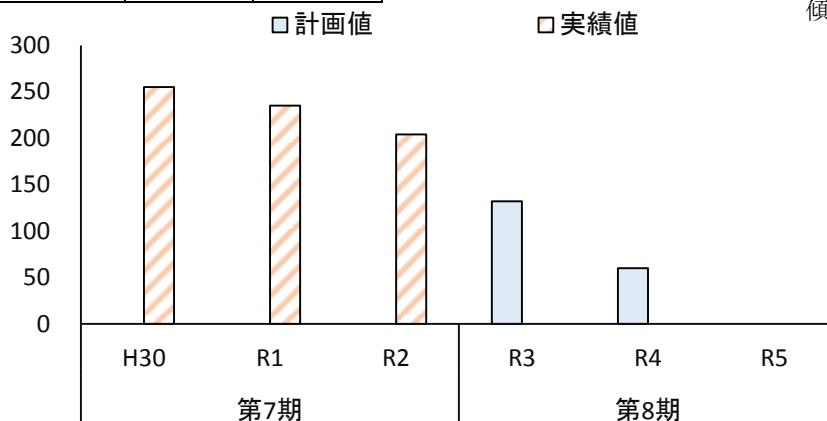
【事業の概要】

介護療養型医療施設は、長期間の療養や介護を必要とする高齢者のための医療施設で、入院する要介護者が、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、その他の世話、機能訓練及び必要な医療を施設で実施します。介護療養型医療施設は令和6年3月までに廃止される予定です（介護療養型医療施設が介護医療院へ転換する場合があります）。

介護療養型医療施設の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-----|-----|-----|-----|----|----|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | - | - | - | 132 | 60 | 0 | | |
| 実績(人/年) | 255 | 235 | 204 | | | | | |
| 対計画比(%) | - | - | - | | | | | |

※R2は見込値
※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



③-4 介護医療院

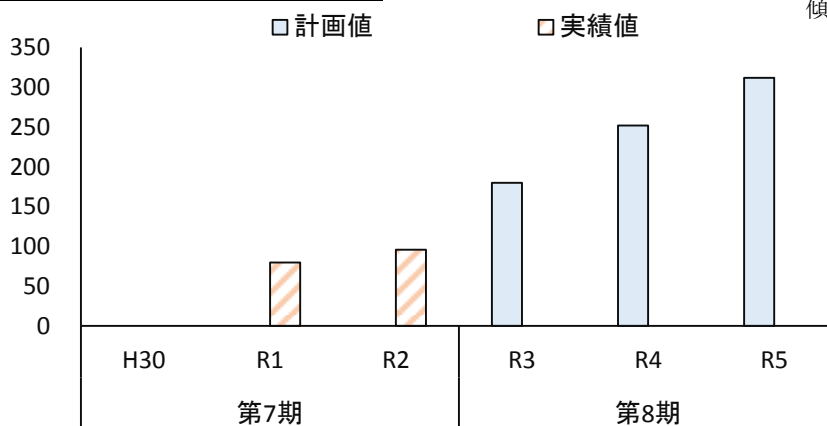
【事業の概要】

介護医療院は、長期間の療養や介護を必要とする高齢者のための施設で、日常的な医学管理と看取りやターミナルケアなどの医療的サービスとあわせ、日常生活上の介護やリハビリテーション等のサービスを一体的に受けることができます。

介護医療院の利用見込量

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|----------|-----|----|----|-----|-----|-----|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 見込量(人/年) | — | — | — | 180 | 252 | 312 | 372 | 372 |
| 実績(人/年) | 0 | 80 | 96 | | | | | |
| 対計画比(%) | — | — | — | | | | | |

※R2は見込値
 ※R7・R22は現在の傾向が続いた場合



※第7期計画においては、介護療養型医療施設と介護医療院について、一体的に量を見込んでおりました。両施設の合計の見込量、実績、対計画比については下記の通りです。

第7期における介護療養型医療施設及び介護医療院の利用見込量

| | 第7期 | | |
|----------|-------|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 |
| 見込量(人/年) | 240 | 240 | 240 |
| 実績(人/年) | 255 | 315 | 300 |
| 対計画比(%) | 106.3 | 131.3 | 125.0 |

サービス別の月平均利用者数（一覧）

| 介護給付 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 施設サービス | | | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 人 | 549 | 553 | 558 | 565 | 674 |
| 介護老人保健施設 | 人 | 168 | 169 | 171 | 173 | 207 |
| 介護療養型医療施設 | 人 | 11 | 5 | 0 | | |
| 介護医療院 | 人 | 15 | 21 | 26 | 31 | 31 |

3-2 標準給付費の量と見込み

■推計の考え方

給付費の合計（総給付費）に、地域密着型通所介護への意向率、介護報酬改定、地域区分などを反映させて、年間の給付費を算出しました。その他、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料の見込額を加えて、標準給付費を算出しました。

■給付費の見込み

居宅サービスの給付費の見込み

（単位：千円/年）

| 介護給付 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 7年度 | 令和 22年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 居宅サービス | | | | | |
| 訪問介護 | 804,074 | 861,005 | 915,086 | 1,021,178 | 1,401,309 |
| 訪問入浴介護 | 85,087 | 91,960 | 98,693 | 111,798 | 162,519 |
| 訪問看護 | 338,888 | 361,023 | 381,939 | 423,402 | 568,109 |
| 訪問リハビリテーション | 26,312 | 28,283 | 29,581 | 32,835 | 44,751 |
| 居宅療養管理指導 | 178,861 | 191,422 | 203,180 | 226,331 | 309,017 |
| 通所介護 | 918,554 | 975,815 | 1,031,774 | 1,142,583 | 1,522,226 |
| 通所リハビリテーション | 180,137 | 192,129 | 201,890 | 225,081 | 305,478 |
| 短期入所生活介護 | 327,535 | 351,819 | 373,487 | 421,641 | 586,908 |
| 短期入所療養介護 | 11,152 | 12,162 | 13,106 | 15,033 | 20,855 |
| 福祉用具貸与 | 277,284 | 296,876 | 314,155 | 349,703 | 478,862 |
| 特定福祉用具購入費 | 7,109 | 7,430 | 8,300 | 9,078 | 12,545 |
| 住宅改修費 | 23,924 | 27,162 | 28,176 | 29,914 | 40,157 |
| 特定施設入居者生活介護 | 690,903 | 701,435 | 713,585 | 725,897 | 865,018 |
| 居宅介護支援 | 458,908 | 488,524 | 515,650 | 569,980 | 757,338 |
| 介護給付合計（I） | 4,328,728 | 4,587,045 | 4,828,602 | 5,304,454 | 7,075,092 |

介護予防サービスの給付費の見込み

(単位：千円/年)

| 予防給付 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 7年度 | 令和 22年度 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 介護予防サービス | | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 35,141 | 37,219 | 38,899 | 41,714 | 47,617 |
| 介護予防訪問 リハビリテーション | 6,640 | 7,319 | 7,731 | 7,995 | 9,495 |
| 介護予防 居宅療養管理指導 | 10,327 | 10,975 | 11,296 | 12,258 | 13,692 |
| 介護予防 通所リハビリテーション | 28,271 | 30,027 | 31,534 | 33,534 | 38,522 |
| 介護予防 短期入所生活介護 | 1,272 | 1,272 | 1,697 | 1,697 | 1,697 |
| 介護予防 短期入所療養介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 27,105 | 28,616 | 29,845 | 31,922 | 36,566 |
| 特定介護予防 福祉用具購入費 | 2,293 | 2,293 | 2,293 | 2,577 | 3,247 |
| 介護予防住宅改修費 | 13,788 | 16,086 | 16,086 | 17,309 | 19,607 |
| 介護予防特定施設入居者 生活介護 | 35,294 | 36,489 | 37,187 | 37,187 | 44,206 |
| 介護予防支援 | 30,735 | 32,480 | 33,919 | 36,165 | 41,289 |
| 予防給付合計(Ⅱ) | 190,866 | 202,776 | 210,487 | 222,358 | 255,938 |

地域密着型サービスの給付費の見込み

(単位：千円/年)

| 介護給付 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 7年度 | 令和 22年度 |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 地域密着型サービス | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 | 29,593 | 42,585 | 56,700 | 84,008 | 84,008 |
| 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 125,445 | 128,871 | 143,268 | 162,296 | 226,713 |
| 認知症対応型 共同生活介護 | 404,047 | 404,271 | 462,233 | 462,233 | 462,233 |
| 地域密着型特定施設 入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 看護小規模多機能型居宅 介護 | 53,588 | 53,617 | 60,716 | 64,805 | 96,137 |
| 地域密着型通所介護 | 483,839 | 514,854 | 542,654 | 600,818 | 799,164 |
| 介護給付合計(Ⅲ) | 1,096,512 | 1,144,198 | 1,265,571 | 1,374,160 | 1,668,255 |

地域密着型介護予防サービスの給付費の見込み

(単位：千円/年)

| 予防給付 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 7年度 | 令和 22年度 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 地域密着型介護予防サービス | | | | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 973 | 974 | 974 | 974 | 974 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 2,719 | 2,720 | 2,720 | 2,720 | 2,720 |
| 予防給付合計(Ⅳ) | 3,692 | 3,694 | 3,694 | 3,694 | 3,694 |

施設サービスの給付費の見込み

(単位：千円/年)

| 介護給付 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 7年度 | 令和 22年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 施設サービス | | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 1,783,837 | 1,797,810 | 1,814,466 | 1,837,368 | 2,191,445 |
| 介護老人保健施設 | 571,654 | 575,122 | 581,758 | 588,671 | 704,299 |
| 介護療養型医療施設 | 47,639 | 22,052 | 0 | 0 | 0 |
| 介護医療院 | 73,867 | 103,235 | 128,266 | 152,902 | 152,902 |
| 介護給付合計(Ⅴ) | 2,476,997 | 2,498,219 | 2,524,490 | 2,578,941 | 3,048,646 |

標準給付費の見込み

(単位：千円/年)

| サービスの種類 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 第8期 合計 | 令和 7年度 | 令和 22年度 |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|
| 総給付費※1 | 8,096,795 | 8,435,932 | 8,832,844 | 25,365,571 | 9,483,607 | 12,051,625 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額※2 | 219,139 | 230,224 | 240,767 | 690,130 | 258,687 | 318,743 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 178,901 | 187,947 | 196,557 | 563,407 | 211,186 | 260,215 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 37,978 | 41,740 | 45,670 | 125,386 | 29,165 | 35,936 |
| 算定対象審査支払手数料 | 6,491 | 6,819 | 7,131 | 20,440 | 7,182 | 8,850 |
| 標準給付費見込額 | 8,539,302 | 8,902,663 | 9,322,968 | 26,764,932 | 9,989,829 | 12,675,371 |

※1 一定以上所得者負担の調整後の額

※2 試算等勘案調整後の額

※ 千円未満を切り上げて表記している関係で合計が一致しない場合もあります。

3-3 地域支援事業費の見込み

■推計の考え方

第6期介護保険事業計画中に介護予防訪問介護サービス及び介護予防通所介護サービスが介護予防事業と合わせて新たに介護予防・日常生活支援総合事業に移行したこと、地域包括支援センターの体制整備に加え、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの基盤整備が包括的支援事業に位置付けられていることを踏まえて、それぞれの量と額を見込みます。

■量の見込み

(単位：人／年)

| | 第7期 | | | 第8期 | | | [参考値] | [参考値] |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 訪問介護相当サービス | 3,564 | 3,648 | 3,816 | 3,984 | 4,164 | 4,356 | 4,716 | 4,800 |
| 訪問型サービスA | 10 | 60 | 190 | 232 | 274 | 316 | 400 | 1030 |
| 通所介護相当サービス | 5,280 | 5,604 | 5,856 | 6,120 | 6,396 | 6,696 | 7,248 | 7,392 |

■事業費の見込み

(単位：千円／年)

| | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 7年度 | 令和 22年度 |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業 (計) | 334,105 | 349,184 | 364,948 | 395,139 | 402,595 |
| 訪問介護相当サービス | 71,575 | 74,833 | 78,240 | 84,713 | 86,311 |
| 訪問型サービスA | 5,681 | 5,810 | 5,939 | 6,430 | 6,551 |
| 通所介護相当サービス | 160,977 | 168,305 | 175,968 | 190,525 | 194,120 |
| 介護予防ケアマネジメント | 27,392 | 28,639 | 29,943 | 32,420 | 33,032 |
| 介護予防把握事業 | 29,972 | 31,336 | 32,763 | 35,473 | 36,143 |
| 介護予防普及啓発事業 | 17,701 | 18,507 | 19,350 | 20,951 | 21,346 |
| 地域介護予防活動支援事業 | 17,506 | 18,303 | 19,137 | 20,720 | 21,111 |
| 一般介護予防事業評価事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域リハビリテーション 活動支援事業 | 1,078 | 1,127 | 1,178 | 1,276 | 1,300 |
| 上記以外の介護予防・ 日常生活総合事業 | 2,223 | 2,324 | 2,430 | 2,631 | 2,681 |

(単位：千円／年)

| | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 7年度 | 令和 22年度 |
|---------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業 (計) | 219,245 | 221,048 | 222,384 | 226,022 | 268,461 |
| 包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) | 187,806 | 189,350 | 190,495 | 193,611 | 229,965 |
| 任意事業 | 31,439 | 31,698 | 31,889 | 32,411 | 38,496 |

(単位：千円／年)

| | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 7年度 | 令和 22年度 |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 包括的支援事業 (社会保障充実分) (計) | 97,353 | 97,353 | 97,353 | 97,353 | 97,353 |
| 在宅医療・介護連携推進事業 | 23,624 | 23,624 | 23,624 | 23,624 | 23,624 |
| 生活支援体制整備事業 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 |
| 認知症初期集中支援推進事業 | 10,266 | 10,266 | 10,266 | 10,266 | 10,266 |
| 認知症地域支援・ケア向上事業 | 11,302 | 11,302 | 11,302 | 11,302 | 11,302 |
| 認知症サポーター活動促進・ 地域づくり推進事業 | 4,529 | 4,529 | 4,529 | 4,529 | 4,529 |
| 地域ケア会議推進事業 | 7,632 | 7,632 | 7,632 | 7,632 | 7,632 |

(単位：千円／年)

| | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 第8期 合計 | 令和 7年度 | 令和 22年度 |
|-------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 地域支援事業費計 (計) | 650,703 | 667,585 | 684,685 | 2,002,973 | 718,514 | 768,409 |
| 介護予防・日常生活支援 総合事業費 | 334,105 | 349,184 | 364,948 | 1,048,237 | 395,139 | 402,595 |
| 包括的支援事業 (地域包括支援セ ンターの運営) 及び任意事業費 | 219,245 | 221,048 | 222,384 | 662,677 | 226,022 | 268,461 |
| 包括的支援事業 (社会保障充実分) | 97,353 | 97,353 | 97,353 | 292,059 | 97,353 | 97,353 |

※ 千円未満を切り捨て表記している関係で合計が一致しない場合もあります。

3-4 第1号被保険者保険料の設定

①第7期事業計画との変更点

国が示す保険料設定の考え方などを踏まえ、第8期の介護保険料を設定します。第1号被保険者保険料基準額設定にあたり、第7期事業計画からの変更点等は以下の通りです。

- 第1号保険者の負担割合は、第7期の23.0%の継続となります。
- 保険料段階で第7段階～第8段階を区分する基準所得額が、200万円から210万円に変更となります。
- 保険料段階で第8段階～第9段階を区分する基準所得額が、300万円から320万円に変更となります。
- 多段階による保険料弾力化の制度趣旨に鑑み、保険料段階で第13段階～16段階の方の、基準額に対する割合を0.05加算した割合に変更となります。
- 令和3年4月に介護報酬改定（改定率0.70%）が行われます。
- 平成27年度より、消費税を財源とした公費による保険料負担の軽減強化が行われ、保険料段階の第1段～第3段階層の保険料負担軽減を実施しています。

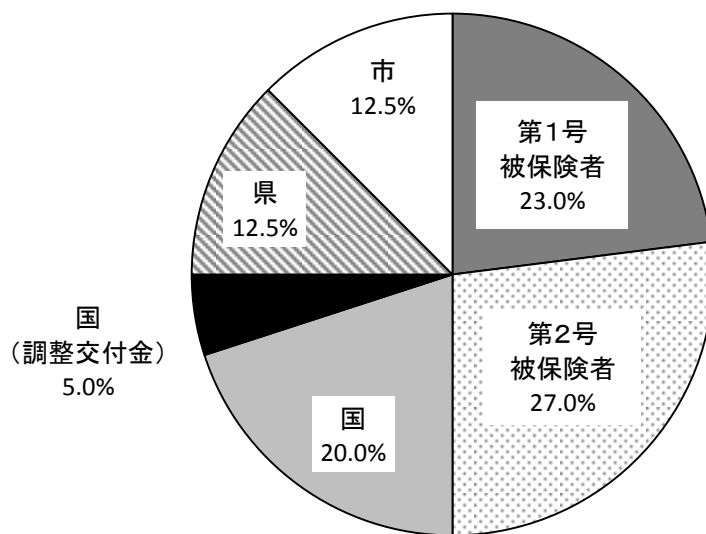
②保険給付費の負担割合（財源構成）

介護保険に係る保険給付費の負担割合は、公費と保険料で50%ずつとなります。

公費の負担割合は、市が12.5%、県が12.5%、国が20.0%（+調整交付金）となります。調整交付金は、各保険者間の後期高齢者数や第1号被保険者の所得の格差を調整するために交付されます。

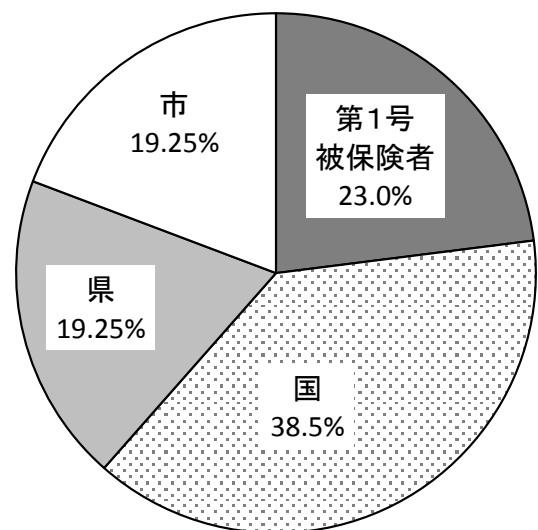
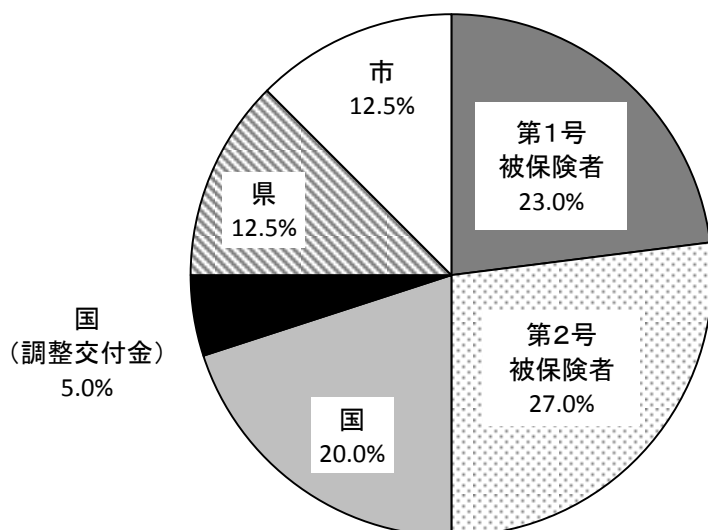
保険料の負担割合は、第1号被保険者は23%、第2号被保険者は27%であり、第2号被保険者の27%は、社会保険診療報酬支払基金を通じて座間市に交付されます。

介護保険に係る費用の負担割合（第8期 全国標準）



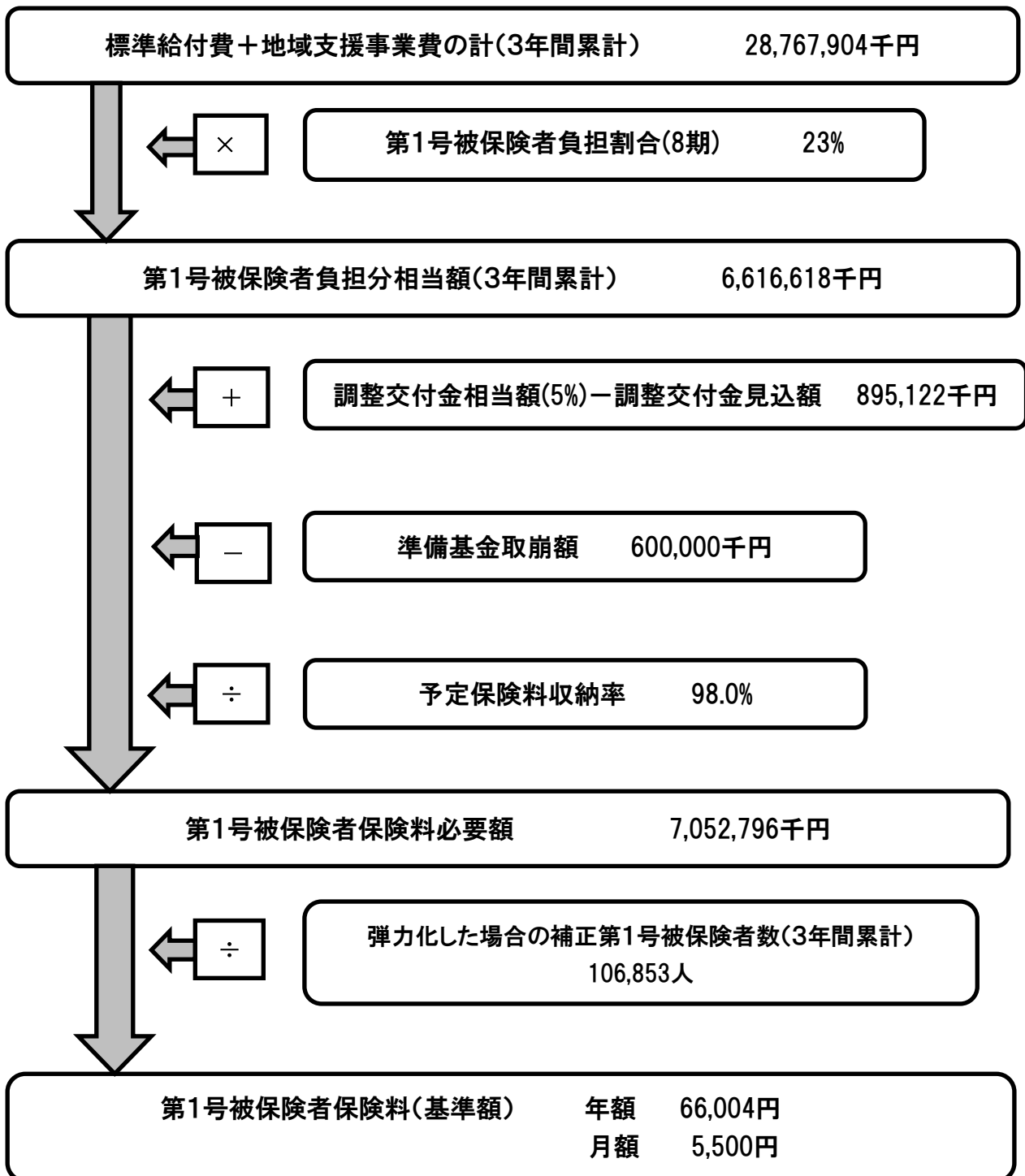
○介護予防・日常生活支援総合事業

○包括的支援事業



③保険料の算定方法

【第1号被保険者保険料の算出フロー】



④第1号被保険者の保険料

介護保険料の段階設定は、第1号被保険者の負担能力に応じた負担割合を基本とし、第8期計画では、第7期に引き続き16段階とします。

第8期の第1号被保険者の保険料

| 段階 | 対象 | 基準額に対する割合 | 年額保険料 |
|----|---|----------------|----------------------|
| 1 | 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 住民税非課税（世帯全員） （合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下） | 0.50 (0.30) | 33,000円 (19,800円) |
| 2 | 住民税非課税（世帯全員） （合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下） | 0.72 (0.50) | 47,520円 (33,000円) |
| 3 | 住民税非課税（世帯全員） （合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超） | 0.75 (0.70) | 49,500円 (46,200円) |
| 4 | 住民税非課税（本人） （合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下） | 0.88 | 58,080円 |
| 5 | 上記以外の住民税非課税（本人） | 1.00 | 66,000円 |
| 6 | 住民税課税 （合計所得金額が120万円未満） | 1.20 | 79,200円 |
| 7 | 住民税課税 （合計所得金額が120万円以上210万円未満） | 1.25 | 82,500円 |
| 8 | 住民税課税 （合計所得金額が210万円以上320万円未満） | 1.50 | 99,000円 |
| 9 | 住民税課税 （合計所得金額が320万円以上400万円未満） | 1.70 | 112,200円 |
| 10 | 住民税課税 （合計所得金額が400万円以上500万円未満） | 1.80 | 118,800円 |
| 11 | 住民税課税 （合計所得金額が500万円以上600万円未満） | 1.90 | 125,400円 |
| 12 | 住民税課税 （合計所得金額が600万円以上700万円未満） | 2.00 | 132,000円 |
| 13 | 住民税課税 （合計所得金額が700万円以上800万円未満） | 2.10 | 138,600円 |
| 14 | 住民税課税 （合計所得金額が800万円以上900万円未満） | 2.20 | 145,200円 |
| 15 | 住民税課税 （合計所得金額が900万円以上1,000万円未満） | 2.30 | 151,800円 |
| 16 | 住民税課税 （合計所得金額が1,000万円以上） | 2.40 | 158,400円 |

※カッコ（ ）内は令和3年度～令和5年度の公費負担による保険料軽減後の額です。

(参考) 介護保険料基準額の推移

| 期 | 年度 | 月額基準額 | |
|---|---------------|--------|--------|
| | | 座間市 | 全国平均 |
| 1 | 平成12年度～平成14年度 | 2,849円 | 2,911円 |
| 2 | 平成15年度～平成17年度 | 2,997円 | 3,293円 |
| 3 | 平成18年度～平成20年度 | 3,426円 | 4,090円 |
| 4 | 平成21年度～平成23年度 | 3,486円 | 4,160円 |
| 5 | 平成24年度～平成26年度 | 4,439円 | 4,972円 |
| 6 | 平成27年度～平成29年度 | 4,930円 | 5,514円 |
| 7 | 平成30年度～令和2年度 | 5,212円 | 5,869円 |

(参考) 第7期の第1号被保険者保険料

| 段階 | 対象 | 基準額に対する割合 | 年額保険料 |
|----|---|----------------|----------------------|
| 1 | 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 住民税非課税(世帯全員) (合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下) | 0.50 (0.45) | 31,270円 (28,140円) |
| 2 | 住民税非課税(世帯全員) (合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超 120万円以下) | 0.72 | 45,020円 |
| 3 | 住民税非課税(世帯全員) (合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超) | 0.75 | 46,900円 |
| 4 | 住民税非課税(本人) (合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下) | 0.88 | 55,030円 |
| 5 | 上記以外の住民税非課税(本人) | 1.00 | 62,540円 |
| 6 | 住民税課税 (合計所得金額が120万円未満) | 1.20 | 75,040円 |
| 7 | 住民税課税 (合計所得金額が120万円以上200万円未満) | 1.25 | 78,170円 |
| 8 | 住民税課税 (合計所得金額が200万円以上300万円未満) | 1.50 | 93,810円 |
| 9 | 住民税課税 (合計所得金額が300万円以上400万円未満) | 1.70 | 106,310円 |
| 10 | 住民税課税 (合計所得金額が400万円以上500万円未満) | 1.80 | 112,570円 |
| 11 | 住民税課税 (合計所得金額が500万円以上600万円未満) | 1.90 | 118,820円 |
| 12 | 住民税課税 (合計所得金額が600万円以上700万円未満) | 2.00 | 125,080円 |
| 13 | 住民税課税 (合計所得金額が700万円以上800万円未満) | 2.05 | 128,200円 |
| 14 | 住民税課税 (合計所得金額が800万円以上900万円未満) | 2.15 | 134,460円 |
| 15 | 住民税課税 (合計所得金額が900万円以上1,000万円未満) | 2.25 | 140,710円 |
| 16 | 住民税課税 (合計所得金額が1,000万円以上) | 2.35 | 146,960円 |

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制と進行管理

介護保険については、平成 17 年から「座間市地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会」を設置し、地域包括支援センターの設置・運営に関する事項、地域密着型サービスの指定・運営に関する事項を審議するとともに、地域支援事業の実施状況を報告し、的確なサービス提供と適切なケアマネジメントの提供に努めています。

本計画の運営及び進行管理については、これらの委員会等の機能を充実させ、推進していきます。

また、地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価について、各年度において、総合事業（一般介護予防事業）の実施による要介護状態等への移行の程度、予防給付及び総合事業の実施による要介護2以上への移行の程度等の達成状況の分析・評価方法を検討します。

座間市地域保健福祉サービス推進委員会

計画策定にあたっての諮問答申及び評価

- ・ 座間市高齢者保健福祉計画
- ・ 座間市介護保険事業計画

介護保険の運営、施策に関する審議

座間市地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会

- ・ 地域包括支援センターの設置、運営等に関する審議
- ・ 地域密着型サービスの指定、運営等に関する審議
- ・ 地域支援事業の実施状況を報告

座間市高齢者虐待防止ネットワーク事業運営委員会

- ・ 高齢者虐待早期発見見守りネットワーク
- ・ 保健医療福祉サービス介入ネットワーク
- ・ 関係専門機関相談ネットワーク

地域包括ケア会議及び在宅医療推進協議会

- ・ 地域課題検討会議
- ・ 個別ケア会議

介護認定審査会

- ・ 要介護認定又は要支援認定に係る審査及び判定に係る事項を審議

資料編

1 アンケート調査結果の概要

(1) 調査実施の目的

本調査は、座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定（第8期計画の策定）を行うにあたり、円滑な計画作成に資するため、市民の意識・ニーズ、介護保険サービスや予防事業の提供状況などの把握を目的に実施した。

(2) 実施方法及び実施時期

実施方法：郵送によるアンケート調査を実施（お礼兼督促ハガキの発送1回）

実施期間：令和2年1月15日（水）～1月31日（金）

(3) 調査の種類と回収状況

| 調査名 | 調査対象 | 発送数 | 回収数 | 回収率 |
|------------------------------|---|------|------|-------|
| 1. 一般高齢者実態調査 →日常生活圏域ニーズ調査 | 市内在住の65歳以上の一般高齢者 （介護保険の要支援・要介護認定を受けている方を除く） | 3900 | 2862 | 73.4% |
| 2. 一般市民実態調査 | 市内在住の40歳から64歳の市民 | 650 | 327 | 50.3% |
| 3. 在宅サービス利用者 実態調査 | 介護保険の要支援・要介護認定者 で、4月～10月の間に在宅の介護 保険サービスを利用している者 | 2950 | 1782 | 60.4% |
| 4. 施設サービス利用者 実態調査 | 介護保険の要支援・要介護認定者 で、7月～10月の間に介護老人福 祉施設、介護老人保健施設、介護 療養型医療施設を利用している者 | 595 | 303 | 50.9% |
| 5. 介護サービス提供事業所 実態調査 | 介護保険サービスを提供している 事業者 （座間市民にサービスを提供して いる事業者で市外を含む） | 199 | 145 | 72.9% |
| 6. ケアマネジャー実態調査 | 居宅介護支援事業所のケアマネ ジャー | 129 | 118 | 91.5% |
| 合 計 | | 8423 | 5537 | 65.7% |

(4) 報告書利用上の留意点

- 回答者数について
図表中の「n」(Number of Cases の略) は、比率算出の基数であり、100.0%が何人の回答者数に相当するかを示している。
- 図表の単位について
本報告書に掲載した図表の単位は、特にことわりのない限り「%」(回答率) を表している。
また、回答率は小数点第2位を四捨五入して掲載しているため、合計が100%にならない場合がある。
また、「-」は回答者なし、「0.0」は四捨五入の結果0.0との表記になっている。
- 図表における選択肢等の記載について
図表の記載にあたっては、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。
- 単純集計について
単純集計のグラフにおいては、傾向をより分かりやすくするために、選択肢を回答率(%)の高いものから低いものへと並び換えて表示している場合がある。
- クロス集計について
クロス結果の帯グラフや表について、表側となる設問に「無回答」がある場合、これを表示しない。
ただし、全体の件数には含めているので、表側のカテゴリーの件数の合計が全体の件数と一致しないことがある。
- コメントについて
分岐のある設問の対象者、あるいはクロス集計の属性等によってnが少なくなる場合がある。nが少ない場合、1人の回答がその属性全体の結果に大きく影響するため、定量的には適切な分析をすることが難しい。このため本報告書では分析軸の項目のうちnが30未満と少ない場合、参考値としてコメントで触れていないことがある。

(5) アンケート結果の概要

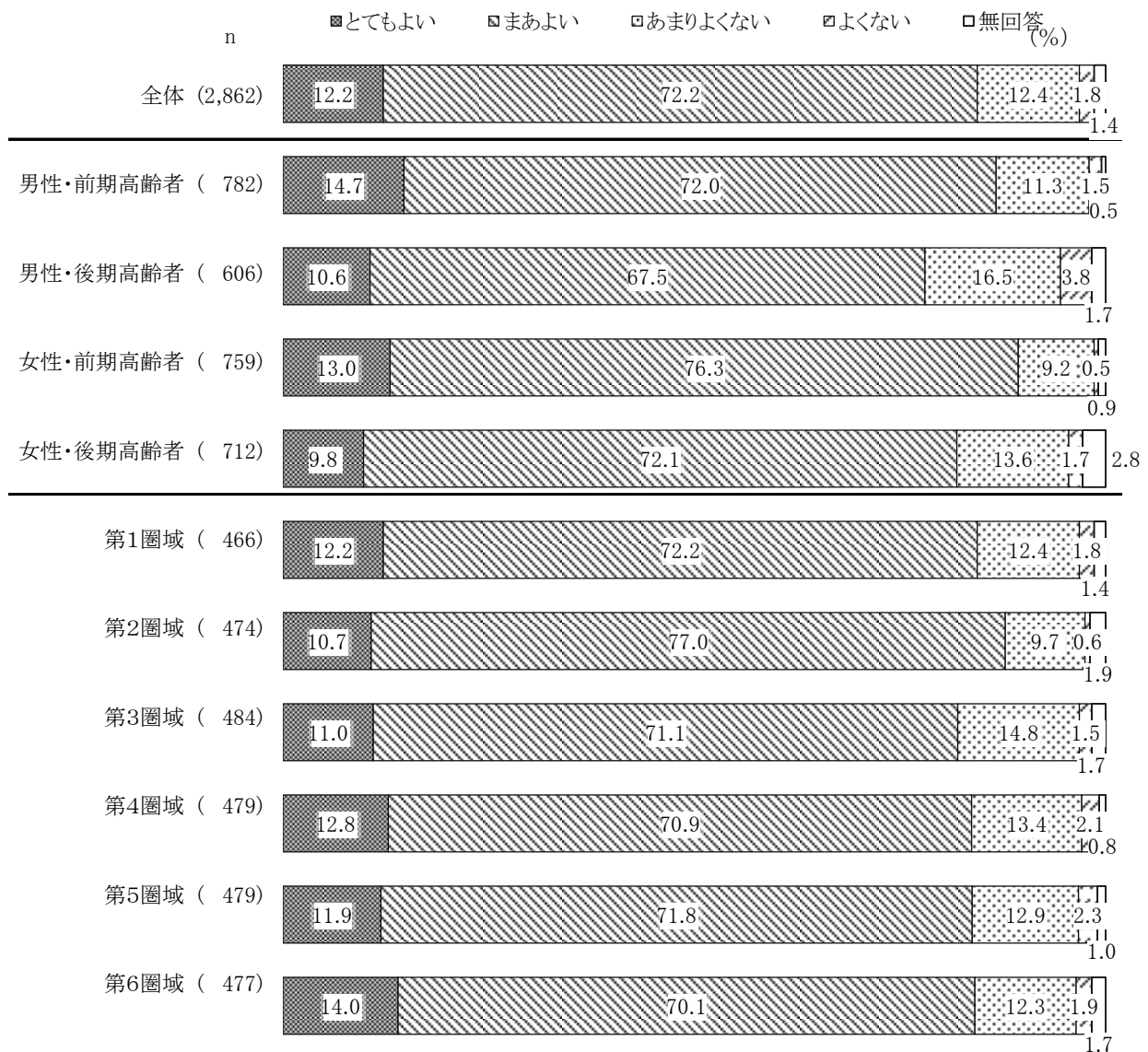
調査結果を踏まえ、今後の高齢者等施策を推進するうえでの、検討課題について考えられる事項について分野ごとに整理する。

1：介護予防・健康づくりについて

一般高齢者における、現在の健康状態については、「まあよい」(72.2%)が最も高く、「とてもよい」(12.2%)と合わせた『よい』は84.4%であった。一方、「あまりよくない」(12.4%)と「よくない」(1.8%)を合わせた『よくない』は14.2%となっている。

性・年齢別でみると、男女のいずれも前期から後期になるにつれて、『よい』が8ポイント前後低くなっている。

圏域別でみると、大きな差は見られなかった。



一般高齢者への調査は、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域の抱える課題の分析や介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用するため、国が提示した調査項目を組み込んで実施した。

本項では、厚生労働省の『介護予防・日常生活圏域二一ズ調査 実施の手引き』において、リスク把握の考え方を示された項目について、分析を行った。

各評価の割合別でみると、うつ傾向の該当者の割合が44.8%で最も高く、以下、認知機能の低下が35.4%、社会的役割が26.8%、転倒リスクが24.4%となっている。

圏域別に大きな差は見られなかった。

【各リスク評価：圏域別】

単位：%

| | 運動器機能の低下 | 転倒リスク | 閉じこもり傾向 | うつ傾向 | 認知機能の低下 | 社会的役割 | 手段的日常生活動作 (IADL) の低下 |
|------|----------|-------|---------|------|---------|-------|----------------------|
| 市全体 | 6.6 | 24.4 | 11.6 | 44.8 | 35.4 | 26.8 | 1.3 |
| 第1圏域 | 7.1 | 22.1 | 11.6 | 43.8 | 34.5 | 27.5 | 1.9 |
| 第2圏域 | 6.1 | 23.6 | 11.6 | 48.1 | 38.6 | 24.3 | 0.8 |
| 第3圏域 | 5.6 | 25.6 | 9.3 | 46.5 | 36.4 | 25.4 | 1.4 |
| 第4圏域 | 6.7 | 24.2 | 13.6 | 41.8 | 34.2 | 30.5 | 1.0 |
| 第5圏域 | 7.9 | 24.0 | 10.2 | 47.2 | 32.8 | 26.9 | 1.7 |
| 第6圏域 | 6.1 | 26.6 | 13.2 | 41.5 | 35.6 | 25.8 | 0.6 |

2：在宅での介護について

一般市民における、現在、家族の介護をしているかについては、「いいえ」が89.9%を占めていた。一方、「はい」は9.2%となっている。



在宅サービス利用者における、主な介護者の年齢については、「50代」（27.1%）が最も高かった。以下、「60代」（25.5%）、「70代」（20.2%）、「80歳以上」（15.4%）となっている。

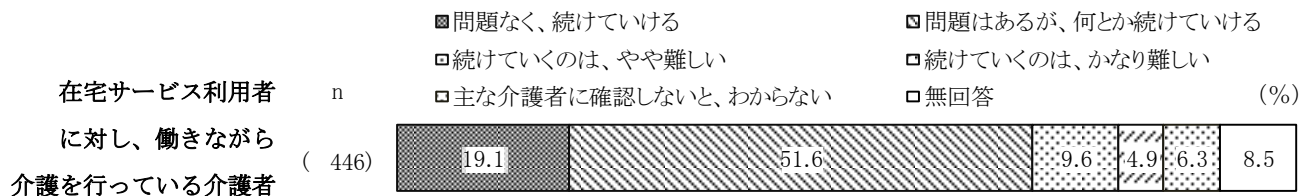
回答者の年齢別にみると、「50代」は80～84歳が39.1%で最も高く、次いで85歳以上（29.1%）、75～79歳（25.4%）の順となっており、「60代」は85歳以上が41.9%で最も高く、次いで65～69歳（40.0%）、40～64歳（34.3%）の順となっている。また、「70代」は70～74歳が46.8%で最も高く、次いで「75～79歳」（38.9%）、65～69歳（35.6%）の順となっており、「80歳以上」は80～84歳が26.5%で最も高く、次いで85歳以上（14.4%）、40～64歳（14.3%）の順となっている。

| | | 介護者の年齢 (%) | | | | | | | | | | |
|---------|--------|------------|-------|------|-----|------|------|------|------|-------|-------|------|
| 被介護者の年齢 | 年齢別 | n | 20歳未満 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80歳以上 | わからない | 無回答 |
| | | | 全体 | 1105 | 0.1 | 0.5 | 1.0 | 8.3 | 27.1 | 25.5 | 20.2 | 15.4 |
| | 40～64歳 | 35 | - | 2.9 | 5.7 | 11.4 | 20.0 | 34.3 | 11.4 | 14.3 | - | - |
| | 65～69歳 | 45 | - | - | 6.7 | 13.3 | 2.2 | 40.0 | 35.6 | 2.2 | - | - |
| | 70～74歳 | 94 | - | - | 4.3 | 13.8 | 3.2 | 25.5 | 46.8 | 4.3 | 1.1 | 1.1 |
| | 75～79歳 | 193 | - | - | 0.5 | 15.5 | 25.4 | 5.7 | 38.9 | 11.9 | - | 2.1 |
| | 80～84歳 | 253 | 0.4 | 0.4 | - | 11.1 | 39.1 | 5.5 | 14.6 | 26.5 | 0.4 | 2.0 |
| | 85歳以上 | 485 | - | 0.6 | 0.2 | 2.3 | 29.1 | 41.9 | 9.7 | 14.4 | 0.2 | 1.6 |

在宅サービス利用者における、主な介護者の現在の勤務形態については、「働いていない」（51.5%）が最も高かった。以下、「フルタイムで働いている」（22.2%）、「パートタイムで働いている」（18.2%）、「主な介護者に確認しないと、わからない」（1.5%）となっている。

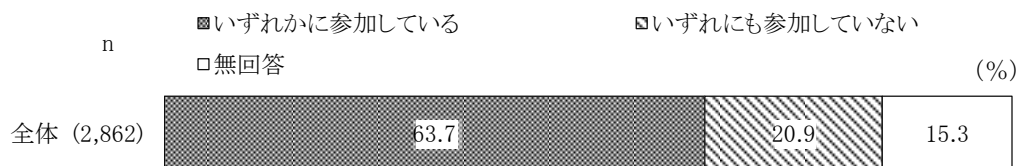


在宅サービス利用者における、今後も働きながら介護を続けていけそうかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」(51.6%)が最も高かった。一方、「続けていくのは、やや難しい」(9.6%)と「続けていくのは、かなり難しい」(4.9%)を合わせた『続けていくのは、難しい』は14.5%となっている。

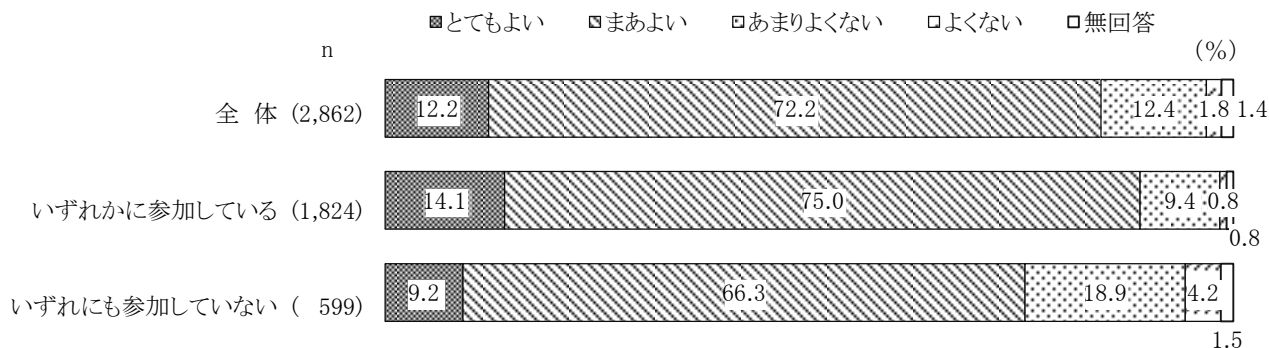


3：生きがい・社会参加について

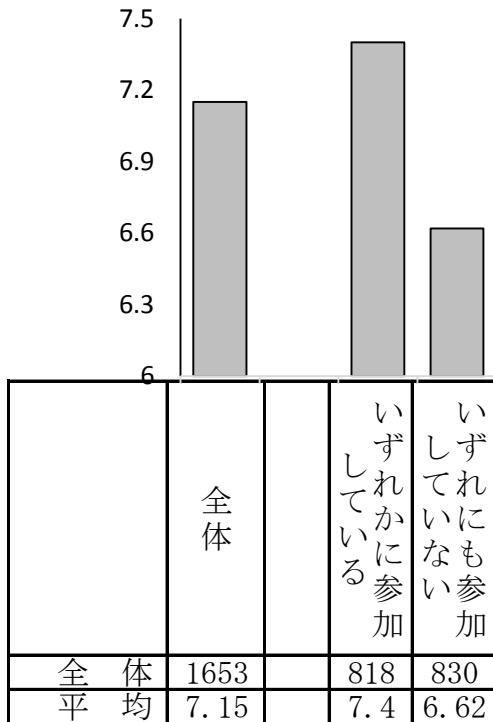
一般高齢者における、地域での活動（会・グループ）の参加率について、①ボランティア、②スポーツ関係、③趣味関係、④学習・教養関係、⑤老人クラブ、⑥町内会・自治会、⑦収入のある仕事、⑧地域住民主催の介護予防のための通いの場のいずれかに参加している人と、いずれにも参加していない人の割合についてみると、「いずれかに参加している」が63.7%を占めていた。一方、「いずれにも参加していない」は20.9%となっている。



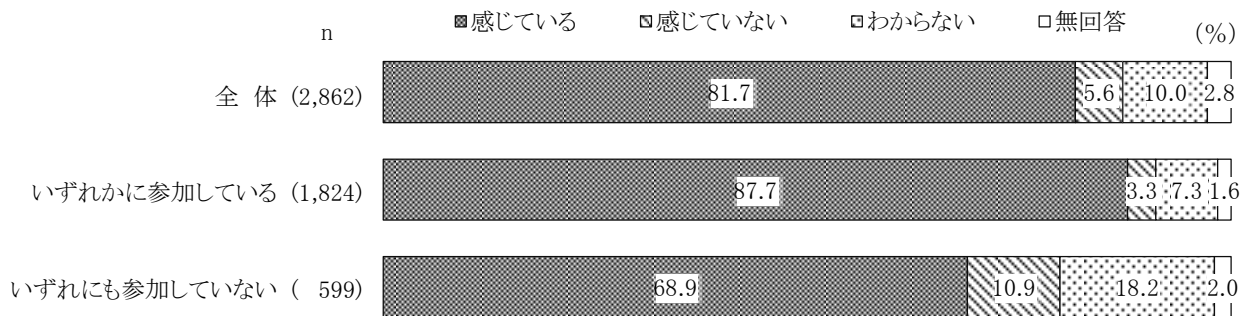
地域での活動（会・グループ）の参加を軸にして、健康状態を見ると、「とてもよい」と「まあよい」を合わせた『健康である』は、「いずれかに参加している」(89.1%)が「いずれにも参加していない」(75.5%)より13.6ポイント高くなっている。



地域での活動（会・グループ）の参加を軸にして、主観的幸福度を見ると、「いずれかに参加している」の平均点は7.4点、「いずれにも参加していない」の平均点は6.62点となっている。

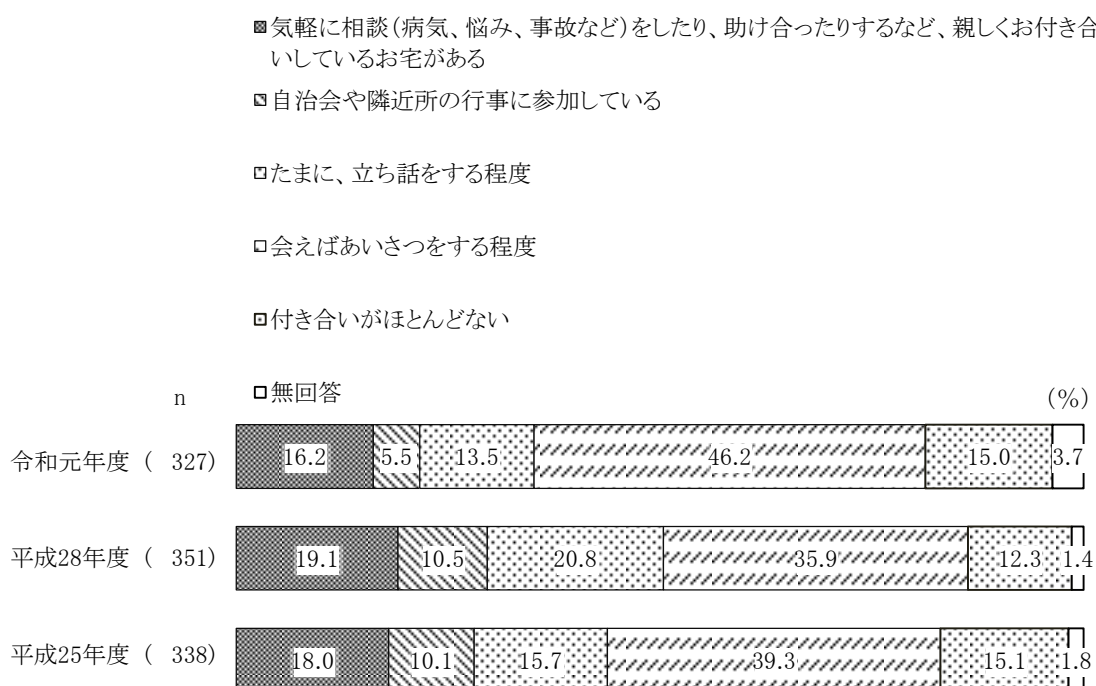


地域での活動（会・グループ）の参加を軸にして、いきがいを感じているかを見ると、「感じている」は、「いずれかに参加している」（87.7%）が「いずれにも参加していない」（68.9%）より18.8ポイント高くなっている。



一般市民における、近隣との交流状況については、「会えばあいさつをする程度」(46.2%)が最も高かった。以下、「気軽に相談(病気、悩み、事故など)をしたり、助け合ったりするなど、親しくお付き合いしているお宅がある」(16.2%)、「付き合いがほとんどない」(15.0%)、「たまに、立ち話をする程度」(13.5%)となっている。

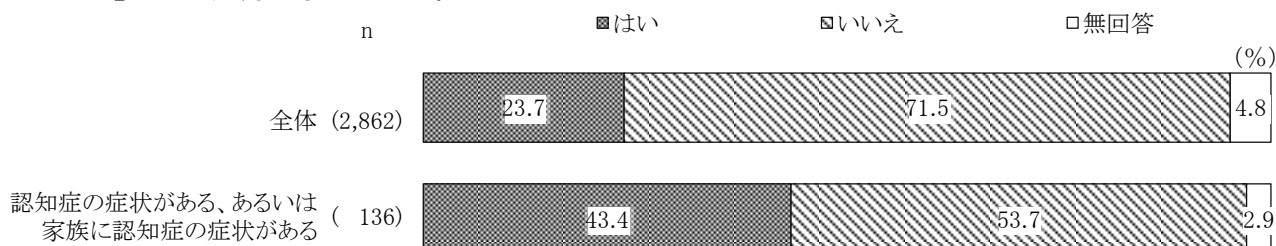
前回調査と比較すると、「会えばあいさつをする程度」が10.3ポイント、「付き合いがほとんどない」が2.7ポイント高く、「気軽に相談したり、助け合ったりするなど、親しくお付き合いしているお宅がある」が2.9ポイント、「たまに、立ち話をする程度」が7.3ポイント、「自治会や隣近所の行事に参加している」が5.0ポイント低くなっている。



4：認知症支援について

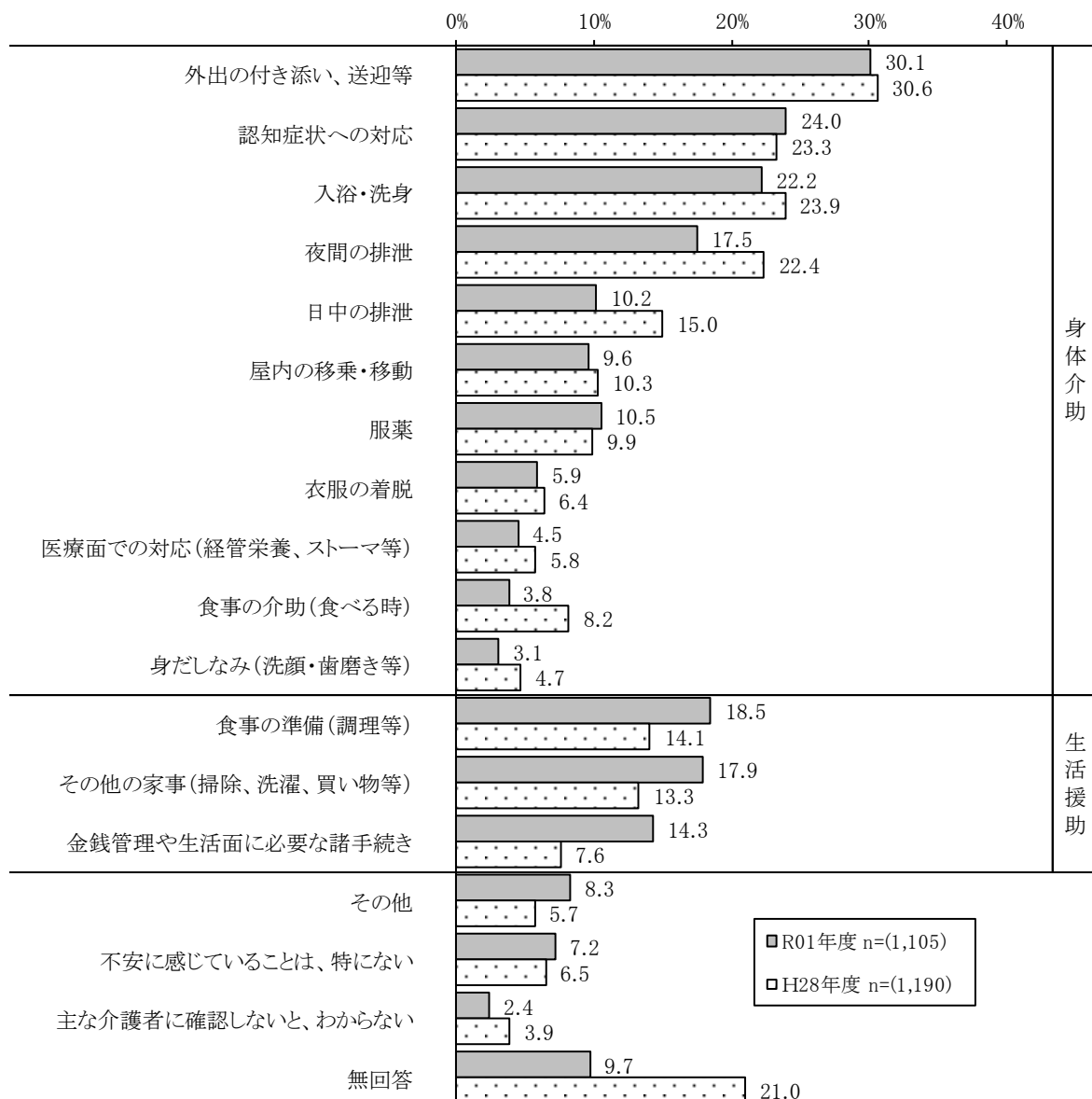
一般高齢者における、認知症に関する相談窓口の認知については、「いいえ」が71.5%を占めていた。一方、「はい」は23.7%となっている。

認知症の症状がある、あるいは家族に認知症の症状がある人に絞ってみると、「はい」が43.4%、「いいえ」が53.7%となっている。



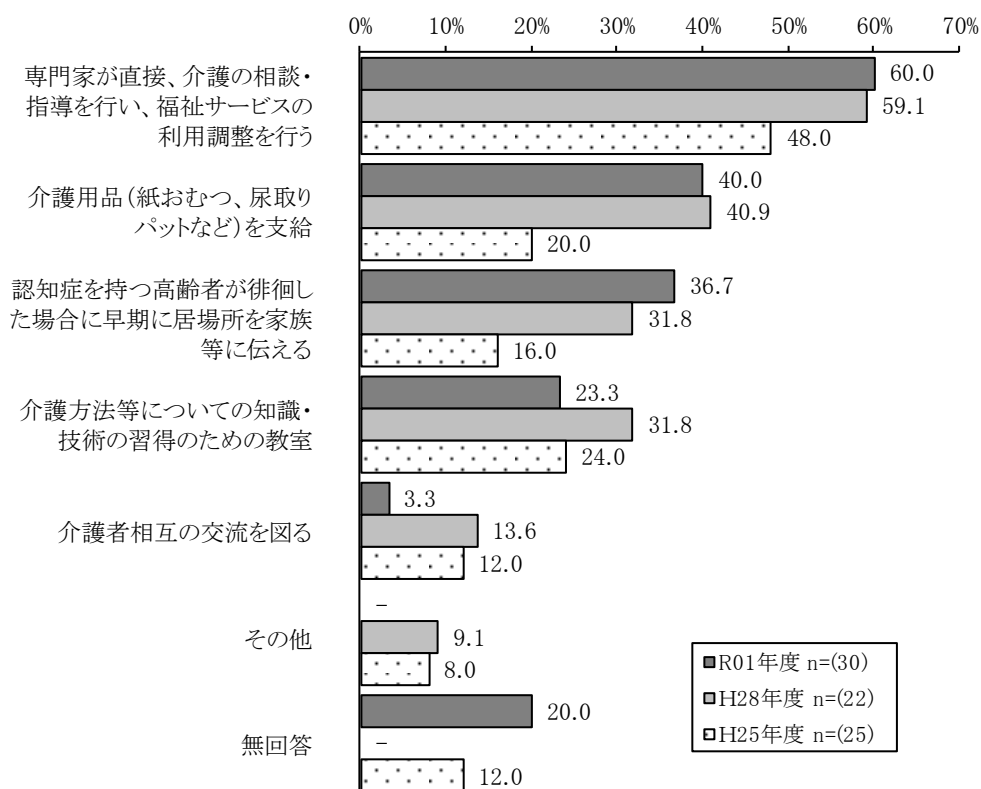
在宅サービス利用者の介護者に対し、現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等について尋ねたところ、「外出の付き添い、送迎等」(30.1%)が最も高かった。以下、「認知症状への対応」(24.0%)、「入浴・洗身」(22.2%)、「夜間の排泄」(17.5%)となっている。

前回調査と比較すると、「夜間の排泄」が4.9ポイント、「日中の排泄」が4.8ポイント、「食事の介助(食べる時)」が4.4ポイント、「入浴・洗身」が1.7ポイント低くなっている。



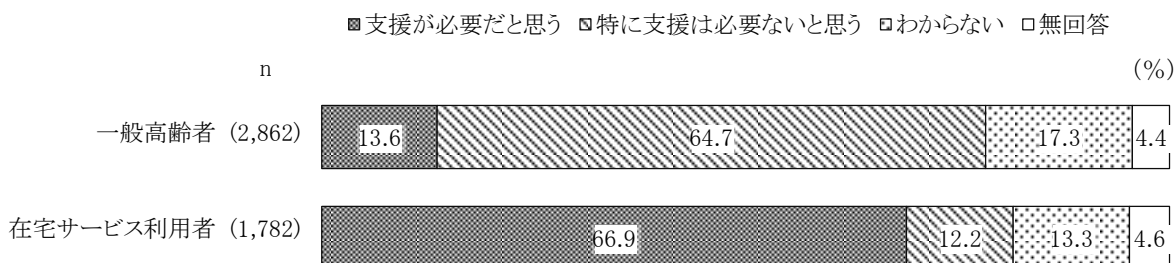
一般市民における、今後利用したい介護者支援については、「専門家が直接、介護の相談・指導を行い、福祉サービスの利用調整を行う」(60.0%)が最も高かった。以下、「介護用品(紙おむつ、尿取りパットなど)を支給」(40.0%)、「認知症を持つ高齢者が徘徊した場合に早期に居場所を家族等に伝える」(36.7%)、「介護方法等についての知識・技術の習得のための教室」(23.3%)となっている。

前回調査と比較すると、「認知症を持つ高齢者が徘徊した場合に早期に居場所を家族等に伝える」が4.9ポイント高く、「介護方法等についての知識・技術の習得のための教室」が8.5ポイント、「介護者相互の交流を図る」が10.3ポイント低くなっている。

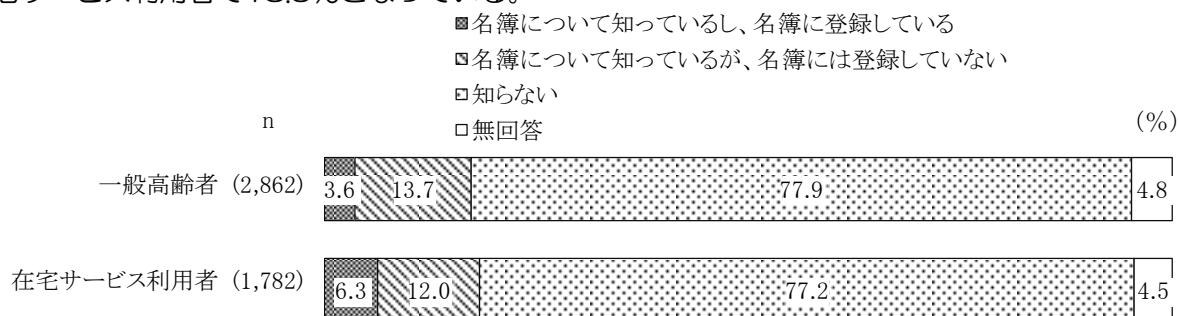


5：災害時について

一般高齢者と在宅サービス利用者に対し、かかりつけ医がいるかどうかを尋ねた。「支援が必要だと思う」については一般高齢者が13.6%、在宅サービス利用者が66.9%となっている。



一般高齢者と在宅サービス利用者の災害時避難行動要支援者名簿登録の認知度については、「知らない」がいずれも8割近くを占めていた。一方、「名簿について知っているし、名簿にも登録している」と「名簿について知っているが、名簿には登録していない」を合わせた割合は、一般高齢者で17.3%、在宅サービス利用者で18.3%となっている。



6：医療と介護の連携について

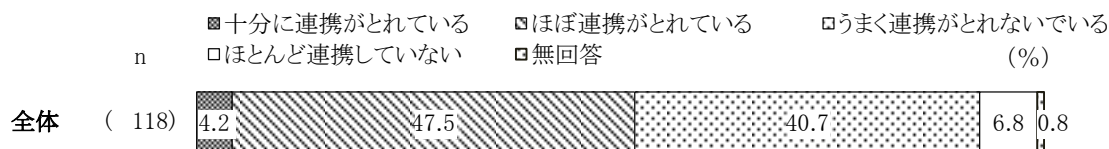
一般高齢者と在宅サービス利用者に対し、かかりつけ医がいるかどうかを尋ねた。一般高齢者では、「はい」が82.7%、在宅サービス利用者では、「はい」が93.0%となっている。



在宅サービス利用者が現在、訪問診療を利用しているかについては、「利用していない」が75.5%を占めていた。一方、「利用している」は18.3%となっている。

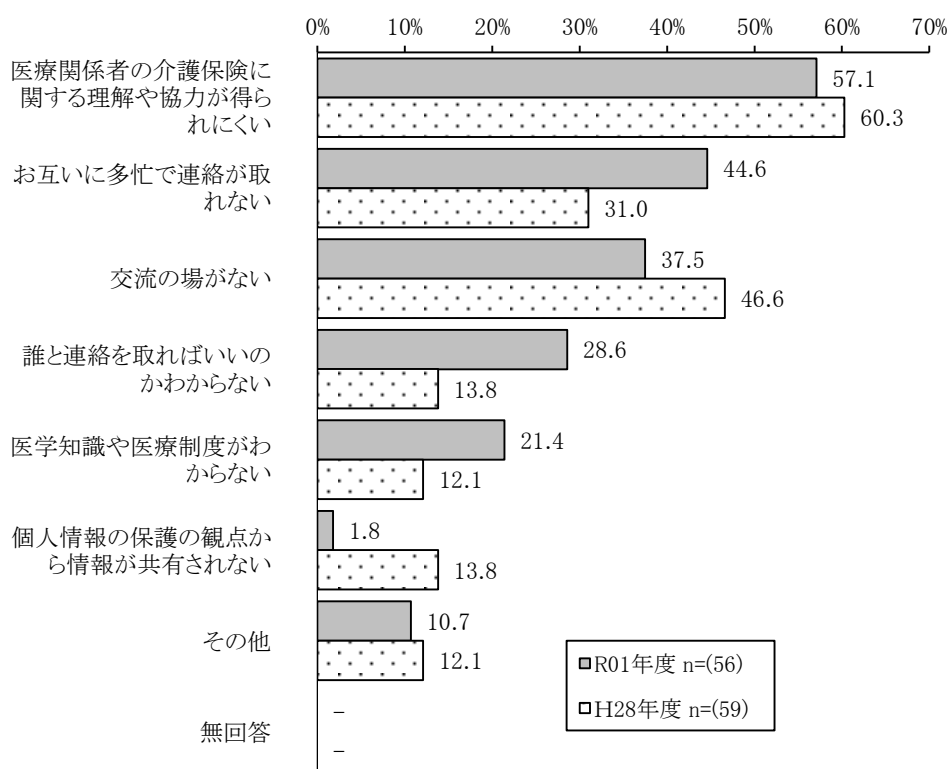


ケアマネジャーからみて、主治医との連携は十分にとれているかについては、「十分に連携がとれている」(4.2%)と「ほぼ連携がとれている」(47.5%)を合わせた『連携がとれている』は51.7%を占めていた。一方、「うまく連携がとれないでいる」(40.7%)と「ほとんど連携していない」(6.8%)を合わせた『連携していない』は47.5%となっている。



ケアマネジャーからみて、主治医との連携がとれていないと考える理由については、「医療関係者の介護保険に関する理解や協力が得られにくい」(57.1%)が最も高かった。以下、「お互いに多忙で連絡が取れない」(44.6%)、「交流の場がない」(37.5%)、「誰と連絡を取ればいいのかかわからない」(28.6%)となっている。

前回調査と比較すると、「お互い多忙で連絡が取れない」が13.6ポイント、「誰と連絡を取ればいいのかかわからない」が14.8ポイント、「医学知識や医療制度がわからない」が9.3ポイント高くなり、「医療関係者の介護保険に関する理解や協力が得られにくい」が3.2ポイント、「交流の場がない」が9.1ポイント、「個人情報の保護の観点から情報が共有されない」が12.0ポイント低くなっている。

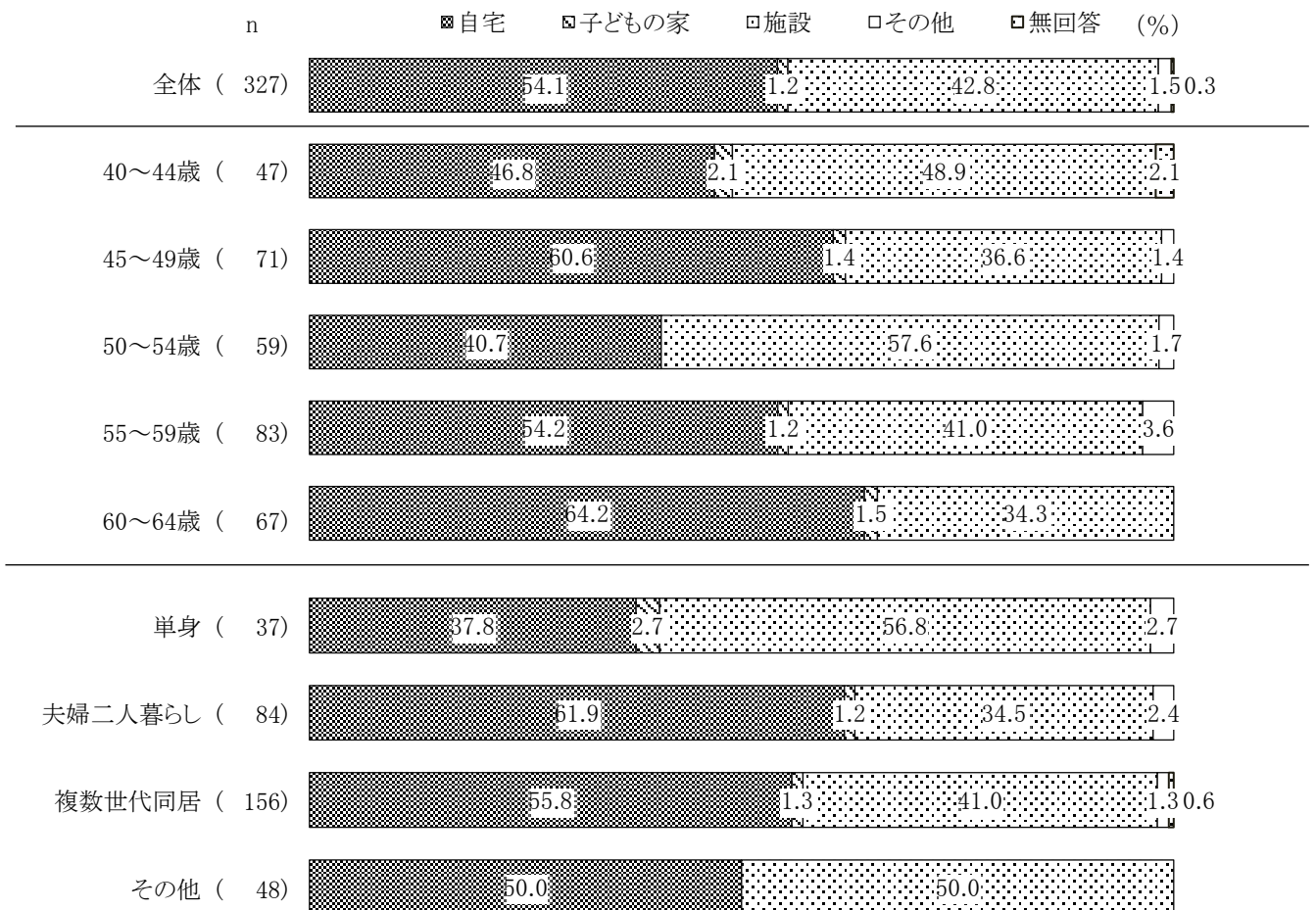


7：今後の高齢者支援の方向性について

一般市民における、介護が必要になったときに生活したい場所については、「自宅」が54.1%と最も高かった。一方、「施設」は42.8%となっている。

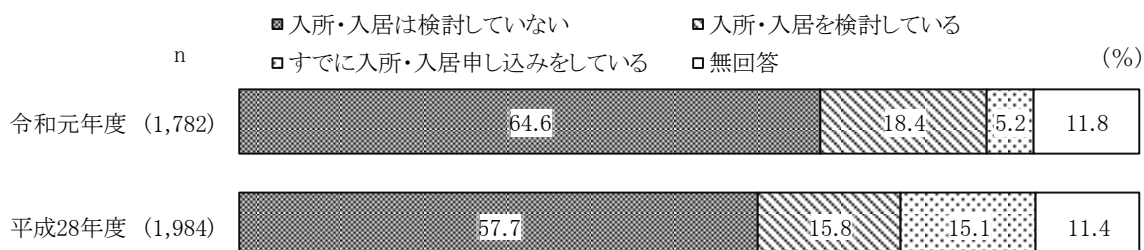
年齢別にみると、「自宅」は60～64歳が64.2%で最も高く、次いで45～49歳が60.6%、55～59歳が54.2%となっている。「施設」は50～54歳が57.6%で最も高く、次いで40～44歳が48.9%、55～59歳が41.0%となっている。

家族構成別にみると、「自宅」は夫婦二人暮らしが61.9%で最も高く、次いで複数世代同居が55.8%、その他が50.0%となっている。「施設」は単身が56.8%で最も高く、次いでその他が50.0%、複数世代同居が41.0%となっている。



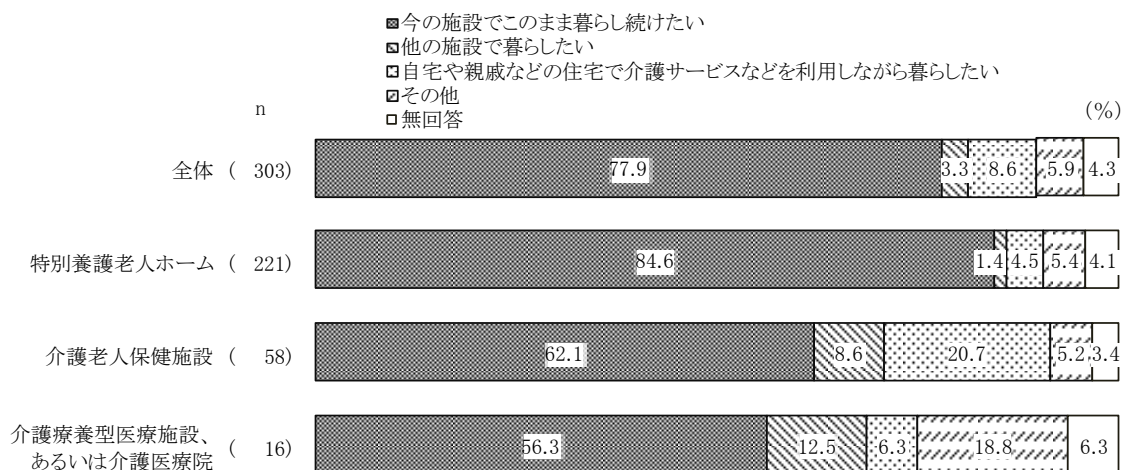
在宅サービス利用者における、現時点での施設等への入所・入居検討状況については、「入所・入居は検討していない」(64.6%)が最も高かった。以下、「入所・入居を検討している」(18.4%)、「すでに入所・入居申し込みをしている」(5.2%)となっている。

前回調査と比較すると、「入所・入居は検討していない」が6.9ポイント、「入所・入居を検討している」が2.6ポイント高く、「すでに入所・入居申し込みをしている」が9.9ポイント低くなっている。



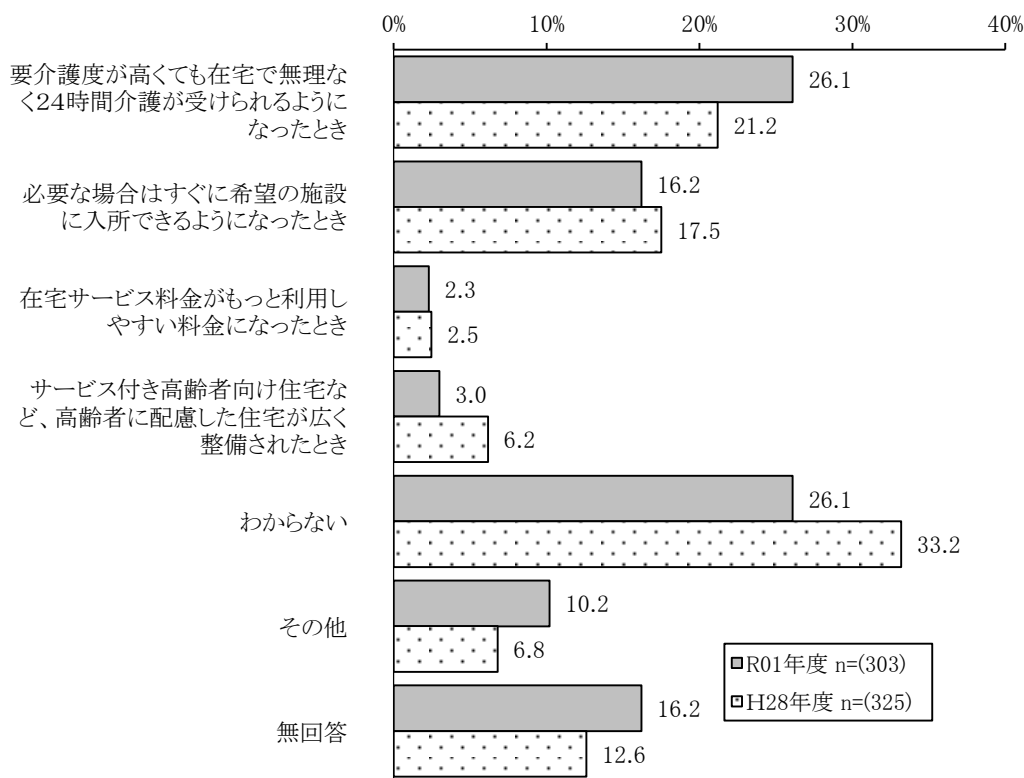
施設サービス利用者における、入所者ご本人の今後の生活への考え方については、「今の施設でこのまま暮らし続けたい」(77.9%)が最も高かった。以下、「自宅や親戚などの住宅で介護サービスなどを利用しながら暮らしたい」(8.6%)、「他の施設で暮らしたい」(3.3%)となっている。

入所施設別にみると、「今の施設でこのまま暮らし続けたい」は特別養護老人ホームが84.6%と高い。また、「自宅や親戚などの住宅で介護サービスなどを利用しながら暮らしたい」は介護老人保健施設で20.7%と高くなっている。



施設サービス利用者における、どのような条件が整えば施設へ申込みをせずに済むと思うかについては、「要介護度が高くても在宅で無理なく24時間介護が受けられるようになったとき」と「わからない」（ともに26.1%）が最も高かった。以下、「必要な場合はすぐに希望の施設に入所できるようになったとき」（16.2%）、「その他」（10.2%）となっている。

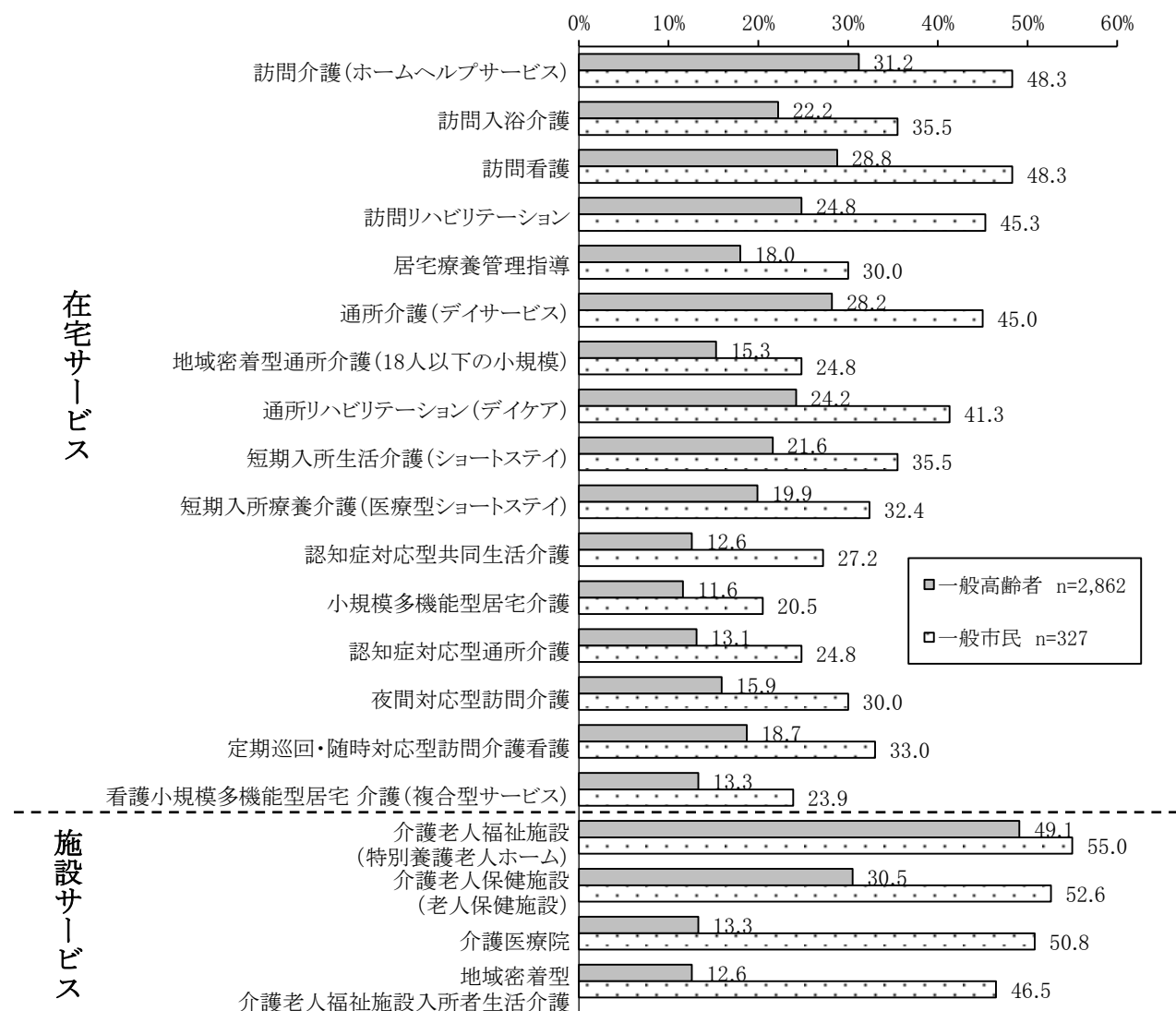
前回調査と比較すると、「要介護度が高くても在宅で無理なく24時間介護が受けられるようになったとき」が4.9ポイント高く、「必要な場合はすぐに希望の施設に入所できるようになったとき」が1.3ポイント、「サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者に配慮した住宅が広く整備されたとき」が3.2ポイント低くなっている。



8：介護サービスの提供状況について

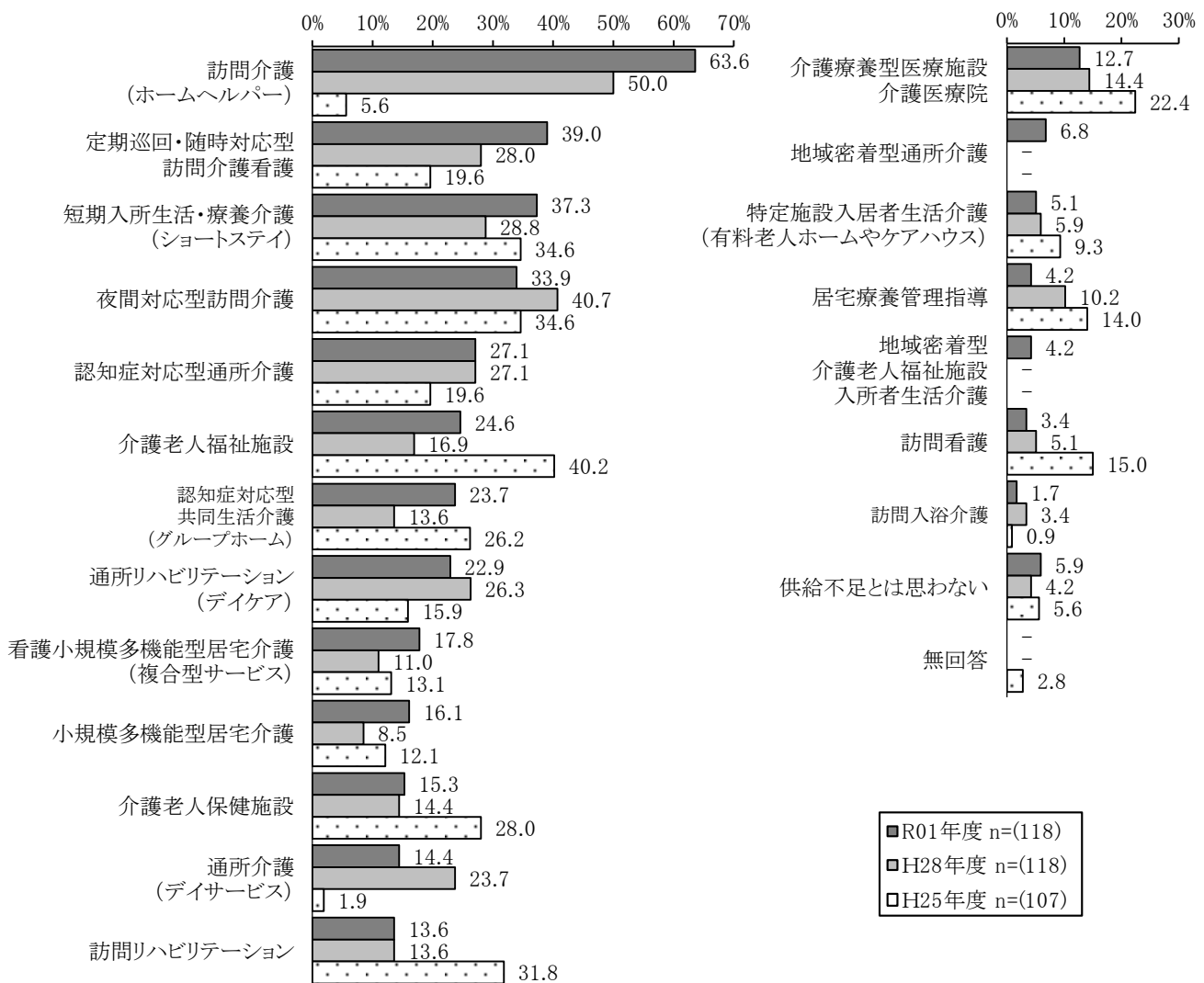
一般高齢者における、在宅サービスの利用意向については、「利用したい」と回答した割合の高い項目が、「訪問介護（ホームヘルプサービス）」（31.2%）、「訪問看護」（28.8%）、「通所介護（デイサービス）」（28.2%）、となっている。また、施設サービスの利用意向については、「希望する」と回答した割合の高い項目が、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」（49.1%）、「介護老人保健施設（老人保健施設）」（30.5%）、「介護医療院」（13.3%）、となっている。

一般市民における、在宅サービスでは、「利用したい」と回答した割合の高い項目が、「訪問介護（ホームヘルプサービス）」「訪問看護」（ともに48.3%）、「訪問リハビリテーション」（45.3%）、となっている。施設サービスでは、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」（55.0%）、「介護老人保健施設（老人保健施設）」（52.6%）、「介護医療院」（50.8%）がいずれも5割を超えている。

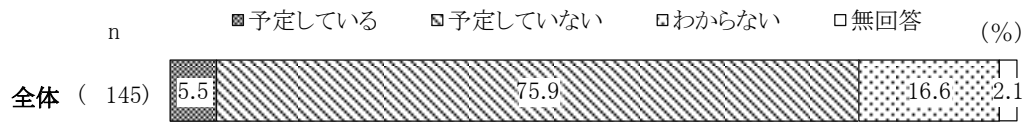


ケアマネジャーからみて、市内でサービスの供給量が不足していると感じる介護サービスについては、「訪問介護（ホームヘルパー）」（63.6%）が最も高かった。以下、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」（39.0%）、「短期入所生活・療養介護（ショートステイ）」（37.3%）、「夜間対応型訪問介護」（33.9%）となっている。

前回調査と比較すると、「訪問介護（ホームヘルパー）」が13.6ポイント、「定期巡回・随時対応型訪問看護」が11.0ポイント、「短期入所生活・療養介護（ショートステイ）」が8.5ポイント、「介護老人福祉施設」が7.7ポイント、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が10.1ポイント、「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）」が6.8ポイント、「小規模多機能型居宅介護」が7.6ポイント高く、「夜間対応型訪問介護」が6.8ポイント、「通所介護（デイサービス）」が9.3ポイント、「居宅療養管理指導」が6.0ポイント低くなっている。

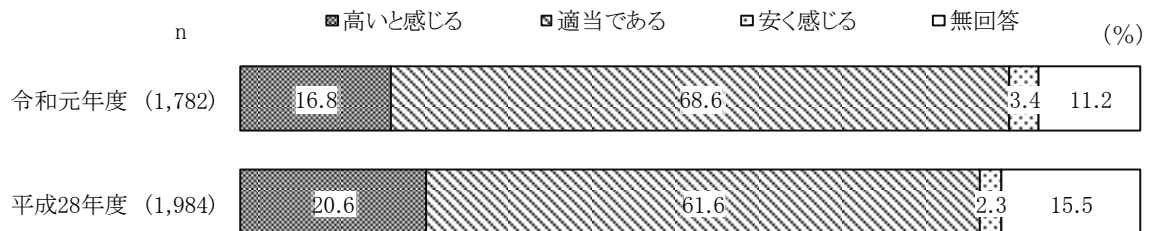


介護サービス提供事業所における、現行介護サービスの座間市内への新規参入予定については、「予定していない」(75.9%)が最も高かった。以下、「わからない」(16.6%)、「予定している」(5.5%)となっている。



在宅サービス利用者における、利用している介護サービスの自己負担額を高いと感じるかについては、「適当である」(68.6%)が最も高かった。以下、「高いと感じる」(16.8%)、「安く感じる」(3.4%)となっている。

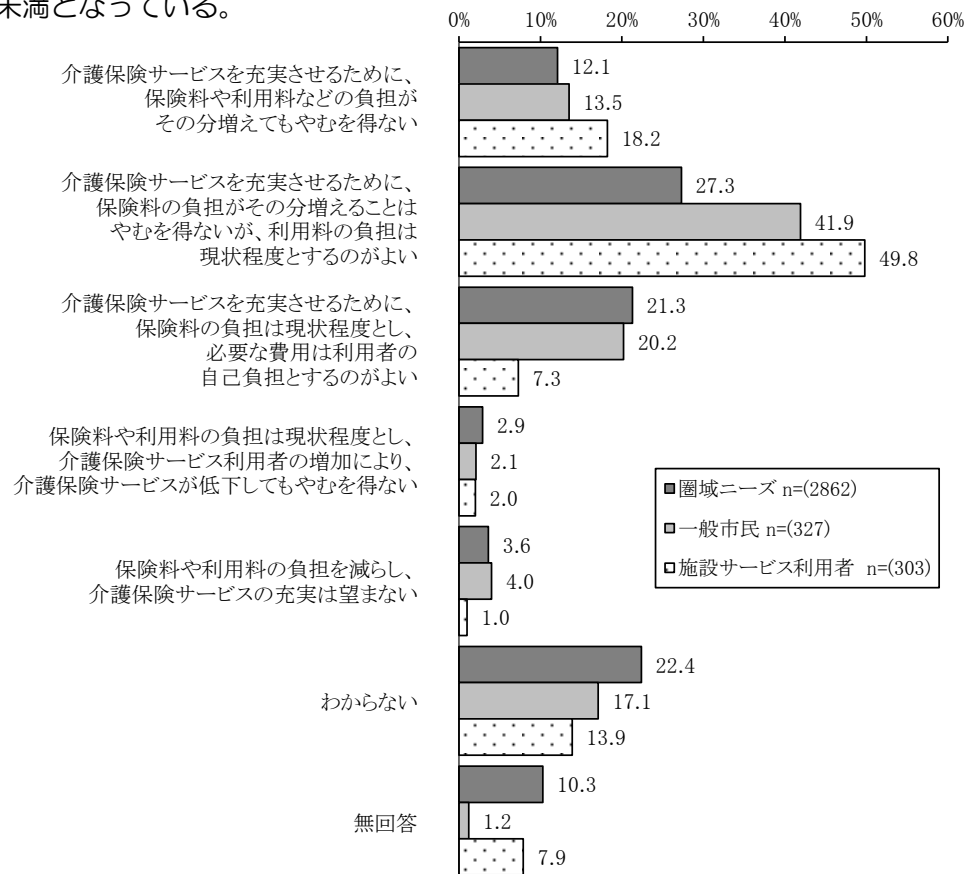
前回調査と比較すると、「適当である」が7.0ポイント高く、「高いと感じる」が3.8ポイント低くなっている。



一般高齢者と一般市民、施設サービス利用者に対し、介護保険料の負担が増える可能性があることについてどう思うかを尋ねた。

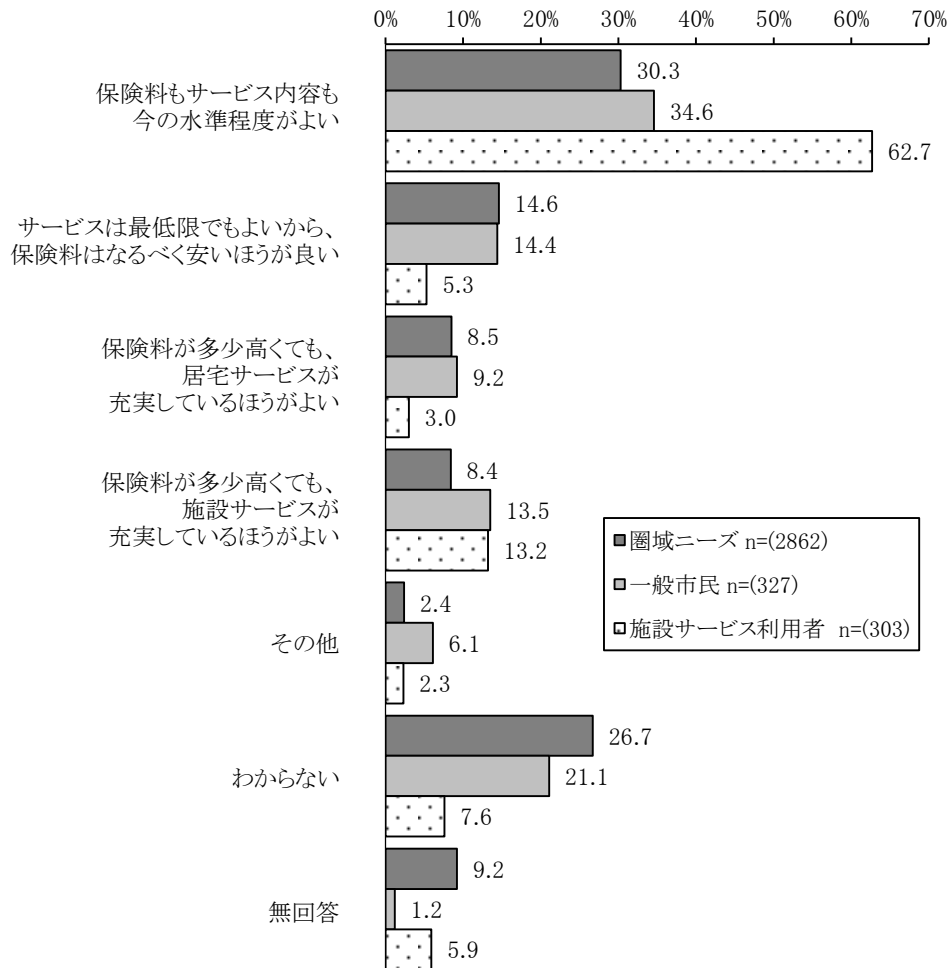
いずれの回答者でも、「介護保険サービスを充実させるために、保険料の負担がその分増えることはやむを得ないが、利用料の負担は現状程度とするのがよい」が最も高くなっているが、施設サービス利用者では49.8%と特に高くなっている。

一方、「介護保険サービスを充実させるために、保険料の負担は現状程度とし、必要な費用は利用者の自己負担とするのがよい」は、一般高齢者と一般市民で2割程度と2番目高くなっているが、施設サービス利用者では1割未満となっている。



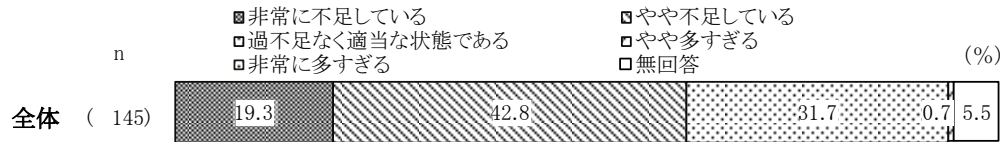
一般高齢者と一般市民、施設サービス利用者に対し、介護保険料の料金設定についてどう思うかを尋ねた。

一般市民と施設サービス利用者では、いずれの回答者でも、「保険料もサービス内容も今の水準程度がよい」が最も高く、特に施設サービス利用者では62.7%と過半数を超えていた。

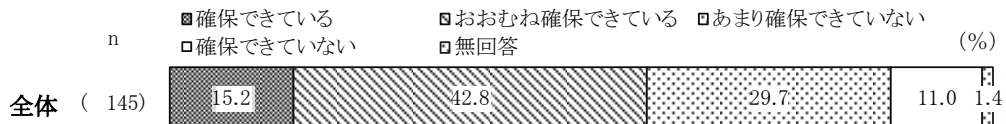


9：介護の人材について

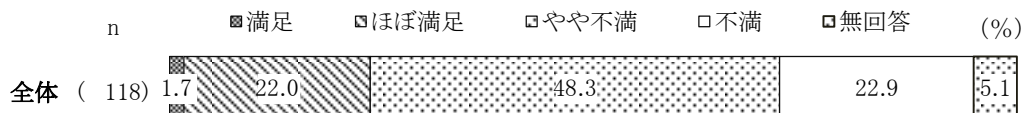
介護サービス提供事業所における、職員の過不足については、「やや不足している」（42.8%）が最も高く、「非常に不足している」（19.3%）と合わせた『不足している』が62.1%を占めていた。一方、「過不足なく適当な状態である」は31.7%となっている。



介護サービス提供事業所における、この1年間の介護人材の確保状況については、「おおむね確保できている」（42.8%）が最も高く、「確保できている」（15.2%）と合わせた『確保できている』は58.0%を占めていた。一方、「あまり確保できていない」（29.7%）と「確保できていない」（11.0%）を合わせた『確保できていない』は40.7%となっている。

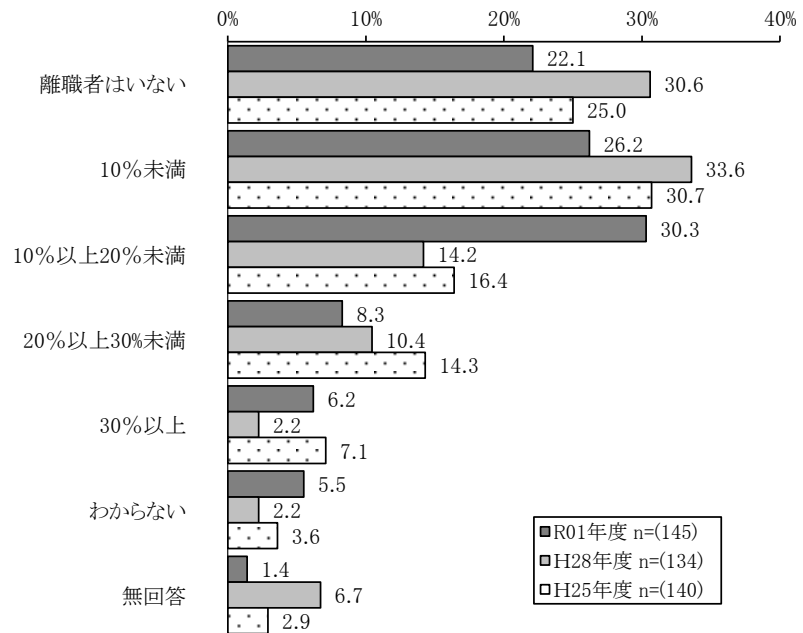


ケアマネジャーにおける、報酬の満足度については、「やや不満」（48.3%）と「不満」（22.9%）を合わせた『不満』は71.2%を占めていた。一方、「満足」（1.7%）と「ほぼ満足」（22.0%）を合わせた『満足』は23.7%となっている。



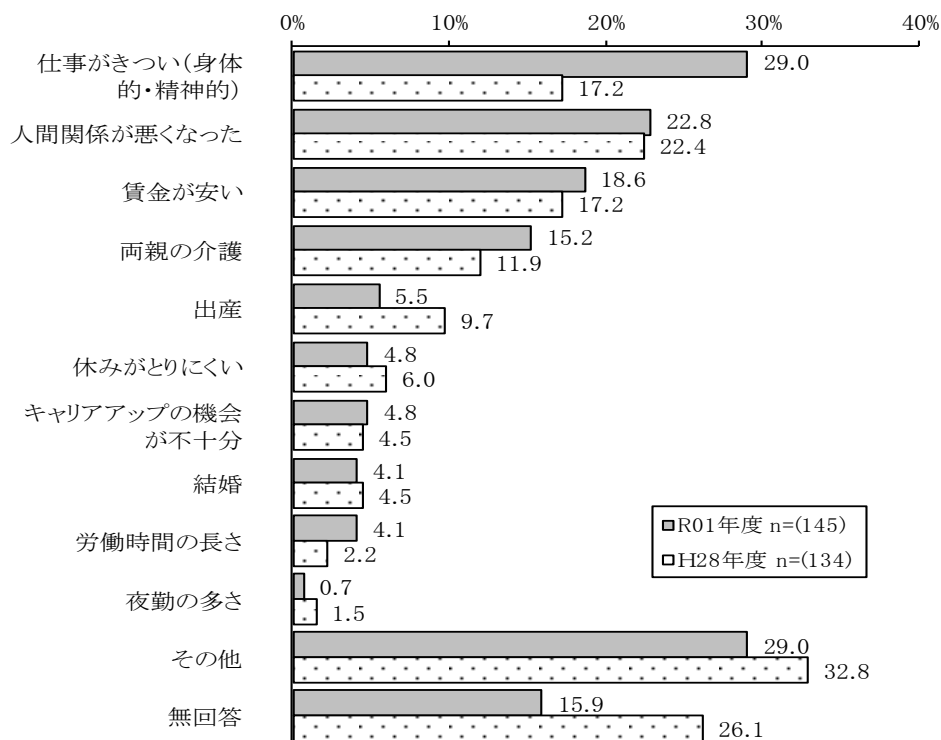
介護サービス提供事業所における、この1年間の介護職員の離職率については、「10%以上20%未満」(30.3%)が最も高かった。以下、「10%未満」(26.2%)、「離職者はいない」(22.1%)、「20%以上30%未満」(8.3%)となっている。

前回調査と比較すると、離職率10%以上は今回が44.8%、前回は26.8%と、18.0ポイント高くなっている。



介護サービス提供事業所における、離職者の離職理由については、具体的な選択肢の中では「仕事がきつい(身体的・精神的)」(29.0%)が最も高かった。以下、「人間関係が悪くなった」(22.8%)、「賃金が安い」(18.6%)、「両親の介護」(15.2%)となっている。その他として挙げられているものでは、「他事業への転職」や「本人の体調・体力による」などの記載が多かった。

前回調査と比較すると、「仕事がきつい(身体的・精神的)」が11.8%高くなっている。



2 用語解説

【あ行】

ICT

Information & Communications Technologyの略で、情報通信技術のことを指します。

【か行】

基本チェックリスト

介護予防事業について、介護認定を受けていない方（65歳以上）で、近い将来、要支援・要介護状態となるおそれがある（二次予防）事業対象者を選定するために、厚生労働省が作成したものです。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険法において要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等をまとめる者のことです。略称ケアマネ。

ケアマネジメント

利用者の自立支援やQOL（生活の質）の向上を目指し、利用者の希望をもとに必要な支援やサービスを調整したり結びつけたりしていく手法のことです。

ケアプラン

要支援 1・2 と要介護認定で要介護 1～5の判定を受けた方が、自立した在宅生活の継続を目的として介護サービスなどを利用するために作成する計画です。

コーホート変化率法

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団を意味し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅

住宅としての居室の広さや台所・水洗トイレ・収納設備浴室などの設備、バリアフリーといったハード面の一定の条件を備えています。また、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた賃貸等の住宅をいいます。これらのサービスの他に、介護・医療・生活支援サービスが提供・併設されている場合があります。

手段的日常生活動作（IADL）

摂食・排泄・着脱衣・移動などの人間の基本的な日常生活動作（Activities of Daily Living）に加え、買物・電話・外出などADLより高い自立した日常生活をおくる能力のことです。

生活習慣病

生活習慣病はその名の通り、普段の生活習慣が、発症や進行に深く関わっています。 高血圧・脂質異常症・糖尿病・肥満が代表的なものです。

世界アルツハイマーデー

1994年「国際アルツハイマー病協会」(ADI)は、世界保健機関(WHO)と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心に認知症の啓蒙を実施しています。また、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、様々な取り組みを行っています。

【た行】

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

【な行】

認知症ケアパス

認知症を有する高齢者等が、どのような状態にあっても対応できるサービス基盤を構築し、的確なコーディネートがなされ、そこにかかわる地域、医療、介護の人々が目標を共有できるようにするためのツールです。

認知症サポーター

認知症サポーターキャラバンにおける「認知症サポーター養成講座」を受講した者を「認知症サポーター」と称します。今後、認知症サポーターのうち、より実践的な活動を目指すオレンジパートナーの育成や、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターなどによる支援をつなぐ仕組み(チームオレンジ)の構築が期待されています。

認知症施策推進大綱

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を推進するため、令和元年6月18日にとりまとめられた政府の方針です。

【は行】

PDCAサイクル

計画(Plan)を、実施(Do)し、評価(Check)して、改善(Act)に結びつけ、その結果を次の計画に活かすサイクルこと。

フレイル

フレイルとは、加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像をいいます。

【ま行】

【や行】

ユニバーサルデザイン

文化、言語、国籍の違い、老若男女といった差異、障がい、能力の差異を問わずに利用することができる施設、製品、情報の設計（デザイン）をいいます。略称UD。

【ら行】

【わ行】

3 計画策定過程

(1) パブリックコメント（意見公募）の実施

【パブリックコメントの概要】

| | |
|--------|---|
| 募集期間 | 令和2年12月9日（水）～令和3年1月8日（金） |
| 配布・公開先 | <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・市役所1階介護保険課・市民情報コーナー ・市役所2階福祉長寿課 ・各出張所 ・青少年センター ・市公民館、北・東地区文化センター ・図書館 ・各コミュニティセンター |
| 対象者 | 市内在住・在勤・在学者、市内に事務所・事業所を有する法人またはその他の団体、公募事案に利害関係を有する方 |
| 提出対象 | 持参、郵送、ファクシミリ、市ホームページから電子申請 |

【意見公募の結果】

| | |
|------|---------------|
| 公募結果 | 提出者 1名 意見数 3件 |
|------|---------------|

※いただいた御意見、御意見に対する市の考え方は市ホームページにて公表しております。

(2) 会議の開催結果

【外部】座間市地域保健福祉サービス推進委員会

| 開催日・場所 | 審議内容等 |
|--------------------------------------|--|
| 令和元年度 令和元年12月13日（金） 場所 市役所会議室 | 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について ・アンケートについて ・策定スケジュールについて |
| 令和2年度 令和2年8月27日（木） 場所 総合福祉センター | 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について ・アンケート調査報告書について |
| 令和2年度 令和2年11月19日（木） 場所 市役所会議室 | 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について ・計画素案について ・パブリックコメントについて |
| 令和2年度 令和3年1月28日（木） 場所 市役所会議室 | 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について ・パブリックコメントの結果について ・最終案について |

【庁内】座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画見直し検討委員会

| 開催日・場所 | 審議内容等 |
|-------------------------------------|--|
| 令和元年度 令和元年11月15日（金） 場所 市役所会議室 | 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について ・アンケートについて ・策定スケジュールについて |
| 令和2年度 令和2年8月5日（水） 書面会議として開催 | 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について ・アンケート調査報告書について |
| 令和2年度 令和2年10月26日（月） 場所 市役所会議室 | 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について ・計画素案について ・パブリックコメントについて |
| 令和2年度 令和3年1月22日（金） 書面会議として開催 | 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について ・パブリックコメントの結果について ・最終案について |

【庁内】座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画見直し検討委員会ワーキンググループ

| 開催日・場所 | 審議内容等 |
|-------------------------------------|--|
| 令和元年度 令和元年10月18日（金） 場所 市役所会議室 | 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について ・アンケートについて ・策定スケジュールについて |
| 令和2年度 令和2年8月5日（水） 書面会議として開催 | 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について ・アンケート調査報告書について |
| 令和2年度 令和2年10月14日（金） 場所 市役所会議室 | 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について ・計画素案について |

4 座間市地域保健福祉サービス推進委員会規則

(平成 24 年 3 月 29 日規則第 21 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、座間市附属機関の設置に関する条例（昭和 48 年座間市条例第 48 号）第 3 条の規定に基づき、座間市地域保健福祉サービス推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、保健、医療その他福祉分野における各種サービスに関し調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療団体又は機関の代表者
- (2) 福祉団体の代表者
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

5 座間市地域保健福祉サービス推進委員会名簿

| No. | 関係団体名 | | 氏名 | 選出団体・役職等 |
|-----|-----------------------|----------|---------|--|
| 1 | 保健医療団体及び機関の関係者 | | 中川 正行 | 座間市医師会 |
| 2 | | | 土屋 光克 | 座間市歯科医師会 |
| 3 | 福祉団体関係 | | 鈴木 孝幸 | 座間市障害者団体連合会 会長 |
| 4 | | | 関 伴治 | 座間市老人クラブ連合会 会長 |
| 5 | | | 飛田 昭 | 座間市社会福祉協議会 会長 |
| 6 | | | 阿部 正信 | 座間市民生委員児童委員協議会 会長 |
| 7 | 社会福祉事業従事関係 | | 府川 孝臣 | 社会福祉法人日本キリスト教奉仕団 アガペセンター アガペサポートセ ンター施設長 |
| 8 | | | 岡山 昌子 | 社会福祉法人ユーアイ二十一 特別養護老人ホーム 太陽の家座間 管理者 |
| 9 | 学識経験者 | | 佐久間 志保子 | 和泉短期大学 特任教授 |
| 10 | 公募市民 | | 古谷 育代 | 公募市民 |
| 11 | | | 鈴木 八千代 | 公募市民 |
| 12 | その他市長が 必要と認める 者 | 自治会関係 | 菊地 孝 | 座間市自治会総連合会 会長 |
| 13 | | 関係行政機関 | 星野 美保 | 厚木保健福祉事務所 保健福祉部長 |
| 14 | | ボランティア団体 | 横田 登美子 | バリフリ座間 |
| 15 | | | 永井 由江 | 座間市点訳サークル あかり会 |

任期：令和元年12月1日～令和3年11月30日

6 座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画見直し検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画見直し検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しに係る必要な事項を調査検討するため、委員会等を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の見直しに関すること。
- (2) 介護保険事業計画の見直しに関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には福祉部長、副委員長には健康部長をもって充てる。
- 3 委員には、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第5条 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、委員会への関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会は、第3条に掲げる所掌事項についての専門的な調査研究のため、ワーキンググループを設置するものとする。

- 2 ワーキンググループのグループ員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 ワーキンググループにグループリーダーを置き、グループリーダーには福祉長寿課長をもって充てる。

(諮問)

第8条 委員会は、委員会における検討結果について、座間市地域保健福祉サービス推進委員会へ諮問することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は福祉長寿課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会において定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成25年11月12日から施行する。

この要綱は、平成28年11月11日から施行する。

この要綱は、令和2年5月28日から施行する。

別表1（第4条関係）

座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画見直し検討委員会名簿

| 役職 | 職名 |
|------|---------|
| 委員長 | 福祉部長 |
| 副委員長 | 健康部長 |
| 委員 | 福祉長寿課長 |
| 委員 | 介護保険課長 |
| 委員 | 障がい福祉課長 |
| 委員 | 生活援護課長 |
| 委員 | 健康づくり課長 |
| 委員 | スポーツ課長 |
| 委員 | 医療課長 |
| 委員 | 国保年金課長 |
| 委員 | 建築住宅課長 |
| 委員 | 生涯学習課長 |

別表2

座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画見直し検討委員会ワーキンググループ名簿

| 役職 | 職名 |
|--------|---------------|
| リーダー | 福祉長寿課長 |
| サブリーダー | 介護保険課長 |
| グループ員 | 福祉長寿課福祉総務係長 |
| グループ員 | 福祉長寿課長寿係長 |
| グループ員 | 介護保険課保険係長 |
| グループ員 | 介護保険課認定係長 |
| グループ員 | 介護保険課地域支援係長 |
| グループ員 | 介護保険課事業者支援係長 |
| グループ員 | 生活援護課自立サポート担当 |
| グループ員 | 健康づくり課健康づくり係長 |
| グループ員 | 健康づくり課予防係長 |
| グループ員 | スポーツ課振興係長 |
| グループ員 | 医療課医療対策係長 |
| グループ員 | 福祉長寿課長寿係係員 |
| グループ員 | 介護保険課保険係係員 |
| グループ員 | 介護保険課認定係係員 |
| グループ員 | 介護保険課地域支援係係員 |

座間市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)

発行日：令和3年3月

発行：神奈川県座間市

編集：座間市健康部介護保険課

福祉部福祉長寿課

〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046 (255) 1111 (代表)